

平成27年第1回森町議会3月会議会議録（第1日目）

平成27年3月2日（月）

開議 午前10時00分

延会 午前11時51分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について
平成26年度森町一般会計補正予算（第6号）
- 5 議案第 1 号 森町行政手続条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 2 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律
の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 7 議案第 3 号 森町立保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第 4 号 森町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 9 議案第 5 号 森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 10 議案第 6 号 森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運
営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のため
の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正す
る条例制定について
- 11 議案第 7 号 森町地域福祉基金条例等を廃止する条例制定について
- 12 議案第 8 号 森町保育の実施に関する条例を廃止する条例制定について
- 13 議案第 9 号 森町債権管理条例制定について
- 14 議案第10号 森町子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条
例制定について
- 15 議案第11号 森町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定
介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定め
る条例制定について
- 16 議案第12号 森町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関す
る基準を定める条例制定について
- 17 議案第13号 平成26年度森町一般会計補正予算（第7号）
- 18 議案第14号 平成26年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

- 19 議案第15号 平成26年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 20 議案第16号 平成26年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 21 議案第17号 平成26年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
- 22 議案第18号 平成26年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正
予算（第3号）
- 23 議案第19号 平成26年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）
- 24 議案第20号 平成26年度森町水道事業会計補正予算（第2号）
- 25 議案第21号 平成26年度森町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 26 議案第22号 財産の取得について
- 27 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 28 議案第23号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第24号 森町ことぶき出産奨励事業条例の一部を改正する条例制定につい
て
- 議案第25号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第26号 森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちゃっぷ林館条例の一部
を改正する条例制定について
- 議案第27号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 議案第28号 平成27年度森町一般会計予算
- 議案第29号 平成27年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第30号 平成27年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第31号 平成27年度森町介護保険事業特別会計予算
- 議案第32号 平成27年度森町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第33号 平成27年度森町港湾整備事業特別会計予算
- 議案第34号 平成27年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
- 議案第35号 平成27年度森町国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第36号 平成27年度森町水道事業会計予算
- 議案第37号 平成27年度森町公共下水道事業会計予算
- 29 発議第1号 森町議会会議条例の一部を改正する条例制定について
- 30 発議第2号 森町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 31 発議第3号 森町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 32 意見書案第1号 農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書
- 33 意見書案第2号 ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書
- 34 意見書案第3号 外国人技能実習制度の拡充を求める意見書
- 35 意見書案第4号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員
と処遇改善を求める意見書
- 36 議員の派遣について

3 7 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（14名）

議長	1 6 番	野 村	洋 君	副議長	1 番	菊 地	康 博 君
	2 番	山 田	誠 君		3 番	宮 本	秀 逸 君
	4 番	松 田	兼 宗 君		5 番	前 本	幸 政 君
	6 番	川 村	寛 君		7 番	西 村	豊 君
	8 番	木 村	俊 広 君	1 1 番	小 杉	久美子 君	
	1 2 番	長 岡	輝 仁 君	1 3 番	三 浦	浩 三 君	
	1 4 番	東	秀 憲 君	1 5 番	黒 田	勝 幸 君	

○欠席議員（1名）

9 番 堀 合 哲 哉 君

○出席説明員

町 長	梶 谷	恵 造	君
副町長	片 野	滋	君
会計管理者兼 出納室長	釣	隆 吉	君
監査委員	池 田	勝 元	君
総務課長	木 村	浩 二	君
選挙管理委員会 書記長兼監査 事務局書記長	安 藤	仁	君
防災交通課長	小 田 桐	克 幸	君
契約管理課長	小 井 田	徹	君
企画振興課長	木 村	哲 二	君
税 務 課 長	伊 藤	昇	君
収納管理課長	久 保	康 人	君
保健福祉課長	山 田	仁	君
保健福祉課参事	住 吉	英 勝	君
保健福祉課参事兼 保健センター長	金 丸	由 起 子	君（欠席）
住民生活課長	佐々木	陽 市 郎	君
環 境 課 長	横 内	仁 司	君
農林課長兼農業 委員会事務局長	工 藤	秀 則	君
水 産 課 長	黒 川	安 明	君
商工労働観光課長	菊 池	一 夫	君
商工労働観光課参事	新 田	清 文	君

建設課長	岩瀬英一君
建設課技術長	富原尚史君
砂原支所長	川村光夫君
地域振興課長	落合浩昭君
町民サービス課長	坂井定幸君
兼保健対策課長	
教 育 長	香田隆君
学校教育課長	清水雅信君
学校教育課参事	若松幸弘君
社会教育課長	金丸孝也君
兼公民館長	
生涯学習課長	中島将尊君
体育課長兼	
体育館長	武井肇君
給食センター長	金丸義樹君
図書館長	澤田勝則君
さくらの園・園長	柏 洸 茂君
病院事務長	坂田明仁君
上下水道課長	石島則幸君
上下水道課参事	小松裕章君
消 防 長	山田春一君
消 防 署 長	山下英一君

○出席事務局職員

事務局長	藤田司志君
議事係長	村本政君
庶務係長	喜田和子君

○会議に付した事件

- 1 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について
平成26年度森町一般会計補正予算（第6号）
- 2 議案第 1 号 森町行政手続条例の一部を改正する条例制定について
- 3 議案第 2 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律
の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 4 議案第 3 号 森町立保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 4 号 森町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 5 号 森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 6 号 森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運

営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

- 8 議案第 7 号 森町地域福祉基金条例等を廃止する条例制定について
- 9 議案第 8 号 森町保育の実施に関する条例を廃止する条例制定について
- 10 議案第 9 号 森町債権管理条例制定について
- 11 議案第 10 号 森町子ども・子育て支援法第 87 条の規定による過料に関する条例制定について
- 12 議案第 11 号 森町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について
- 13 議案第 12 号 森町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定について
- 14 議案第 13 号 平成 26 年度森町一般会計補正予算（第 7 号）
- 15 議案第 14 号 平成 26 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 16 議案第 15 号 平成 26 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 17 議案第 16 号 平成 26 年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 18 議案第 17 号 平成 26 年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 19 議案第 18 号 平成 26 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 20 議案第 19 号 平成 26 年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 21 議案第 20 号 平成 26 年度森町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 22 議案第 21 号 平成 26 年度森町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 23 議案第 22 号 財産の取得について
- 24 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

平成27年第1回森町議会3月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ですが、森町議会会議条例第4条第1項第1号の規定により、休会中にかかわらず議事の都合により3月会議を再開します。

これから本日の会議を開きます。

開会に際し、傍聴者を初め皆様にお願いがございます。議場におけるボイスレコーダーの搬入や携帯電話の音は本会議の妨げとなります。持ち込まないのが原則ですが、マナーモードに設定するか、電源を切って入場されるようご協力お願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、15番、黒田勝幸君、1番、菊地康博君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（野村 洋君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

審議日数ですが、本日より3月13日までを予定しております。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議会一般事務報告は、配付のとおりであります。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第1号

○議長（野村 洋君） 日程第4、承認第1号 専決処分した事件の承認について、平成26年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） それでは、承認第1号 専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。

本件は、平成26年度森町一般会計予算において補正を要することとなったので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めるものです。

1 ページをごらんください。本件につきましては、平成26年度森町一般会計補正予算の第6回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,000万円を追加し、歳入歳出それぞれ103億2,544万8,000円としたものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。まず、6 ページ、7 ページの歳出になりますが、款8 土木費の除雪業務委託料ですが、昨年の12月の豪雪や雨による融雪の除雪対策により予算不足が懸念されたため、1月の不測の事態に対応するため予算を補正したものです。

また、4 ページ、5 ページの歳入では、所要財源として全額財政調整基金を計上したものでございます。

以上で専決処分の報告とし、承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから承認第1号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第4、承認第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第5 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第5、議案第1号 森町行政手続条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） それでは、議案第1号についてご説明申し上げます。

本案は、森町行政手続条例の一部を改正する条例制定についてです。

資料ナンバー1をごらんください。行政手続法の改正に伴い、関連する条文を改正しようとするものです。

提案内容は、行政指導の根拠等の提示の義務化、行政指導の中止等の求めの新設、処分等の求めの新設の3点でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第1号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第6、議案第2号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○学校教育課長（清水雅信君） それでは、議案の第2号についてご説明いたします。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定でございます。

なお、資料ナンバー2で説明資料及び新旧対照表を提出しておりますので、ご参照ください。提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されることに伴い、森町職務に専念する義務の特例に関する条例、森町非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び森町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正内容ですが、森町職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正では、法律の一部改正に伴い新教育長の職務専念義務の免除について規定するものでございます。

森町非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正では、新教育長は教育委員長と一本化したことにより、委員長の報酬額、旅費額を削除するものでございます。

森町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正では、新教育長の勤務条件を森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の適用を受ける職員の例によるものと規定します。任命権者を教育委員会と規定したものでございます。

施行日については、平成27年4月1日において現に在職する教育長が欠けた日または平成29年5月10日のいずれか早い日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議お願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第2号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第7、議案第3号 森町立保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○住民生活課長（佐々木陽市郎君） それでは、議案第3号 森町立保育所条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

本条例は、平成26年の児童福祉法の一部改正及び子ども・子育て支援法の制定により、森町立保育所条例の一部について改正しようとするものです。

以下、配付資料3の条例新旧対照表によりご説明いたします。資料3をお開き願います。第1条中、保育に欠けるを保育を必要とするに改め、第5条を第6条とし、新たに第5条として保育料の条項をつけ加えるものです。これは、子ども・子育て新制度により公立保育所の保育料は施設使用料とされ、保育料を徴収する根拠を新たに町条例において規定する必要が生じたことによるものです。

なお、条例施行日は、平成27年4月1日にしようとするものです。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第3号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第8、議案第4号 森町公共下水道条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（石島則幸君） それでは、議案第4号 森町公共下水道条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

次ページをお開きいただきたいと思います。あわせて資料4の森町公共下水道条例新旧対照表をご参照いただきたいと思います。提案理由でございますが、本案は下水道法施行令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、市町村の下水道条例の制定等に関する事務の参考としている標準下水道条例の一部が改正されたことで、森町下水道条例の一部を改正するものです。

主たる内容については、健康、環境被害物質等に係る排水基準の強化であります。あわせて森町下水道条例記載の対象となる物質名の修正を行うものです。

新旧対照表によりご説明いたします。排水基準の強化については、現行第16条第1項第1号中、下線部分の0.1ミリグラムを0.03ミリグラムに改め、物質名の修正については同じく下線部分のカドニウムをカドミウムに改めるものです。

附則として、施行日は、公布の日からとするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第4号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第8、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第9、議案第5号 森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（住吉英勝君） 議案第5号の森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第1号）の一部を改正する条例についてご説明いたします。

条例の朗読を省略させていただき、資料ナンバー５を提出しております。本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の施行並びに介護保険法（平成９年法律第123号）の規定に基づき、介護保険法施行規則等の一部が改正されたことに伴い本条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容につきましては、地域密着型サービスの名称変更及び地域密着型サービスの人員、運営等の基準を改正しようとするものです。

資料によりご説明いたします。資料２をお開き願います。新旧対照表によりご説明いたします。資料４ページをお開き願います。目次の第９章では、地域密着型サービスの名称を複合型サービスから看護小規模多機能型居宅介護に改めようとするものです。

資料４ページの中段、第６条から34ページの202条までは、介護保険法施行規則等の一部が改正されたことにより条文を整理しようとするものです。

以上で森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野村 洋君） これから議案第５号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第５号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第９、議案第５号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０ 議案第６号

○議長（野村 洋君） 日程第10、議案第６号 森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（住吉英勝君） 議案第６号についてご説明いたします。

森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条

例（平成25年条例第2号）の一部を改正する条例についてご説明いたします。

条例の朗読を省略させていただき、資料ナンバー6を提出しております。本案は、議案第5号で承認をいただきました森町地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例と同様の改正内容であり、介護予防サービス事業に係る地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の施行並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づき、介護保険法施行規則等の一部が改正されたことに伴い本条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容につきましては、地域密着型介護予防サービスの名称変更に伴う名称の変更及び地域密着型介護予防サービスの人員、運営等の基準を改正しようとするものです。

資料によりご説明いたします。資料2ページをお開き願います。森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表により説明いたします。条例第7条第4項中、前3項を第1項から第3項に改め、同項を同条第5項として、同条第3項の次に1項を加え、第4項として設備の併用及び届け出について規定しようとするものです。

資料の2ページ下段、第8条から資料13ページ第86条までは、介護保険法施行規則等の一部が改正されたことにより条文の整理をしようとするものです。

以上で森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野村 洋君） これから議案第6号に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第10、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第7号

○議長（野村 洋君） 日程第11、議案第7号 森町地域福祉基金条例等を廃止する条例

制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） それでは、議案第7号についてご説明申し上げます。

本案は、森町地域福祉基金条例等を廃止する条例制定についてです。

森町地域福祉基金、森町地域づくり推進基金、森町土地開発基金の3条例は、所期の目的は達成されて形骸的なことから基金を整理することで今回廃止をしようとするものです。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第7号に対する質疑を行います。

○4番（松田兼宗君） ちょっと確認したいのですが、これ残高というのはあるのですか。あるとすればそれをどこに持っていくのか、ちょっとそれをお願いします。

○総務課長（木村浩二君） 当然基金ですので、残高はございます。これでこの後補正予算の中で説明させていただいて、3条例の残高は全部財調に積もうということにさせていただきます。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第11、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第8号

○議長（野村 洋君） 日程第12、議案第8号 森町保育の実施に関する条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○住民生活課長（佐々木陽市郎君） それでは、議案第8号 森町保育の実施に関する条例を廃止する条例制定についてをご説明いたします。

廃止の理由につきましては、子ども・子育て新制度による児童福祉法の一部改正により、児童福祉法第24条第4項中の保育の実施との用語が保育の利用に改正され、保育の実施基準により定められた森町保育の実施に関する条例は法的根拠がなくなることから廃止しようとするものです。

なお、条例施行日は、平成27年4月1日にしようとするものです。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第8号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第12、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第9号

○議長（野村 洋君） 日程第13、議案第9号 森町債権管理条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○収納管理課長（久保康人君） それでは、議案第9号についてご説明申し上げます。

本案は、森町債権管理条例の制定でございます。

提案理由でございますけれども、滞納債権の取り組み強化や収納対策向上を初め債権管理の手順の統一化、基準の明確化、公債権と私債権の分類に応じた取り扱いの明確化や必要性など債権管理の一層の適正化を図るため、体系的管理基準に加え司法手続や徴収不能な債権の処理基準を明確にするため、森町債権管理条例を制定するものでございます。

資料ナンバー7を提出しておりますので、ご参照ください。主な内容についてご説明をさせていただきますというふうに思います。資料ナンバー7の1ページからご説明させていただきます。まず初めに、第1条、趣旨であります、条例を定める目的を明らかにするものでございます。

第2条、定義については、条例における用語の意義について定めたものでございます。

2ページ目をご参照ください。第3条、法令との関係については、町の債権管理のルールを定めたものでございます。

第4条、町長の責務については、町の債権の適正管理の責務について定めたものでございます。

第5条、台帳の整備については、台帳を整備することを定めたものでございます。

3ページ目、第6条、滞納者情報の相互利用については、各種公金の徴収の連携強化を定めたものでございます。

第7条、督促については、督促状の発付を定めたものでございます。

第8条、滞納処分については、督促後も履行されない場合の滞納処分等の処置について定めたものでございます。

4 ページ目、第9条、強制執行等については、督促後も履行されない場合に行う強制執行等の措置について定めたものでございます。

第10条、専決処分でございますけれども、町長の専決処分を定めたものでございます。

5 ページ目をご参照ください。第11条、履行期限の繰り上げについてでございます。履行期限を契約等に定める期限ではなく、町が指定する期限に早めることについて定めたものでございます。

第12条、債権の申し出等については、法令の規定により町が債権者として配当の要求その他債権の申し出をすることができることを定めたものでございます。

6 ページ目をご参照ください。第13条、徴収停止については、法人が事業を中止したり、債務者が所在不明になった場合のその他債権の徴収停止について定めたものでございます。

第14条、履行延期の特約等については、その他債権について生活困窮者等の場合の履行期限の延期について定めたものでございます。

8 ページ目をご参照ください。第15条の免除については、債務者の無資力等により履行延期の特約等を行った債権の免除について定めたものでございます。

9 ページ目でございます。第16条、放棄については、条例の規定に基づき適正な管理を行っても徴収見込みがない債権で一定の要件を満たすものについて、債権を効率的かつ合理的に管理するため、債権を放棄できることを定めたものでございます。

なお、第16条の1行目と2行目にその他債務と記載しておりますが、その他債権でありますので、訂正をしていただきたいというふうに思います。また、11ページの委任、第16条とあるのは第18条にあわせて訂正願いたいと思います。なお、議案第9号の条例文については誤りがないので、申し添えておきたいというふうに思います。

それでは、引き続き11ページをご参照ください。第17条、公営企業管理者が管理する債権への適用については、町長とあるのは公営企業管理者と読みかえるものでございます。

第18条、委任については、この条例以外に必要な事項がある場合、規則で定めるものでございます。

なお、附則として、この施行日は、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上、説明にかえさせていただきます。ご審議のほうよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） これから議案第9号に対する質疑を行います。いいですか。

○11番（小杉久美子君） 11ページの委任のところ、第16条になってはいますが、これは18条の間違いではない。16条のままで構いませんか。

○収納管理課長（久保康人君） 委任の部分は、大変失礼しました。16条は18条の訂正で

ございますので。ただ、本文は先ほど申し上げたとおりそのまま正しくなってございますので、ご理解をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第13、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第10号

○議長（野村 洋君） 日程第14、議案第10号 森町子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○住民生活課長（佐々木陽市郎君） それでは、議案第10号 森町子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例制定についてをご説明いたします。

配付資料ナンバー8を提出しております。資料8をお開き願います。条例制定理由につきましては、子ども・子育て支援法が施行され、就学前の児童の教育、保育施設等を利用する際、保護者は町に支援認定の申請をし、教育、保育施設を利用したときに施設給付費等の給付を受けることになります。その際、不正に受給した支援認定保護者及び教育、保育提供事業者等に対し子ども・子育て支援法第87条の規定による過料を科することに関し必要な事項を定めようとするものです。

なお、条例施行日は、平成27年4月1日にしようとするものです。

資料下段には、子ども・子育て支援法第87条を記載しておりますので、参考としてお読み取り願います。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第10号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第14、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第11号

○議長（野村 洋君） 日程第15、議案第11号 森町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（住吉英勝君） 議案第11号 森町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。

条例の朗読を省略させていただきまして、本案の内容につきましては資料ナンバー9として提出しておりますので、資料により説明させていただきます。本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次地方分権一括法）により介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の22第2項第1号、（指定介護予防支援の指定の申請者に関する基準）、第59条第1項第1号、（基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営並びに基準該当介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）並びに第115条の24第1項及び第2項、（指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）が規定されたことにより本条例を制定するものです。

内容につきましてご説明いたします。本条例は、第1章、第1条から第7章、第34条までとなっております。第1章、第1条では、本条例の趣旨について規定しております。

第2章、第2条、第3章、第3条では介護予防支援事業者の支援について、第4章、第4条、第5条では指定を受ける事業の人員について規定しております。

第5章、第6条から第30条までは、指定を受けた事業者の事業の運営に関する基準を規定しております。

第6章、第31条から第33条までは、指定を受けた事業者の利用に対するサービス計画の取り扱いについて規定しております。

第7章、第34条では、基準該当事業者の事業について規定しております。

なお、附則1といたしまして、施行期日は、平成27年4月1日からとなっております。

附則2では、この条例の制定により森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、

設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年森町条例第2号）の一部が改正される部分について定めようとするものです。

以上、条例の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第11号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第15、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第12号

○議長（野村 洋君） 日程第16、議案第12号 森町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（住吉英勝君） 議案第12号 森町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。

条例の朗読を省略させていただきます。本案の内容につきましては資料ナンバー10として提出しております。本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次地方分権一括法）により介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第4項、（地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものとして市町村で定める基準）が規定されたことに伴い本条例を制定するものです。

内容につきましてご説明いたします。本条例は、第1条から第5条までとなっております。第1条では、本条例の趣旨について規定しております。

第2条ではこの条例における用語の定義について、第3条では地域包括支援センターが行う包括的支援事業の基本方針を定めております。

第4条では、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について規定しております。

第5条では、地域包括支援センターの運営の確保を規定しております。

なお、附則といたしまして、施行期日は、平成27年4月1日からとなっております。

以上、森町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第12号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第16、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第13号

○議長（野村 洋君） 日程第17、議案第13号 平成26年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） それでは、議案第13号についてご説明申し上げます。

本案は、平成26年度森町一般会計補正予算の第7回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,566万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ101億5,978万3,000円にしようとするものです。

第2条、地方債の変更は第2表に、第3条、繰越明許費の設定は第3表に掲載のとおりでございます。

以下、事項別明細書によりご説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出とも事務執行精査による減額補正が主なものですので、説明を省略する部分もありますので、ご了承願います。

それでは、歳入ですが、8ページ、9ページをお開き願います。款14国庫支出金、目1民生費国庫負担金567万3,000円、また下段の款15道支出金、目1民生費負担金の283万7,000円は、障がい者介護対象者の増によりそれぞれ増額をするものです。

次に、10ページ、11ページですが、款15道支出金、項2道補助金、目4農林水産業費補助金、節1農業費補助金1,416万9,000円は、対象農家が購入する農業用機械に対する補助金を計上しております。

続いて、12ページ、13ページですが、款16財産収入、目1不動産売払収入、節1土地売払収入では町有地の売却、また節3その他の不動産売払収入305万6,000円は立木の売り払い、目2物品売払収入の558万1,000円は水産物堆肥化施設で使用していたホイールローダ

一を売り払いしたものです。

同じく款17寄附金は、それぞれ目的別に受けた寄附金を計上しております。

同じく款18繰入金、項1基金繰入金の中で財政調整基金は、予算の収支の均衡を図るため減額をするものです。そのほかは、予算の執行精査によるものです。また、グリーンピア大沼施設整備等基金からの2,000万円の繰り入れは、グリーンピア大沼株式会社との当初の貸付契約時に保証金として2,000万円を預かっておりましたが、本来基金で保管するのではなく、保証金という性格上歳入歳出外現金で保管すべきであったため、今回これを是正し、この保証金の取り扱いについて即時的または柔軟に対応できるようにしようとするものです。

続いて、14、15ページの款20諸収入、目3雑入の1,724万1,000円、各基金廃止に伴う精算金、また長期滞在ビジネス推進事業に対して北海道市町村振興協会より100万円の助成金を計上しております。

次に、歳出ですが、各科目に燃料費、電気料の増額補正がありますが、これらは単価が上昇したことが要因となっておりますので、説明は省略させていただきます。

16ページ、17ページですが、款2総務費、目4財産管理費、節23償還金利子及び割引料の2,000万円は、歳入で説明しましたグリーンピア大沼契約保証金を歳入歳出外現金へ振りかえしようとするものです。節25積立金ですが、財政調整基金には基金廃止に伴う精算金を含めた積み立てとその他は確定額によりそれぞれ積み立てをしようとするものです。

次に、20、21ページの款3民生費、項1社会福祉費、目4老人福祉総務費、節28繰出金の965万3,000円は、介護保険事業会計において法改正による給付システムの改修や給付費の増額によるものです。

続いて、目5障害者福祉費、節20扶助費の増額は、障がい者介護給付の対象者が増えたことが主な要因です。

次に、24、25ページの款6農林水産業費、目2農業総務費、節19の経営体育成支援事業補助金は、農業用機械の購入に対し北海道からの補助金を同額対象農家に補助をしようとするものです。

次に、26、27ページの項3水産業費、目2水産業振興費、節19の地域水産物普及拠点施設実施設計委託事業補助金は、水産加工業協同組合が整備する店舗の実施設計に係る経費を計上しております。

次に、28、29ページの款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路橋梁維持費、節14使用料及び賃借料の281万4,000円は、ドクターヘリの運行に伴い冬期間のランデブーポイントの除雪経費として重機借り上げ料を計上するものです。

次に、38、39ページの款10教育費、項5社会教育費、目4文化財振興費、節17公有財産購入費1億2,443万2,000円の減額は、当初予算に比較し立木の本数と買収単価に差異があったため、歳入でも連動して補助金を減額するものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第13号に対する質疑を行います。なお、ページ数を言ってから質疑してください。ありませんか。

○13番（三浦浩三君） 最後の総務課長の説明の中にありましたドクターヘリのランディングポイントの除雪、それは現在大体何カ所ぐらいこれして、今後増えていくのか、減っていくのか、その辺ちょっと説明願えれば。

○消防長（山田春一君） 三浦議員のご質問にお答えいたします。

ドクターヘリのランディングポイントにつきましては、現在3月までには2カ所予定しております。なお、その後雪解けを考えながら今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ほかに。ありませんか。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第17、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午後10時59分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎日程第18 議案第14号

○議長（野村 洋君） 日程第18、議案第14号 平成26年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（山田 仁君） 議案第14号について説明申し上げます。

本案は、平成26年度森町国民健康保険特別会計補正予算の3回目となるものです。

歳入歳出それぞれ8,964万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ29億7,835万7,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書によりご説明させていただきます。初めに、歳入から説明させてい

たきます。6ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料37万8,000円は、法改正に伴い国保事業報告システム等を改修するものです。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費1億円及び目2退職被保険者等療養給付費2,000万円の減額は、療養給付費の減が見込まれることから補正するものです。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費1,800万円及び目2退職被保険者等高額療養費500万円の減額は、療養給付費の減が見込まれ、高額療養費についても減額するものです。

8ページをお開きください。款9諸支出金、項1償還金及び還付金、目2償還金4,993万5,000円は、療養給付費等負担金の精算償還金です。

項3繰出金、目3繰出金296万9,000円は、森町国保病院が購入しました医療機器に充てるための直営診療勘定へ繰り出すものです。

続きまして、歳入について説明いたします。4ページにお戻り願います。款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1財政調整交付金6,806万5,000円の減額は、歳出で説明させていただきました療養給付費の減に伴い普通調整交付金が減額、特別調整交付金235万7,000円は森町国保病院が購入した医療機器購入に係る交付金です。

款4療養給付費交付金、項1療養給付費交付金、目1療養給付費交付金2,500万円の減額は、歳出で説明いたしました退職者の療養給付費の減に伴い給付費交付金を減額するものです。

款6道支出金、項2道補助金、目2特別調整交付金99万円は、森町国保病院が購入した医療機器購入に係る交付金です。

款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金7万円は、一般管理費、手数料に充てるため補正するものです。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願ひします。

○議長（野村 洋君） これから議案第14号に対する質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第18、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第15号

○議長（野村 洋君） 日程第19、議案第15号 平成26年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（山田 仁君） 議案第15号について説明させていただきます。

本案は、平成26年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の2回目となるものです。

歳入歳出それぞれ8万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億2,511万8,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。歳入について説明いたします。4ページをお開き願います。款3繰入金、項1一般会計繰入金8万9,000円は、事務費繰入金に充てるものです。

続きまして、歳出について説明いたします。6ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費7万円は職員手当及び共済費を補正するもので、項2徴収費、目1賦課徴収費1万9,000円は口座振替手数料に不足が生じるため補正するものです。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願ひします。

○議長（野村 洋君） これから議案第15号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第19、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第16号

○議長（野村 洋君） 日程第20、議案第16号 平成26年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（住吉英勝君） 議案第16号について説明させていただきます。

本案は、平成26年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第3回目となるものです。

保険事業勘定の歳入歳出それぞれ5,032万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ17億6,508万5,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。初めに、歳入について説明させていただきます。4ページ、5ページをお開き願います。款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金669万1,000円の補正は、介護サービス給付費に係る負担割合に応じて補正しようとするものです。

項2国庫補助金、目1調整交付金224万円の補正につきましては、介護給付費負担金同様介護サービス給付費に係る負担割合に応じて補正しようとするものです。

目4介護保険事業費補助金147万3,000円の補正につきましては、介護保険のシステム改修に係る補助金を補正するものです。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金1,299万2,000円の補正及び下段、款6道支出金、項1道負担金、目1介護給付費負担金786万9,000円の補正は、国庫負担金と同様に介護サービス給付費に係る負担割合に応じて補正するものです。

6ページ、7ページをお開き願います。款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金560万円の補正は、介護サービス給付費に係る負担割合に応じて町の負担分を補正するものです。

目4その他繰入金405万3,000円の補正は、人件費等に係る職員給与等の繰入金の補正及び電算システム改修に係る町の負担分について事務費繰入金として補正するものです。

款8繰入金、項3基金繰入金、目1準備基金繰入金940万9,000円の補正は、介護サービス給付費の第1号被保険者保険料相当分について補正するものです。

歳出について説明させていただきます。8ページ、9ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費552万6,000円の補正は、節3職員手当及び節4共済費並びに節13委託料を補正するものです。

中段の款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費4,504万9,000円の補正及び目3地域密着型介護サービス給付費800万円の減額補正につきましては、介護サービス給付費を精査し、補正するものです。

款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス給付費から10ページ、11ページ上段、目7介護予防サービス計画給付費まで465万4,000円の補正につきましては、介護予防サービス給付費を精査し、補正するものです。

10ページ、11ページ下段、項4高額介護サービス等費、目1高額介護サービス費及び目2高額介護予防サービス費309万8,000円の補正は、高額サービス給付費を精査し、補正するものです。

以上、議案第16号の平成26年度森町介護保険事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第16号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。
これから議案第16号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。
日程第20、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第17号

○議長（野村 洋君） 日程第21、議案第17号 平成26年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） それでは、議案第17号についてご説明申し上げます。
本案は、平成26年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第4回目の補正となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に8万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億3,829万2,000円にしようとするものでございます。

事項別明細書4ページをお開き願います。4ページから5ページの歳入の補正でございますが、款4繰越金は、歳出でご説明いたします各経費の財源に充当するものでございます。

次に、6ページをお開き願います。6ページから7ページの歳出上段、款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費の節4共済費は、人件費の精査に伴う補正でございます。次に、節11需用費につきましては、主なものとしてリフトバスの修繕と全自動洗濯機の修繕でございます。次に、節13委託料につきましては、当施設で雇用している夜警員が休んだときのかわりを森町シルバー人材センターに依頼するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第17号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。
これから議案第17号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第21、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第18号

○議長（野村 洋君） 日程第22、議案第18号 平成26年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長（黒川安明君） それでは、議案第18号についてご説明申し上げます。

本案は、平成26年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の3回目の補正予算となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ5,786万2,000円とするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。歳入でございますが、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1リサイクル施設使用料3,000円の増額につきましては、ホタテウロの搬入量200トン分を見込んだものでございます。

款3財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金2,000円の増額につきましては、基金運用利息でございます。

続きまして、歳出でございますが、6ページ、7ページをお開き願います。款1項1目1総務事業費、節11需用費42万円の増額につきましては、小破修繕によるものでございます。節12役務費5,000円の増額は、電話料金でございます。節13委託料257万1,000円の増額は、増量となる200トンのウロを試験処理するための処理料と運搬料でございます。節14使用料及び賃借料3,000円の増額は、コピー機借り上げの不足によるものでございます。節25積立金3,000円の増額は、運営調整基金へ利子分を積み立てるものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 水産課長、5ページのところ読み違いしているのではないかい。3,000円と言っているけれども、300万円。

○水産課長（黒川安明君） 済みません。訂正します。300万円でございます。

○議長（野村 洋君） これから議案第18号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第22、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第19号

○議長（野村 洋君） 日程第23、議案第19号 平成26年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（坂田明仁君） それでは、議案第19号についてご説明いたします。

本案は、平成26年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第3回目となるものでございます。

第2条、平成26年度森町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出の部、第1款病院事業費用、既決予定額11億5,010万7,000円から5,936万9,000円を減額し、10億9,073万8,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の部、第1款資本的収入、既決予定額1億228万9,000円から154万2,000円を減額し、1億74万7,000円とするものでございます。

支出の部、第1款資本的支出、既決予定額1億6,341万8,000円から154万2,000円を減額し、1億6,187万6,000円とするものでございます。

第4条の企業債につきましては、入札減や補助金などの確定により精査したものでございます。

以下、3ページの事項別明細書にてご説明いたします。収益的収入及び支出の支出、款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費、補正予定額5,936万9,000円の減額補正は、職員給与、各種手当確定分の減額等人件費の精査によるものでございます。

資本的収入及び支出の収入、款1資本的収入、項1企業債、目1企業債の460万円の減額補正、項2出資金、目1出資金の8万8,000円の追加補正、項3補助金、目1国庫補助金198万円の追加補正、目2道補助金99万円の追加補正は、医療機器の入札減及び補助金などの確定によるものでございます。

支出、款1資本的支出、項1建設改良費、目1有形固定資産購入費154万2,000円の減額補正は、医療機器の入札減によるものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第19号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第23、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第20号

○議長（野村 洋君） 日程第24、議案第20号 平成26年度森町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（石島則幸君） それでは、議案第20号についてご説明申し上げます。

本案は、平成26年度森町水道事業会計予算の第2回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出の収入につきまして、収入の第1款水道事業収益を既決予定額の2億9,839万5,000円から280万8,000円減額し、収入総額を2億9,558万7,000円にしようとするものでございます。

次に、支出の第1款水道事業費用を既決予定額の3億295万9,000円に59万円増額し、支出総額を3億354万9,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。3ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入につきまして、款1水道事業収益、項1営業収益、目3その他の営業収益97万3,000円の減額は、負担金の執行精査によるものでございます。

次に、項2営業外収益、目2長期前受け金戻入183万5,000円の減額は、資産評価により減価償却額が確定したことで長期前受け金戻入として計上される補助金等に相当する減価償却見合い分の減額によるものです。

続きまして、4ページをお開き願います。支出についてであります。款1水道事業費用、項1営業費用、目6減価償却費86万円の減額は、建設事業の資産評価により減価償却額が確定したことによるものです。

次に、項2営業外費用、目2消費税及び地方消費税128万3,000円の増額は、支出精査によるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第20号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第24、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第21号

○議長(野村 洋君) 日程第25、議案第21号 平成26年度森町公共下水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長(石島則幸君) それでは、議案第21号についてご説明申し上げます。

本案は、平成26年度森町公共下水道事業会計予算の第2回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出の収入につきましては、既決予定額の4億8,205万7,000円から401万4,000円減額し、収入総額を4億7,804万3,000円にしようとするものでございます。

支出につきましては、既決予定額の4億8,380万1,000円から575万8,000円減額し、支出総額を4億7,804万3,000円にしようとするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきまして、当年度分損益勘定留保資金1億3,407万5,000円を1億3,261万7,000円に改め、収入の第1款下水道事業資本的収入を既決予定額の2億5,778万9,000円から4,447万5,000円減額し、収入総額を2億1,331万4,000円にしようとするものでございます。

同じく支出の第1款下水道事業資本的支出を既決予定額の3億9,186万4,000円から4,593万3,000円減額し、支出総額を3億4,593万1,000円にしようとするものでございます。

第4条の企業債につきましては、企業債の借り入れ限度額1億260万円を7,320万円に改めるものです。

2ページをお開き願います。第5条の他会計からの補助金につきましては、補助金額を記載のとおり企業債利息支払い金を8,231万2,000円に、経営健全化補助金を1億5,938万9,000円に改めるものです。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。5ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入について、款1下水道事業収益、項2営業外収益、目1他会計補助金449万1,000円の減額は、事業の執行精査により減額となったものです。

同じく目2消費税及び地方消費税還付金302万9,000円の減額は、支出の精査によるものです。

同じく目3長期前受け金戻入350万6,000円の増額は、資産評価により減価償却などが確

定したことで、長期前受け金戻入として計上される補助金等に相当する減価償却費見合い分の増額によるものです。

次に、5ページから6ページにわたる支出につきまして、款1下水道事業費用、項1営業費用、目2処理場費476万3,000円の減額は、主に節の委託料386万8,000円の減額によるもので、説明欄記載の浄化センター維持管理業務委託料、また汚泥運搬委託料及び処理委託料の減額が主な要因であります。

同じく6ページ、目4総係費187万1,000円の減額は、主に節の会費及び負担金の執行精査によるものです。

同じく目5減価償却費218万8,000円の増額は、資産評価により減価償却額が確定したことによるものです。

次に、項1下水道事業費用、項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費123万9,000円の減額は、利率の確定や一時借入れ期間の短縮等による精査となっております。

7ページの資本的収入及び支出の収入についてであります。款1下水道事業資本的収入、項1企業債、目1企業債2,940万円の減額は、起債額を執行状況に応じて精査し、減額しようとするものです。

次に、項2国庫補助金、目1国庫補助金1,500万円の減額は、国からの北海道への交付額の減額に伴い補助金が減額となったものです。

次に項3出資金、目1他会計出資金268万7,000円の減額は、資本的収支不足額を精査し、減額しようとするものです。

次に、項4受益者負担金、目1受益者負担金261万2,000円の増額は、分割及び一括納付により増額となったものです。

次に、8ページをお開き願います。支出についてであります。款1下水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1下水道施設費4,593万3,000円の減額は、国からの北海道への交付額の減額に伴う事業の精査により、主に節の委託料と工事請負費が減額となったことによるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第21号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第25、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第22号

○議長（野村 洋君） 日程第26、議案第22号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○社会教育課長（金丸孝也君） 議案第22号 財産の取得についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めるものでございます。

1、土地の表示でございます。土地の所在地は、森町字鷺ノ木町495番1ほか7筆でございます。種別は、土地でございます。数量は、合計で7万8,431平方メートルでございます。

2、土地の購入予定価格は、6,547万9,530円でございます。3、土地の購入の相手方は、愛知県小牧市大字野口1423番地、永江登良行、持ち分3分の1、ほか6名でございます。裏面をお開きください。4、続きまして立木の表示でございますが、立木の所在は同じく鷺ノ木町495番1ほか記載のとおりでございます。種別は、天然林として桑、イタヤ、カエデ、シラカバ、人工林といたしましてトドマツ、イチイなどがございます。数量は、本数合計で5,086本でございます。5、立木の購入予定価格は、928万8,000円でございます。購入の相手方は、愛知県小牧市大字野口1,423番地、永江登良行、持ち分3分の1、ほか7名でございます。7番、土地と立木を合わせた全体の購入予定価格は、7,476万7,530円でございます。

資料ナンバー11を提出しております。ご参照願います。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第22号に対する質疑を行います。

○2番（山田 誠君） 鷺ノ木の遺跡の買い上げ、これの単価はどのような格好で設定したのか、それともう一つ、この史跡の扱い方、これ税法的に特別措置法の適用があるのかどうか、その辺を伺いたい。

○社会教育課長（金丸孝也君） 土地の単価につきましては、不動産鑑定士事務所に依頼をいたしまして積算しております。まず、資料の一番上、495番1、山林でございます。平米当たりの単価として450円、それから以下495番3から495番9まで、これが同じ山林で450円の単価でございます。これは、理由としましては急傾斜地というふうになっております。図面でもごらんになればわかると思うのですが、等高線が随分混んでおりますので、そういう積算になったと思っております。それから、次の499番2のうち、これは下のほうでございますが、それとあわせて503番の2、道路の細長い土地でございますが、これは畑でございます。丘陵地、平たん地ということで499番2のほうが1,470円、それから503番のほうはほとんどが現況道路になっておりますので、現況的に見ても300円ということで積算受けております。それから、499番3、それから503の6、499番3につきましては山林ではござい

ますが、1,020円、平たん地ということで積算受けております。それから、503番の6、これにつきましては傾斜地、不整形地もあるのですが、705円というふうに積算受けております。

それから、もう一つは税的な控除の面でございますが、土地についてはございます。公園の関係の土地の収用法といいますか、それで税務署のほうと協議をして3,000万以上だったと思うのですが、控除の対象になっております。

以上でございます。

○2番（山田 誠君） いろいろ土地の地形等々によって違うのだけれども、今課長が言ったのは不動産鑑定士の鑑定した金額ですね。それで、本来こういう例えば土地収用法とか、そういうのであれば税金がかからない。これは、今補助と言ったの。補助金が出ると。税金がかからないのは同じだけれども、その部分について不動産鑑定士の設定した金額をそのまま所有者に話しして交渉したのか、本来その補助金を入れると安くなるわけだよな、単価的に。そういう交渉を行ったのかどうか、その辺も伺いたい。

○社会教育課長（金丸孝也君） まず、確かに補助事業でございます。それから、用地の交渉に当たっては不動産鑑定士の出した金額をもって交渉しております。

以上です。

○2番（山田 誠君） 不動産鑑定士の定めた金額で交渉して買ったというのだけれども、その補助、私の言っているのは例えば100円で買うものを補助金が30円来たら、なぜ70円で買わないのかということを言っているのだ。わかりますか。税金はかからないわけだから、その分普通の一般の人の取引であれば税金かかるわけだ。この方々はかからないということなら、その分は恩恵があるわけだ。だから、その分の差額をきちんと交渉しましたかと聞いているの。

○社会教育課長（金丸孝也君） 補助事業ということでありますので、会計検査の対象にもなり、次年度以降入ってくると思いますが、そのような補助金が入っているから安く購入するふうにはなっていないと理解しております。

○2番（山田 誠君） 補助事業が入っていようが、入っていまいが、補助事業というのは森町に補助事業の査定になったときにその土地の買収にこの補助事業を使えないの。使えないのであればわからないわけでもないのだけれども、使えるとすれば特定財源が来るわけだから、何も不動産鑑定士の言った金額でそのまま買う必要ないだろうと。言っていることわかる。そういうことを私は言っているから、なぜ不動産鑑定士の定めた金額でそのまま買うのだと。補助金が入るのであれば、その分差っ引いて、普通であればそうなるでしょう。ならないの。例えば森町の町道を買収するときに、土地収用法かけるわけですよ。だから、八雲税務署で税金がかからないとなった場合に通常の売買は1万円しますけれども、税金がかからないのだから、売ったときとその税金の差が出てくるでしょう。そこまで下げたって結果は同じでしょう。違うの。言っていることわからないですか。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 41 分

再開 午後 11 時 43 分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○社会教育課長（金丸孝也君） 先ほどから申すのは何回も同じなのですけれども、土地の相手方には控除の分を考慮して交渉はまず行っていないということであります。

○2 番（山田 誠君） 課長、言っていることわからない。

（何事か言う者あり）

○2 番（山田 誠君） だから、なぜそういうことをしなかったかと聞いている。しなかった理由を言いなさい。

○社会教育課長（金丸孝也君） 何度も申すようではございますけれども、補助事業ということは国の指針、不動産鑑定士を使い、また物件の調査、そういうものは指針にのっとって積算して交渉しております。以上のことから、そういう税金の面でも控除されるというのは加味してございません。

○3 番（宮本秀逸君） ちょっと参考までにわかったら教えていただきたいのですが、この単価設定するときに不動産鑑定士の単価の設定だと、こういうふうにおっしゃいましたが、史跡のすぐ脇だからというような、こういった意味合いで高くなっているのか、ここに設定された隣接地だったら恐らくそういう評価はなされないだろうと思うのです。この単価の設定なされないだろうと。遺跡だからそういう値段というような評価になったのですか。ちょっとそこを教えて。

○社会教育課長（金丸孝也君） 決して遺跡だからというふうなことではございません。それから、この積算するもとの単価といたしまして、平成13年に高速道路の買収がございます。そして、山林で平米当たり860円、それから畑で3,780円、大体これがもとになっている数字でございます。それからすると、決して高いというふうにも思っておりません。ただ、鑑定士さんは若干安かったのではないかなというふうな見解は申しておりました。ただ、近年の土地の値段、そういうものを加味して、結果このような金額になっております。

○3 番（宮本秀逸君） 高速道路の値段はわかるのですけれども、高速道路から1メートル離れたら10対1ぐらいで値段違うのです。近傍だからその値段という話には絶対ならないと思うのです。買い上げ面積はその値段になるかもしれませんが、それから1メートル外れますと恐らく何分の1、10分の1になっていくと思うのです。だから、今言われたような説明というのは、私はちょっとどうかなという気がするのですけれども、完璧に高速から離れているわけですから。一般的な概念からしますと、恐らくここら辺だったら相当低い金額だと思うのです、一般的な売買があったとしても。恐らく一般的にないでしょうから、そんな中でのこういう単価ですから、鷲ノ木のストーンサークルという特別

な遺跡のための売買だからこういうふうな単価になったのかということをお聞きしたのです。

○社会教育課長（金丸孝也君） 参考までに先ほど高速道路の単価を申し上げましたが、売買実例というものは確かにその段階でできていると思うのです。確かに議員おっしゃるとおり、何メートルか離れば安くなるというのもわかりますけれども、最初に申したのは遺跡がある土地だから高くなったというふうには考えてございません。あくまでも不動産鑑定士の先生の積算した金額が正しいものというふうに理解しております。

○議長（野村 洋君） ほかにございませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第26、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第27 諮問第1号

○議長（野村 洋君） 日程第27、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案について梶谷町長の説明を求めます。

○町長（梶谷恵造君） ただいま議題となりました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

現在人権擁護委員を務めていただいております菜畑憲次郎氏は、本年6月30日をもって任期満了となりますので、その後任委員を任命するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

後任委員につきましては、2期6年の長きにわたり人権擁護委員を務め上げ、委員の職務について熟知しており、また今後についても活発な活動が期待されます菜畑憲次郎氏を引き続き任命することが最も適当であると思われますので、推薦いたしたく、議会のご意見を求めたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから諮問第1号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本件は、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第27、諮問第1号は、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

◎延会の議決

○議長(野村 洋君) 本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長(野村 洋君) 本日はこれで延会します。

次回は、3月3日午前10時開会といたします。

延会 午前11時51分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成27年3月2日

森町議会議長 野村 洋（署名）

森町議会議員 黒田 勝 幸（署名）

森町議会議員 菊地 康 博（署名）

平成27年第1回森町議会3月会議会議録（第2日目）

平成27年3月3日（火）

開議 午前10時00分

延会 午後 3時16分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 町長の町政執行方針
教育長の教育行政執行方針
- 4 議案第23号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第24号 森町ことぶき出産奨励事業条例の一部を改正する条例制定について
議案第25号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
議案第26号 森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちゃっぷ林館条例の一部を改正する条例制定について
議案第27号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
議案第28号 平成27年度森町一般会計予算
議案第29号 平成27年度森町国民健康保険特別会計予算
議案第30号 平成27年度森町後期高齢者医療特別会計予算
議案第31号 平成27年度森町介護保険事業特別会計予算
議案第32号 平成27年度森町介護サービス事業特別会計予算
議案第33号 平成27年度森町港湾整備事業特別会計予算
議案第34号 平成27年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
議案第35号 平成27年度森町国民健康保険病院事業会計予算
議案第36号 平成27年度森町水道事業会計予算
議案第37号 平成27年度森町公共下水道事業会計予算
- 5 発議第 1号 森町議会会議条例の一部を改正する条例制定について
- 6 発議第 2号 森町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 7 発議第 3号 森町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 8 意見書案第1号 農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書
- 9 意見書案第2号 ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書
- 10 意見書案第3号 外国人技能実習制度の拡充を求める意見書
- 11 意見書案第4号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書

1 2 議員の派遣について

1 3 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（14名）

議長	1 6 番	野 村	洋 君	副議長	1 番	菊 地	康 博 君
	2 番	山 田	誠 君		3 番	宮 本	秀 逸 君
	4 番	松 田	兼 宗 君		5 番	前 本	幸 政 君
	6 番	川 村	寛 君		7 番	西 村	豊 君
	8 番	木 村	俊 広 君		1 1 番	小 杉	久美子 君
	1 2 番	長 岡	輝 仁 君		1 3 番	三 浦	浩 三 君
	1 4 番	東	秀 憲 君		1 5 番	黒 田	勝 幸 君

○欠席議員（1名）

9 番 堀 合 哲 哉 君

○出席説明員

町 長	梶 谷	恵 造	君
副町長	片 野	滋	君
会計管理者兼 出納室長 監査委員	釣	隆 吉	君
総務課長 選挙管理委員会 書記長兼監査 事務局書記長 防災交通課長	池 田	勝 元	君
契約管理課長	木 村	浩 二	君
企画振興課長	安 藤	仁	君
税 務 課 長	小 田 桐	克 幸	君
収納管理課長	小 井 田	徹	君
保健福祉課長	木 村	哲 二	君
保健福祉課参事 保健福祉課参事兼 保健センター長 住民生活課長	伊 藤	昇	君
環 境 課 長	久 保	康 人	君
	山 田	仁	君
	住 吉	英 勝	君
	金 丸	由 起 子	君（欠席）
	佐々木	陽 市 郎	君
	横 内	仁 司	君
農林課長兼農業 委員会事務局長 水 産 課 長	工 藤	秀 則	君
	黒 川	安 明	君

商工労働観光課長	菊 池 一 夫 君
商工労働観光課参事	新 田 清 文 君
建 設 課 長	岩 瀬 英 一 君
建 設 課 技 術 長	富 原 尚 史 君
砂 原 支 所 長	川 村 光 夫 君
地 域 振 興 課 長	落 合 浩 昭 君
町民サービス課長	坂 井 定 幸 君
兼保健対策課長	香 田 隆 君
教 育 長	清 水 雅 信 君
学校教育課長	若 松 幸 弘 君
学校教育課参事	金 丸 孝 也 君
社会教育課長	中 島 将 尊 君
兼公民館長	武 井 肇 君
生涯学習課長	金 丸 義 樹 君
兼体育課長	澤 田 勝 則 君
兼体育館長	柏 渕 茂 君
給食センター長	坂 田 明 仁 君
図 書 館 長	石 島 則 幸 君
さくらの園・園長	小 松 裕 章 君
病 院 事 務 長	山 田 春 一 君
上 下 水 道 課 長	山 下 英 一 君
上 下 水 道 課 参 事	
消 防 長	
消 防 署 長	

○出席事務局職員

事 務 局 長	藤 田 司 志 君
議 事 係 長	村 本 政 君
庶 務 係 長	喜 田 和 子 君

○会議に付した事件

- 1 町長の町政執行方針
教育長の教育行政執行方針
- 2 議案第23号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第24号 森町ことぶき出産奨励事業条例の一部を改正する条例制定について
議案第25号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
議案第26号 森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちゃっぷ林館条例の一部を改正する条例制定について

- 議案第 27 号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 議案第 28 号 平成 27 年度森町一般会計予算
- 議案第 29 号 平成 27 年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 30 号 平成 27 年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 31 号 平成 27 年度森町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 32 号 平成 27 年度森町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第 33 号 平成 27 年度森町港湾整備事業特別会計予算
- 議案第 34 号 平成 27 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
- 議案第 35 号 平成 27 年度森町国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第 36 号 平成 27 年度森町水道事業会計予算
- 議案第 37 号 平成 27 年度森町公共下水道事業会計予算

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、山田誠君、3番、宮本秀逸君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、議長の諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長から説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第3 町長の町政執行方針の表明及び教育長の教育行政執行方針の表明

○議長（野村 洋君） 日程第3、町長の町政執行方針の表明及び教育長の教育行政執行方針の表明を求めます。

それでは最初に、町長の町政執行方針の表明を求めます。

○町長（梶谷恵造君） 平成27年度町政執行方針。

I はじめに

平成27年第1回森町議会3月会議にあたり、町政執行に関する基本方針と施策の一端を述べさせていただきます。

私が森町長に就任し町政の運営を託されてから早いもので3年目となりました。

この間、町民の皆様、並びに、森町議会議員皆様方よりご理解とご協力をいただき、明るく安心して暮らせる町づくりをめざして各般の施策に鋭意取り組んでまいりました。

本年は、平成17年4月旧森町と旧砂原町が合併し、新生「森町」が誕生してから10年目という節目の年を迎えます。

私も合併に携わった一人として非常に感慨深いものがあり、合わせて新生「森町」の節目の年に町長の任にあたることを大変光栄に感じているところであります。

この10年間は決して平たんな道のりでありませんでした。これまでの両町の歩み、歴史を糧に定めた新町まちづくり計画に基づいた森町の将来像「こころのふれあいを大切にする、はつらつとした爽やかなまち」を目指して、町民の皆様が一丸となって取り組んでこられたことに対し、深甚なる敬意を表し感謝を申し上げます。

今後とも地域資源を生かした振興対策を取り進め、森町に住んで良かったと実感できるような町づくりを目指し、努力してまいる所存であります。

7月には合併10周年を記念して式典等を企画しており、町民の皆様と共に祝いたいと考えております。

また、旧砂原町と姉妹町でありました、青森県外ヶ浜町（旧蟹田町）と協議、検討を進めてまいりました友好町の締結を行いたいと考えております。

昭和43年に友好町として交流を始めた静岡県森町と、平成28年に新幹線の開業で更に身近になります青森県外ヶ浜町との三町により、経済・文化・教育等様々な分野において友好交流を図ってまいります。

〈基本姿勢〉

国は経済不況、デフレからの脱却を掲げアベノミクスと称する経済対策を進めております。

しかし、地方においては、その効果を十分実感できる状況とは言い難く、むしろ消費税増や物価上昇、更にはTPP交渉の行方に対する不安材料も多く、予断を許さない状況が続いております。

このような中で国は、地方が成長する力を取り戻し、急速に進む人口減少を克服するため「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。

今、地方においては、人口減少・超高齢化という危機的な状況にあります。

森町におきましても決して例外ではなく、急速に進展する人口減少により労働力人口の減少や少子高齢化の中で医療・福祉政策においても課題が山積しております。

今後、地方版総合戦略を早期に策定し町民の皆様が安心して生活ができ、将来に夢と希望を持てるような町づくりを進めてまいります。

こうしたことから、新年度におきましては私のこれまでの施策を引き続き継続するとともに、安心して産み育てることができるよう子育て支援策の更なる充実、環境保全に配慮した新エネルギー対策の推進、自助・共助・公助が一体となった防災対策等を重点施策と考え、町民だれもが明るく安心して暮らせる森町の実現を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

詳細につきましては予算案の審議を通してご説明いたしますが、大型公共事業に取り組んだ昨年度と比較し、全会計で約1.5パーセントの減額予算となりましたが、地方交付税等の減額により依然として厳しい財政運営を迫られており、一部基金等の取り崩しをもって収支の均衡を整えたところであります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様にはご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

Ⅱ 主要施策の推進

【保健・医療】

〈保健〉

町民の健康づくりににつきましては、平成33年度までを計画期間とした健康づくり計画「森

町健康づくりアクションプラン」に基づき、誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくりを目指して健康課題に対する取り組みを進めてまいります。

具体的には、「森町健康づくりプロジェクト委員会」との協働により、「ウォーキング大会」等を開催してまいります。

生活習慣病に起因する疾病予防のため、国保加入者の特定健診、がん検診等の受診率向上に努め、生活習慣の改善が図れるよう保健指導を推進してまいります。

母子保健につきましては、乳幼児の健全な発育を支援するため、新生児の全戸訪問や健康診査などの事業を継続実施いたします。

また、妊婦一般健康診査に係る費用助成により経済的な負担の軽減を図り、母体や胎児の健康確保に努めてまいります。

感染症の発症と蔓延予防につきましては、昨年10月から水痘ワクチンと高齢者肺炎球菌ワクチンが定期接種化となりました。

乳幼児、小学生、高齢者を対象に9種類の定期予防接種を実施しておりますが、医療機関との連携により接種体制を確保しながら、事故のない安全・確実な事業の推進に努めてまいります。

成人の風しんワクチン、高齢者の肺炎球菌ワクチンの任意接種につきましては、町独自の事業として引き続き費用を助成し、接種機会の提供と勧奨に努めてまいります。

歯科保健対策では、歯の健康により全身の健康や生活の質の維持が出来るよう、成人歯科検診を始め中学校における歯周病予防教室並びに、乳幼児歯科検診やフッ素塗布事業などの歯科保健事業を、関係機関と連携しながら推進してまいります。

〈子ども医療〉

子ども医療費助成制度につきましては、昨年8月から中学生までの医療費の一部をその保護者に助成し、疾病の早期診断と早期治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に実施しております。

少子化の時代においては、様々な方向から安心して子育てができる環境整備が望まれており、支援の一助として子ども医療費助成を進めてまいります。

現在、国は自治体が実施する独自助成について、医療費に波及増が生じるとして国庫負担金を減額し交付しております。「減額措置の廃止」に向けて各種機会において、強く要請をしてまいりたいと考えております。

〈国保病院〉

薬剤師による医薬品横領事件に係る損害賠償請求につきましては一定の目途が付いてまいりました。国保病院で起きた様々な事件について、意識が風化しないよう気を引き締め、職員一丸となり信頼回復に努めてまいります。

医療の根幹である常勤医師の確保につきましては、採用までに至らず厳しい状況が続いておりますが、大学病院医局や関係機関等のご協力を得ながら、最重要課題として取り組んでまいります。

また、自治体病院としての役割を維持しながら経営改善や地域住民のニーズに応えるため、病状が安定した入院患者に対し、効率的かつ密度の濃いリハビリや退院支援を行う地域包括ケア病棟開設に向け尽力するとともに、平成28年度の診療報酬改定に素早く対応できるよう情報収集に努めてまいります。

【高齢者・地域福祉】

国民の4人に1人が65歳以上という超高齢化社会を迎えており、また一方では少子化の進行、人口減少により、世帯の構造が変化する中であって、高齢者福祉・地域福祉のあり方が大きな問題となっております。

制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人々とのつながりを大切にし、誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らせる仕組みづくりが課題であると考えております。

これまで実施してまいりました「盛年おたのしみの集い」につきましては、年々参加者の減少が顕著なことから、本事業については終了させていただき、予てから要望のありました高齢者を対象とする町内会への助成制度「仮称：森町高齢者地域ぬくもり事業」を新たに創設し、実施してまいりたいと考えております。

町内会をはじめとする関係機関と協議検討し、住民ボランティア等の参加と協力を得ながら、地域福祉サービスと従前からの高齢者施策の充実を図りながら、生きがい対策、生活支援、要介護状態にならないための予防など総合的に対処出来るよう進めてまいります。

介護予防事業につきましては、高齢者の機能維持を図るため心身活性化教室事業を行うとともに、地域包括支援センターを核として、保健、福祉、医療の関係部署や民間事業者との連携を密にして、個別サービスのコーディネートや包括的な支援に取り組んでまいります。

【次世代育成・子育て支援】

少子化が国家的な課題として大きく位置づけられる今日、子ども・子育て関連3法が制定され、平成27年4月から、「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。当町でも、これらに対応するため新たに策定いたしました「森町子ども・子育て支援事業計画」をもとに推進してまいります。子ども・子育て施策を今年度の重点施策の一つと考え、子どもを持つ世帯の負担を軽減できるよう取り組んでまいります。

その一つとして、安心して子供を産み育てることができるよう、現在取り組んでおります「ことぶき出産奨励金事業」を見直し、第2子出生児に7万円の祝い金を支給するよう事業の拡充を図ってまいります。

また、教育長の教育行政執行方針の中でも説明があると思いますが、小学生、中学生を抱える家庭への支援策として、児童・生徒一人の学校給食費に対し、月額1,000円の軽減を実施してまいります。

保育所につきましては、低年齢児童の受け入れ拡大などが課題となっておりますが、施設の統合・集約化の方策も含め、更には幼稚園との関わりも考察しながら、慎重に検討を

進めてまいります。

学童保育につきましては、森地区の「森っ子学童保育クラブ」において、事業を実施しておりますが、加えて今年度はなるべく早い時期に砂原地区における新規開設にむけて取り組んでまいります。

【障がい者福祉】

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する「障害者総合支援法」は、障がい者の範囲を見直し、定義に難病などを追加し、障がい者福祉サービスなどの対象者は拡大されました。

また、障がい福祉サービスの区分では「障害支援区分」に変更され、障がいの多様な特性、心身の状況に応じて適切に反映されるように改正されております。

障害者総合支援法の基本理念であります、障害の有無にかかわらず等しく個人として尊重され、分け隔てされることのない社会を実現できるよう、それぞれのライフステージに応じた総合的な支援を講じてまいります。

幼児期、児童期を対象とします発達支援事業センター「あいあいクラブ」につきましては、職員の研修と関連施設との連携により支援の充実を図り、さらに委託事業として実施しております地域活動支援センター及び障害福祉サービスの就労支援事業、共同生活支援事業を活用した支援を進めてまいります。

昨年4月、障がい者相談支援業務専任の「障がい者支援係」を新設し、障害者指定特定相談支援事業所を立ち上げました。相談支援専門員によるサービス等利用計画及び障害児支援利用計画の策定や定期的なモニタリングによる支援を行ってまいりました。本年度も引き続き障がい者の意向を尊重した支援を進めてまいります。

【さくらの園】

森町の高齢化率は年々高まっており、要介護者や認知症高齢者の数は更に増加する傾向にあります。

国は、本年4月より介護報酬の改定を予定しており、特別養護老人ホームの多くが厳しい経営環境にある中、今回の改定により一層苦しい運営を強いられることが予想されます。

また、介護保険制度の改正により、特別養護老人ホームへの入所基準は原則要介護3以上となり、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を受け入れる施設として重点化されてまいります。

高齢者の福祉ニーズが多様化しつつある中、公営施設として介護技術の向上を図り、常に入所者を中心とした安心して利用いただける介護の充実に努めてまいります。

【社会保険】

〈国民健康保険事業〉

産業構造の変化等と後期高齢者医療制度の創設により、国民健康保険被保険者は減少しておりますが、前期高齢者の増加と一次産業の景気動向、他の医療保険に属さない人すべてを被保険者としているため、保険税収入が伸び悩む一方で疾病変化や医療の高度化と高

齢化の加速により医療費は増加しております。

2025年に向けての社会保障制度改革が具体化し、プログラム法案の成立を受けて2017年までに国保運営の都道府県化を始めとする制度改革が進められております。

医療費増高及び後期高齢者医療支援金、介護納付金に対応するため、ご理解をいただき保険税率の見直しを実施してきたところですが、国は、昨年度に引き続き限度額引上げを決定しました。

本町では据え置いたところですが、本年度につきましては、限度額を含む税率等の改定を検討したいと考えております。

国民健康保険に対する国の財政支援の拡充につきましては、様々な機会を通して訴えてまいります。

特定健康診査や特定保健指導でございますが、健診料金につきましては昨年度から料金の助成を拡充し無料にさせていただきました。

本年度は健診項目の充実を始め、日頃からの健康保持のために受診の促進、健康意識の高揚を図りながら、活力に満ちた健康づくり活動を進めてまいります。

〈後期高齢者医療制度〉

急速に進展する高齢者社会の医療費増大に対処し、医療保険制度を持続可能なものとする目的で発足した後期高齢者医療制度は8年目となります。

2025年には、75歳以上の人口は約2,200万人で総人口の2割を占めると推計されており被保険者と医療費は大幅に増加すると考えられます。

高齢者医療を支えるための現役世代からの拠出金負担が増加し、国民健康保険をはじめとする各種医療保険制度の財政運営を厳しくさせております。

高齢期を迎えても安心して適切な医療を受けられるためには、国は早急に現役世代からの支援金や財政調整などの支え合いの仕組みと高齢者自身の保険料負担あり方について検討が急がれます。国庫負担の増額を要望してまいります。

森町では、町民の窓口として事務の円滑な運営に努めるとともに後期高齢者の健康診査を進め、健康管理に取り組んでまいります。

〈介護保険事業〉

介護保険制度は、創設から16年目を迎え、在宅サービスを中心に利用者が大きく増加し、多くの高齢者にとって欠かすことができないものとなっております。

第6期介護保険事業計画においても計画の中核となる、高齢者が住み慣れた町で安心して生活を営めるよう医療・介護・福祉をはじめとする様々な生活支援サービスが確保される「地域包括ケアシステム」を推進し、体制づくりの強化を図り、地域支援事業の見直しに対応しながら、高齢者人口がピークを迎える10年後を見据え事業の充実強化をしなければなりません。

介護保険制度の普及にあわせて高齢者並びに家族からの相談件数は増加し、内容についても多岐にわたっております。今後も、介護関連事業所等と連携し、介護予防対策や支援

に努めてまいります。

要支援者の対する介護予防給付は、平成29年度より一部が地域支援事業へ移行されることとなりますが、介護予防・日常生活支援総合事業として円滑に移行できるような体制づくりを目指してまいります。

また、増加する認知症高齢者への対応も重要な課題であり、「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けて、認知症施策を地域支援事業に位置付け、「認知症初期集中支援チームの設置」などの取組みに向けた施策の推進を図ってまいります。

介護保険制度の持続性の確保と地域包括ケアシステムの構築を図るためご理解とご協力をお願いいたします。

【農業】

今、日本の農業の現状は、農業従事者の高齢化と後継者不足、また人口減少の加速による国内市場の縮小が予測され、更にT P P経済連携協定をはじめとする自由貿易協定の進捗を考えると、食糧自給率の落ち込みを避けることは困難となり、農村のもつ多面的機能の維持も難しい状況を迎えると考えております。

しかし、これまで森町の農業を支えてこられた先人者の思いにこたえるためにも、次の世代の農業の展望をしっかりと確立しなければなりません。

森町の基幹産業であります農業を維持し、更に強い基盤を確立するためにも、「人・農地プラン」によります経営体育成支援事業を活用して、農業機械導入による農作業の効率化や、担い手への農地の利用集積を更に加速させてまいります。また、農地、水路、農道等の保全管理につきましては、多面的機能交付金を活用し農業者の負担軽減を図ってまいります。

担い手対策につきましては、J A青年部の農業担い手対策事業への支援を継続するとともに、新規就農者への相談や受け入れ要件、研修生の受け入れ体制整備など、町としての支援のあり方を関係機関と連携し取り組んでまいります。

昨年、全国で発生した豚流行性下痢（PED）は、当町でも6農場において発生いたしました。本疾病に限らず、家畜伝染病の侵入防止の観点からも、改めて消毒等予防対策の実施等について関係機関と連携し対応に取り組んでまいります。

有害鳥獣対策につきましては、「森町鳥獣被害対策実施隊」を設置し対策を講じてまいりましたが、従事者であるハンターの高齢化の問題は未だ解消されておりません。今後も猟友会をはじめ関係機関とも連携し、従事者の育成や被害防止対策に取り組んでまいります。

【林業】

森林は、地球温暖化の防止や国土の保全、水源のかん養の役割を担うだけでなく、木質バイオマスエネルギーや豊かな漁場形成など多面的な機能を生み出す大切な資源となっております。

特に地球温暖化が深刻な環境問題として取り上げられている中において、二酸化炭素を

吸収・固定する森林、木材は低炭素社会実現の主役として大きな期待が寄せられております。

このような機能を持続的に発揮させるためには、適正な森林整備が必要であり、町有林の造林、除間伐工事を推進し健全な森林の育成を図ってまいります。

また、伐期を迎えている町有林につきましては、計画的に伐採を実施し地域材の利用促進を図り、木材の生産から加工、流通、消費までの循環構造が形成されるよう取り組んでまいります。

【漁業】

森町の漁業は、ホタテ養殖漁業と漁船漁業に大別されますが、経営する漁業形態により漁獲量及び、漁獲金額に差があり、依然として漁業所得の均衡を図るに至らない現状となっております。

刺網を主体とする漁船漁業に於いては、燃油の高騰・資材の高騰が顕著に漁家経営を圧迫しており、経費節減を図りつつ漁業生産活動を強いられている状況下にあるものと推察しております。

一方、ホタテ養殖漁業に於いても、近年ホタテ貝の浜値が高く推移しているものの、海洋環境の影響により、依然としてホタテ貝の斃死、生育不良、貝毒発生等が懸念されております。

町ではこのような状況を鑑み、様々な水産振興に向けて、可能な限り支援してまいります。

特に漁船漁業においては、漁獲資源増大に向けた取り組みとして、蛸集効果を目的に、直径3.0m円筒型の大型漁礁192基を砂原地域の沼尻沖へ設置いたします。また、増殖を目的としたハタハタ産卵礁300基を森地域の鳥崎地先に設置する等、継続事業として取り組んでまいります。

さらに、つくり育てる漁業の取り組みとして、両漁協に対しクロソイ5万尾・マツカワ3万5千尾の稚魚放流を継続事業で実施してまいります。

その他、森漁協・砂原漁協が独自に行う資源対策事業については、両漁協と連携を密にし、協力体制を構築してまいります。

青年部活動に於いては、森漁協青年部が毎月港湾清掃を実施すると共に、女性に漁業の魅力を知って頂く目的で実施しているサンデークルージング事業をきっかけに、結婚の可能性を持てる後継者育成事業として高く評価している事業など、今後も継続して支援してまいります。

一方、砂原漁協青年部が実施しているナマコ人工種苗生産技術試験事業は未だ技術確立には至っておりませんが、一定の成果が見られ、漁協指示のもと適地への放流・育成を図り、資源増大に繋がる事業として高く評価しております。

このように、漁協の下部組織である青年部、女性部の事業活動については、発展的な事業が多く見られる為、更に連携を強化し、必要に応じて適切な支援を実施してまいります。

また、漁業活動を行っていくうえで、必要な公的融資制度資金については、町として精査した後、利子補給事業を従来通り実施してまいります。

漁業の核となる漁港整備につきましては、流通拠点漁港となっている森港湾及び、砂原漁港の整備が未だ不十分であります。

森港湾は26年度森漁協が作成した森港湾利用計画に基づいて衛生管理型漁港を視野に入れ、利用計画の具現化に向けて、町と漁協が連携し、順次円滑な整備がなされるよう積極的に国・道へ整備要望を働きかけて行く考えであります。

また、砂原漁港に於いても第3種漁港としては未だ狭隘であります。外来船の受け入れが可能となる漁港整備と共に、漁協には、漁獲物を高値販売できる環境整備を構築し、特にイカ外来船等が砂原漁港に寄港を望むような取り組みを関係機関に要望してまいります。

更に、流通拠点漁港を補完する第1種漁港は、5港全てが生産拠点漁港として利用されておりますが、老朽化が激しい箇所も見受けられております。H26年度は掛瀬漁港の改修工事が終わりますので、H27年度は蛸谷漁港の改修工事を実施いたします。

今後も引き続き、必要な改修工事は高い優先順位の基、整備していただくよう国、道に強く働きかけてまいります。

【商工業】

町内の商工業者を取り巻く環境は、消費税増税後の個人消費の回復の鈍さや円安による原材料の高騰に加え、電気料金の大幅な値上げにより、依然として多くの企業が厳しい経営環境下に置かれております。

町では、国の地方創生関連交付金を活用し、昨年に引き続き景気浮揚策として地域限定プレミアム商品券発行事業への助成を行い、地元消費の喚起や町内建設工事等の誘発を促し、地域経済の活性化を図ってまいります。

また、商工業者の経営指導等の強化を図るため商工会議所・商工会を支援し、商工業の活性化を促進してまいります。

森商工会議所が入居している「まちの駅」は、建築後14年が経過し防水機能の低下により雨漏りが発生しております。業務に支障が出ぬよう商工会議所に対し修繕工事の支援をしてまいります。

平成22年度より開催しております「楽市楽座もりまち食KING市」は、街の賑わいを創出し、食の宝庫である「森町」を町内外に広くPR出来ていると認識しております。本年度からは開催場所を「森町地域活性化広場」として、引き続き地域の活性化のため支援してまいります。

【観光】

「駒ヶ岳や噴火湾をはじめとした美しい風景」を始め、森町の自然が育んだ美味しい「食」は、多くの人々を引きつける魅力を持っており、これらの資源を活かした観光の振興は、消費の拡大や雇用の創出など、わがまちの経済の活性化を図る上で大変重要であると考え

ております。

いよいよ1年後に迫った北海道新幹線開業の効果をわが町にも波及させるため、観光への取組をなお一層強化してまいります。

具体的には、わが町の基幹産業である農業や漁業に従事する方々、並びに、飲食店や商店など地元住民とのふれあいや交流を付加価値として、わが町の強みである「食」や「自然」を観光客の方々に存分にお楽しみいただけるよう、引き続き「滞在交流型の観光地域づくり」を進め、全国に向けてそのPRを積極的に行ってまいります。

取り組みとして、観光業やその関連事業者をはじめ、一次産業などの様々な業種の方々と連携を図りながら、昨年に引き続き「長期滞在ビジネス推進事業」を実施し、長期滞在型の観光商品の開発や提供、長期滞在者が快適に過ごせる仕組みづくりを始め、全国の旅行代理店や旅行雑誌社が一同に集まる道内外での観光商談会、並びに、全国的な旅行雑誌への掲載による一般消費者へのPRなどを進めてまいります。

次に、森・鹿部・七飯町の連携により活動している「環駒ヶ岳広域観光協議会」におきましても、引き続き、「滞在交流型の観光地域づくり」をキーワードに、三町の強みである「食」や「自然」など豊富な観光資源を結びつけた観光商品の開発や提供、観光商談会などでのPR、観光客の方々にご満足いただける受入体制の整備などを実施するほか、青森県と道南の連携によって実施される一大観光キャンペーンである「青函ディスティネーションキャンペーン」に参画して、北海道新幹線開業を見据えた、全国への環駒エリアのPRを行ってまいります。

さらに、昨年に引き続き、北海道新幹線開業を見据えて、観光客の方々の満足度を高めるため、森観光協会主催で観光ボランティアガイドの会会員等の協力により「おもてなし研修会」を開催するほか、桜まつりをはじめとした各種イベントの開催による観光客の誘致を図るなど、森観光協会をはじめ地域の様々な方々と連携しながら、観光振興を図ってまいります。

【住宅】

〈町営住宅〉

町営住宅につきましては、森町公営住宅等長寿命化計画に基づき、社会資本整備総合交付金を活用しながら改修事業を実施しておりますが、本年度は昨年度に引き続き、みどりヶ丘団地13号棟の雁木屋根改修工事、鳥崎団地8号棟～10号棟の屋根塗装工事を実施してまいります。

今後も国の交付金や補助事業を活用しながら計画的な修繕・改修を実施し長寿命化に努めてまいります。

〈定住対策〉

都市から地方への移住や交流の促進に向けた取り組みは、これまで、首都圏でのプロモーション、雑誌の広告、パンフレットなどのPRに努め、移住体験「ちょっと暮らし」の受け入れなどを行ってまいりました。

また、平成28年3月の北海道新幹線の開業により、東北や関東が一層身近なものとなり、住みよい森町を知ってもらう取り組みなどを積極的に進めてまいります。

定住対策として分譲している「からまつの森」は、平成14年度より販売しており、退職された方などを中心として一定程度の成果がありましたが、生産年齢人口の増加を図るための施策や受け皿づくりを検討してまいります。

【公園・広場】

都市公園につきましては、策定済みの森町公園施設長寿命化計画に則り、昨年度は御幸公園のバリアフリー化や施設の改修工事について社会資本整備総合交付金を活用し実施いたしました。

今後においても、公園のバリアフリー化や老朽化した施設の改修を順次計画的に進めてまいりたいと考えております。

そのほかの公園・広場につきましても、利活用の状況や維持管理の状況を勘案しながら、適切な維持管理に努めてまいります。

【河川・海岸】

河川につきましては、災害が発生した一昨年8月の大雨により、土砂の堆積が多い尾白内川の埋塞状況を昨年度調査いたしました。今年度は埋塞土砂の除去工事を実施し減災対策に努めてまいります。

海岸につきましては、高波、波浪による護岸越波や海岸侵食が進んできており、石倉海岸、押出・小石崎海岸整備事業の継続、鷲ノ木海岸、砂崎海岸の侵食防止、その他の海岸についても護岸の老朽化対策を各関係機関に整備要望を行ってまいります。

【廃棄物処理関係】

ごみ処理に関しましては、町民の皆様のご協力により円滑に処理されております。

平成18年4月に稼働したリサイクルプラザも10年目を迎え資源化施設として機能を十分に発揮して環境への負荷を軽減しております。併せて最終処分場のひっ迫という状況は発生しておらず、引き続きごみの減量化・資源化をお願いするものです。

ごみの不法投棄は、依然減少傾向を示しておらず環境保護や景観保持のため不法投棄は絶対許さないという強い意思をもって対処し、関係機関と連携を密にして不法投棄未然防止の啓発・パトロールを強化してまいります。引き続き不法投棄に関する情報提供をよろしくお願いいたします。

昨年度から実施している高齢者世帯等の「粗大ごみ戸別収集事業」は、今後も高齢者世帯の増加に伴い、利用が多く見込まれることから広報等を活用し広く周知し、高齢者等の負担軽減のため継続実施してまいります。

リサイクルプラザや最終処分場の効率的な運営を図るとともにごみ処理経費の削減にも努めてまいります。

し尿処理施設の老朽化が進んでおり、更新につきましては事務レベルでの協議を重ねております。資材や人件費の高騰から財源の確保など課題がありますが、最小のコストによ

る更新を目指し検討を重ねてまいります。

昨年度から実施しました「ゴミステーション等譲与事業」は、町内会からの要望が多数あり衛生環境の充実を図るため引き続き継続してまいります。町内会の皆様には、清掃等の維持管理についてご協力をお願い申し上げます。

【上・下水道】

〈水道事業〉

水道事業につきましては、下水道の普及に伴う水道未使用世帯の水道切替えについて促進を図り、より一層の有収率、普及率の向上を目指すとともに、安心・安全な水の供給と経営の安定、さらにはサービスの向上に努めてまいります。

また、施設の老朽化に伴う効率的な運営及び修繕を行っていくとともに、将来の水道のあるべき姿を明示した上で、取り組むべき事項や方策を提示し、水道未普及地域の解消や耐震性を考慮した設備の更新を含め、目標を実現化するための基本理念となる「森町水道事業ビジョン」を策定してまいります。

ビジョンに基づいて施設整備費用や財源、年次計画などの具体的な内容を示した水道事業基本計画の策定にも取り組んでまいります。

〈下水道事業〉

下水道事業は、本年度新たに処理面積で1.4ヘクタールの区域拡張が見込まれており、下水道管渠の新設工事と排水設備工事の促進を重点に取り組むとともに、効率的な施設の運営及び修繕に努め、現状の使用料の維持や行政サービスの向上と下水道普及率の向上に努めてまいります。

また、平成25年10月に森町特定環境保全公共下水道事業の認可を受けた赤井川の一部地域については、昨年度に引き続き管渠新設工事を実施してまいります。

【地域新エネルギー】

我が国においては、エネルギー資源に乏しく、そのほとんどを輸入に頼っており、エネルギーの安定的な確保は重要課題となっております。

このような問題に対応するため、新エネルギー導入の必要性は近年特に高まり、地域が果たす役割も重要視されてきております。

これらの状況を踏まえ、地域新エネルギー導入基礎調査を行い、結果をもとに新エネルギーの導入目標や方針を定めるため、学識経験者や産業関係者、住民代表による「新エネルギービジョン策定委員会」を設置し、町民アンケートなどの実施に取り組み、地域の特性を生かした新エネルギー導入の基本的方向を示すための「森町地域新エネルギービジョン」を策定してまいりました。

重点プロジェクトとして、「公共施設における新エネルギー導入事業」「新エネルギー導入の推進に向けた普及啓発事業」「地域資源の利活用事業」を3本柱として取り組んでまいります。

環境に配慮した新エネルギー事業を重点施策と位置付けた中で、今年度においては、次

世代を担う子どもたちや町民の皆さんが、発電の仕組みを学ぶことができる「マイクロ水力発電」の設置に取り組んでまいります。

また、環境にやさしい持続可能な地域社会の構築に寄与することを目的に実施してまいりました、住宅用太陽光発電システム設置者への費用の一部を、引き続き助成してまいります。

更に、二酸化炭素を吸収し低炭素社会実現の主役として期待されている木質バイオマスの普及を加速させるため、木質ペレットを燃料とする暖房機器、ペレットストーブ設置者への費用の一部助成についても新たにに取り組んでまいります。

【道路・交通】

国道5号線の赤井川交差点改良事業における片側2車線化整備が、七飯町との町界である宿野辺橋まで完了いたしました。引き続き、大沼トンネルまでの片側2車線化を七飯町と連携して国に対し強く要望してまいります。

大沼レイクゴルフ場から大沼湖畔道路までの道道大沼公園鹿部線改良事業につきましては、駒ヶ岳噴火の避難道路として重要な区間でありますので、北海道に対して早期完成を要望してまいります。

さらに一昨年より北海道へ要望しております道道森砂原線から国道278号までの「港町・東森町地区 津波避難道路」は、地域住民や地元産業にとって重要な役割を果たす路線として、一刻も早い事業着手に向け強く要望してまいります。

また、国道交差点の右折だまり設置や交通事故多発を踏まえた冬季運転の安全確保を目的とした除雪・融雪対策についても関係機関に強く要望してまいります。

本町における本年度の道路事業といたしましては、森川町23号線の調査設計を実施し、次年度以降の改良・舗装工事に向けた取り組みとして進めてまいります。

橋梁長寿命化事業においては、砂原地区イラ沢橋のひび割れ補修工事及び蛭谷地区カド川橋の調査設計を実施し、長寿命化の準備に努めてまいります。

道路ストック総点検事業といたしまして、町道幹線の道路付属物（標識、道路照明、大型視線誘導標等）の安全点検を行い、通行中の歩行者や運転者の安全確保に向けた取り組みを進めてまいります。

【港湾】

森港の直轄港湾事業につきましては、東日本大震災の影響や国の「港湾整備の選択と集中」を図るという方針のもとで大幅に予算が削減されているところでありますが、年次計画に基づき港湾施設の点検診断を行いながら、老朽化対策を実施してまいります。

また、補正予算事業等の前倒し対応など、限られた予算の中で効率的な事業推進を図るとともに、早急な供用開始及び老朽化対策を各関係機関に強く要望してまいります。

港湾海岸につきましては、尾白内地区における防潮扉の点検整備は防災上きわめて重要な施設でありますので、今年度の全体整備完了を目標に実施してまいります。

【自治体業務・情報の電子化】

国の方針により平成25年5月に社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が決定され、平成28年1月から社会保障・税・災害分野の行政手続でマイナンバーの利用が開始されます。森町においても、税や住民記録情報などの基幹系システムの改修・構築が必要になってまいりますので、平成26年度に引き続き「番号制度システム構築事業」として、取り組みを進めてまいります。

【防災・消防・救急】

〈防災〉

昨年発生した広島市における大規模土砂災害や、突然の御嶽山噴火など、毎年のように発生する自然災害は、いつ起きてもおかしくありません。

真に災害に強い町づくりを進めるためには、地域防災計画を背景とした、災害発生初期における的確な対応など、総合的な防災体制の確立を図ることと同時に、やはり、町民の皆様の力が必要不可欠であります。自助・共助・公助が一体となって機能することにより、災害が発生しても、その災害を軽減させることが可能であると考えております。

現在、町内会の皆様のご協力をいただきながら進めている、避難行動要支援者の避難支援制度を軸とし、町内在住の防災士の皆様の協力を得ながら、自主防災組織の設立促進及び地域コミュニティの強化を支援してまいります。

加えて、町民の皆さんや職員、各関係団体が日頃から防災意識の高揚を目指し、各種事業を展開するほか、町民の皆様が参加しやすい防災訓練を計画し、実施してまいります。

駒ヶ岳火山防災対策につきましては、御嶽山噴火の教訓を生かし、火山に関する情報発信を強化するなど、駒ヶ岳火山防災会議協議会を中心に周辺1市2町、札幌管区气象台、函館地方气象台等との連携を図りながら火山防災対策事業の推進に取り組んでまいります。

町といたしましては、災害予防、災害応急及び災害復旧等の対策の根幹である森町地域防災計画を基本としながら、町民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護してまいりたいと考えております。

〈消防・救急〉

消防行政につきましては、町民の生命、身体及び財産を火災や災害から守るため、消防体制の充実と消防施設の整備強化に努めてまいります。

複雑多様化する火災及び救急・救助活動を的確に行うには、迅速な対応、専門的な知識及び技術が必要であり、このため各種活動に関する研修、北海道消防学校や救急救命士養成研修所へ職員をそれぞれ派遣するほか、火災・救助活動に万全を期するための活動資機材を整備するとともに、町民や各団体に対しましては、応急手当普及員の協力を得ながら幅広く普及啓発に努めてまいります。

消防団の充実強化策としましては、入団促進を図るとともに、各種訓練を通して技術の向上に期してまいります。

〈耐震〉

施設の耐震化につきましては、森町耐震改修促進計画に基づき、社会資本整備総合交付金を活用して取り組みを進めてまいります。

本年度は、昨年度に実施設計を行った森町民体育館の耐震改修工事を行います。今後におきましても、緊急性の高いものから計画的に順次対応してまいります。

また、民間住宅の耐震化の促進のため社会資本整備総合交付金を活用し、木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事に要する費用の一部助成を目的とした補助金制度の創設をいたします。

【交通安全】

国民の生命、身体及び財産を交通事故から守るため、昭和45年に制定された交通安全対策基本法に基づき、昭和46年度以降、これまで9次にわたり「森町交通安全計画」を作成し、各種施策を推進してまいりました。

昭和46年に全道で889人が道路交通事故で死亡し「交通戦争」と呼ばれた時期と比較しますと、平成26年の死者数は169名と5分の1に減少し、森町においても平成26年11月9日現在で死亡事故死ゼロ700日を達成したところです。

また、町では人命尊重の理念の下に、だれもが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めています。中でも、交通事故防止については、人の安全確保、道路等の交通環境に係る安全対策など多岐にわたる施策を総合的、継続的、そして効果的に実施してまいります。

具体的には、7大キャンペーンを軸に期別運動や地域・職別運動、交通安全日における活動などを、行政機関、関係機関、団体等と連携して各施策を積極的に推進するとともに、町民一人ひとりの理解と協力により、町民参加・協働型の交通安全運動を展開してまいります。

さらには、交通安全施設等整備事業として、町民の要望に応えるべく、道路区画線、カーブミラー、道路照明等の整備充実を図るとともに、あわせて、事故多発地帯である国道幹線道路区間の事故防止策について、関係機関と協力しながら重点的・効果的に推進してまいります。

【消費生活対策】

インターネット通販や振り込め詐欺、悪質商法の被害相談や苦情などの消費生活相談について、専門的知識や経験を有する相談員が無料で応じてくれる広域的対応窓口として、「北海道立消費生活センター」や「函館市消費生活センター」の活用について、広く町民へ周知を図り、安全・安心な暮らしの確保に努めてまいります。

【コミュニティ活動】

町内各地域に設置されている防犯灯の多くは、町内会等が地域の安全確保のため、自ら設置、管理している設備・事業と位置づけておりますが、特に公益性が高いことから町が、設置費用や電気料金の一部を補助しているところです。

昨年は、消費税率の引き上げや電気料金の値上げなどに対応するため、防犯灯電気料金の補助率を引き上げ、10分9.5といたしましたが、本年も継続して支援してまいります。

また、設置要望が急増してきておりますＬＥＤ電灯につきましては、省エネルギー化や低炭素社会の進展にも寄与するものと判断しておりますが、財政状況等も考慮しながら、新たに一定のルールを設けて、推進・支援に取り組んでまいります。

【住民と行政のパートナーシップ】

森町に住んで良かったと思える活力と魅力に満ちたまちづくりを実現するために、住民と行政が同じテーブルで情報を交換し、知恵を出しあって諸課題に取り組む体制づくりに努めてまいります。

また、住民の誰もが気軽に参加できるまちづくり推進のため、広報・広聴活動の充実に努めながら、住民の声が行政へ反映できる協働のまちづくりを推進してまいります。

わがまち振興事業では、独創的・個性的な地域づくりに向けた「文化の育成」「地域間交流」「イベントの開催」など、各種活動を支援し、主体的なまちづくり・人づくりに努めてまいります。

【自治体経営】

〈グリーンピア大沼〉

グリーンピア大沼は、平成17年3月に民間へ運営が引き継がれ、設立当初の福祉目的と公益性を確保し、運営を展開しているところです。

平成22年の契約更新から本年3月31日で5年が経過しますが、グリーンピア大沼からは今後も運営を続けたいとの要望がありました。

この10年間、町民への還元サービス、地元食材の活用や地元雇用確保に積極的に努めるなど、地域に密着した経営姿勢が伺えることから、町としては、4月1日から5年間、新たな契約を締結いたします。今後においても、平成24年に開通した道央道大沼公園ＩＣの効果や1年後の北海道新幹線の開業も合わせ、森町の観光拠点としてより一層の期待をすところであります。

施設は、建設後20年以上経過している物件もあり、老朽化が進んでおりますので、今後のあり方や方向性について検討する場で、中長期的な計画を立てていきたいと考えております。

〈合併10周年記念事業〉

旧森町と旧砂原町が合併を果たし、新町としてスタートしてから、10年を迎えます。記念すべきこの年に、町民の皆さんと共に祝うことのできるイベントなどの事業を検討し実施してまいります。

〈公共施設等総合管理計画〉

過去に建設された公共施設等が、これから大量に更新時期を迎えるにあたり、公共施設の全体を把握する中で、更新・統廃合・長寿命化などを長期的な視点をもって、計画的に進めていくための、公共施設等総合管理計画を作成し、財政負担の軽減と平準化を図り、公共施設の最適な配置を目指してまいります。

〈まち・ひと・しごと創生総合戦略〉

急速な少子高齢化に伴う人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある社会を維持していくため、国と地方が一体となり中長期的視点に立って取り組んでいかなければなりません。

森町としましては、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案しながら、人口の現状と将来の展望を提示する「地方人口ビジョン」を策定し、これを踏まえて、今後5カ年の目標を始め、施策の基本的な方向性や具体策をまとめた「地方版総合戦略」を策定することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施してまいります。

〈入札契約制度〉

入札・契約については国の方針を踏まえながら、地域における競争性と透明性、公平性の確保に努めてまいりました。

今日、公共事業を取り巻く環境は、大規模災害の発生による復興等への集中的な投資、それに伴う人や資材の不足、価格の変動など、地方への影響は顕著になってきております。このような時世の中、依然として公共事業への地元企業への期待は大きく、関心も高いことから、限られた財源を有効的に活用し、適切な入札・契約執行に引き続き努めてまいります。

〈収納率向上〉

町税は、まちづくりの重要な財源です。少子・高齢化やグローバル化が急速に進み、社会保障給付などの増加や経済変動により財政がますます厳しくなる中で、今後の税のあり方が大変重要な課題となってきております。

税は、財政の健全化、豊かな暮らしの維持、町民サービス実現にとって必要不可欠であり、歳入の根幹である町税の安定的な確保や収納率の向上、並びに、滞納額の縮減などを図り、納税者への公平・公正な賦課・徴収に努めてまいります。

また、新年度から未実施事業者に対する個人町民税の特別徴収が実施され、給与所得者から安定税収の確保が見込まれます。

合わせて、町の債権管理のための統一的なルールとして、債権管理条例を制定し、公債権と私債権との分類に応じた取扱の明確化や必要性など、事務処理について必要な事項を定め、適正な管理に努めてまいります。

〈効果的・計画的な財政運営〉

少子高齢社会などが、社会保障制度に大きな影響を与えております。地方自治体は多くの課題を抱え、依然として厳しい財政状況に置かれております。

しかし、どのような状況下におかれようとも、地域振興や福祉の向上は行政に与えられた使命であり、安定したまちづくりが求められております。

近年の社会情勢の変化に伴い、多種・多様な施策を展開することが必要であり、財源の確保を基本に中・長期的な観点から現状を捉えることが重要であります。

今後も森町総合開発振興計画を基調とし、不断の行財政改革の意識を堅持しながら各種施策の必要性や検証を行い、時代の要望に対応できるよう努めるとともに、将来を見据え

た計画的な財政運営を図ってまいります。

【教育】

教育は、すべての町民にとって大切なことであり平等に行われるべきであると考えております。所得層による教育格差が問題視されておりますが、将来を担う子供たちを育む教育は極めて重要なものでありますので、今年度におきましても、教育環境整備や課題解決に向けて努めてまいります。

なお、教育行政に関する詳細につきましては、教育長の方針に委ねるものといたします。

Ⅲ 結び

以上、本年度の町政執行に関する所信の一端を述べさせていただきました。

町の財政運営は決して楽観できる状況ではありませんが、少子・高齢化対策や地域経済の活性化、安全・安心の確保など、多様化するニーズに的確に対応し、町民一人ひとりがゆとりと豊かさを実感できる社会の実現のため、全力を挙げて取り組んでまいり所存でございます。

結びにあたり、改めまして町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げ、執行方針とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 町政執行方針の表明を終わります。

11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時20分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、教育長の教育行政執行方針の表明を求めます。

○教育長（香田 隆君） 平成27年度教育行政執行方針。

I はじめに

平成27年第1回森町議会3月会議にあたり、本年度の森町教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

今日、社会が急速に変化する中で、人口の減少や少子高齢化の進行、社会や経済のグローバル化など、国や地域の境界を越えて結びつきを強めており、私たちが対応しなければならぬ課題や、解決すべき問題が山積しております。

このような状況の中、人々の個性や能力を伸ばし、広い視野から新しい時代を積極的に切り拓くことのできる、人材の育成が強く求められております。

森町の未来を担う子どもたちが、夢と希望を持ち主体的に自らの人生を切り拓くことができ、さらには世界に向かって大きく羽ばたいていけるためにも、困難に立ち向かい解決する力と、他者を思いやり共に生きていく柔軟な心を育てていくことが重要であると考えております。

また、高齢化社会をむかえ、町民一人ひとりが生涯にわたって主体的な学習に取り組み、健康で潤いのある充実した生活を送ることができるために、学習環境の整備や関係団体との連携・協力を推進し、ともに支え合うことのできる社会を実現していくことが重要になっております。

そのため、教育委員会といたしましては、「森町町民憲章」を踏まえ、「森町教育目標」にあります「先人のつくり上げた素晴らしい遺産をしっかりと受けつぎ、豊かな人間性、自ら学び続ける姿勢、個性を尊重する態度を育み、国際的な視野を持った夢と希望のある人づくり、町づくりをめざし」教育施策の充実に努めてまいります。

Ⅱ 主要施策の推進

【学校教育】

学校教育におきましては、子どもたちが笑顔にあふれ、夢と希望に胸を膨らませ、たくましく「生きる力」を身に付け、個性や能力を最大限に発揮しながら、自立した人間として生きていけるよう、知・徳・体の調和のとれた育成に努めてまいります。

子どもたちの健やかな成長には、保護者や地域から揺るぎない信頼を獲得し、学校・家庭・地域が協働した取り組みを推進するなど、開かれた学校経営が重要であります。

そのために学校の自己評価や保護者、地域住民、学校評議員などの外部からの評価を取り入れた学校評価を進め、開かれた学校づくりを支援してまいります。

学力の向上につきましては、子どもたちに確かな学力の定着を図るために、全国学力・学習状況調査や町独自で実施している学力検査の結果を踏まえ、学習指導の工夫や改善に取り組んでまいります。

平成26年度を初年度とする「学力向上3カ年計画」が2年目を迎えますが、各学校で作成している「学校改善プラン」に生かし、子ども達の基礎学力の向上に努めてまいります。

また、長期休業中や放課後の子どもたちへの学習指導等は、それぞれの学校で取り組みが進められていますので、今後も継続実施してまいります。

子どもたちに豊かな心を育て、相手を思いやる心、命を大切にする心を育むためには、基本的規範意識や倫理観等を育成する事が重要であります。このために、教育活動全体を通じて命の大切さや自分の生き方について考える教育を進めてまいります。

いじめや不登校などの子どもたちの問題行動につきましては、学校・家庭・地域が一体となり、未然防止、早期発見・早期対応にしっかり取り組んでいく必要があります。いじめアンケートの複数回調査や日常的な見守りを通して、早期発見と未然防止に努めるとともに、個別相談や全校体制でその解消に当たってまいります。そのためにも、子どもはもとより保護者、教職員が安心して相談できるよう教育相談員を配置し、その積極的な活用に努めてまいります。

子どもたちの体力の向上のために、各学校の特色をいかした1校1実践の推進や運動習慣の定着に向けた家庭との連携など、きめ細かな指導を進めてまいります。また、国で実施しています「体力調査」の結果を活用し指導の充実に努めるとともに、北海道教育委員会

から提供される体力向上支援プログラムなどを積極的に活用し、子どもたちの体力や運動能力の向上に努めてまいります。

駒ヶ岳噴火や地震、津波などの自然災害を想定した組織的な防災教育を進め、子どもたちにも正しい知識と適切な行動を身に付けさせ、お互いの命を思いやるという理念のもと、発達段階に応じて、命の大切さの問題とも絡めながら、自分の安全は自分で守るという自覚を持つことができる、防災・安全教育を行ってまいります。

また、登下校の交通安全や不審者対策などの予防活動を支援するために、地域の皆様や関係機関と連携して、子どもの安全・安心の確保を図ってまいります。特に通学路の点検は、スクールガードリーダーと連携を図り、パトロールの実施をしてまいります。

子どもたちの基本的な生活習慣の定着を図るために、学校と家庭の連携を進めるための広報活動や「早寝、早起き、朝ごはん」「ノー・ゲームタイム」「ノー・テレビタイム」「ノー・携帯タイム」の取り組みを、各学校やPTAなどと共同して推進してまいります。

さらに、学校での朝読書や家庭での読書習慣の定着を図るために、森町図書館の機能や読み聞かせボランティアなどを活用し、支援してまいります。

特別支援教育につきましては、教育支援委員会や関係機関・保護者と緊密な連携のもとに、一人ひとりの個性に合わせ、それぞれの教育的ニーズに応じた指導内容の充実に努めます。また、きめ細かな支援の充実にために、引き続き特別支援教育支援員を配置してまいります。

中学校での英語科や小学校5・6年生での外国語活動の充実にするために、外国語指導助手の複数配置を進めてまいります。それにより外国語を通じて、言語や文化に対する理解・コミュニケーション能力の基礎を養う機会を、小学校の他の学年や幼児期の子どもたちにも拡充してまいります。

森町の子どもたちが、自分の住んでいる地域に誇りをもち、地域に愛着をもってくれることは私たちの願いであります。森町の歴史を象徴する、多くの史跡や文化財、森町の豊かな人材や自然・環境など、地域の財産を活用した「ふるさと教育」を推進してまいります。

学校保健につきましては、地域医療機関・学校保健会とも連携し引き続き各種健康診断を実施するとともに、子どもたちの健康状態の的確な把握に努めます。そのうえで、子どもたち一人ひとりが自らの健康に関心をもち、健康な生活を送るための知識や実践の指導に努め、「自分の健康は自分が守る」という基本姿勢が身につく取り組みを進めてまいります。

子どもたちの指導に直接かかわる教職員につきましては、保護者や地域の皆様から一層信頼されるために、研修体制の充実に図り実践力の向上を図ってまいります。

森高等学校支援につきましては、海外での交流活動を通して日頃の学習成果を発揮する場としての「海外短期留学生派遣事業」、将来の進路を実現していくための学力向上を目指した「サテライト講座」は、森高等学校振興会を通じて支援してまいります。

また、豊かで活力にあふれる高校生活のための「部活動の生徒への交通手段確保」は、今年度から町所有のバスを運行することにより、充実した高校生活を過ごせるよう支援してまいります。

【幼稚園教育】

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものとして、大変重要な役割を担っております。

そのために一人ひとりの発達段階に応じた教育に努め、家庭との連携の中で、心身の調和のとれた健やかな成長を育ててまいります。

また、幼児の主体的な活動が確保されるよう、一人ひとりの個性を尊重し、計画的に成長していける環境を整えていく必要があります。

そのためには、教員の指導力向上のための研修機会の充実を図り、保護者や地域の皆様の信頼に応える幼稚園教育を進めてまいります。

【学校給食】

学校給食につきましては、衛生管理を徹底するとともに、安全で安心な地元産食材等の使用に努め、将来を担う子ども達の健やかな心身の発達を願い、栄養バランスに配慮した魅力のある学校給食の提供に努めてまいります。

過去15年間据え置いてきた給食費につきまして、平成26年度より増額しておりますが、その増額分については、町の負担として運営してきたところです。

平成27年度に向けて、子育てをしているご家庭を更に支援するため、児童・生徒一人につき、新たに1カ月あたり1,000円を町で負担してまいります。このことにより、保護者の経済的な軽減を図り、充実した子育てを応援していきたいと考えます。

食育は、生きる上での基本となるものであり、健全な食生活を実践することが大切になっています。そのために、児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭等による食育指導の充実を図ってまいります。

なお、給食費の滞納者に対しましては、納付相談等の継続及び個別訪問等の取り組みを強化し、収納対策に努めてまいります。

【社会教育】

社会教育の推進につきましては、第2次森町社会教育振興中期計画が、3年目を向かえております。本計画を基本に町民の皆さまの学習ニーズや地域課題を把握し、学びの場や支援体制の拡充を目指し、その学習活動がまちづくり、人づくりにつながるよう社会教育活動のさらなる推進に努めてまいります。

家庭教育の振興につきましては、家庭環境の著しい変化に伴い、子育ての戸惑いや不安を抱えている皆さまの共通の悩み等を共有し、仲間づくりや交流の場の提供が重要なことから、地域やPTAと連携しながら、「子育て」や家庭教育についての学習活動を進めてまいります。

青少年教育につきましては、子ども達が心優しく、たくましく生きる力を育てることが

重要となります。そのために郷土の優れた学習資源を活用し、ふるさとに愛着をもち、明日の森町を担う子ども達のための学習活動の充実に努めてまいります。

また、子どもたちの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながるよう、学校や地域の皆様と連携を深め、各種の事業を推進してまいります。その一環として、本年度もボランティアの皆様と森高校生のご協力のもと「森の寺子屋」を実施してまいります。

女性の学習活動につきましては、女性自らが学習意欲を高めるとともに、積極的に地域づくり活動へ取組むためにも、大変重要な活動であります。そのために、明るく健康的な生活をするための学習機会を提供し、豊かな家庭、豊かな地域づくりを目指す活動の支援に努めてまいります。

文化・芸術の振興につきましては、郷土が育んできた歴史・文化や伝統芸能の保存・継承を進め、文化協会等の各種団体と連携し、活動や発表の場の拡充と、町外の優れた文化・芸術を町民の皆さまに鑑賞できる機会の提供に努めてまいります。

文化財の保護につきましては、国指定史跡である「鷲ノ木遺跡」の公有化が平成26年度で完了することから、本年度は各分野の専門家による鷲ノ木遺跡整備基本計画準備委員会を設置し、文化庁・北海道教育委員会の指導を仰ぎながら、整備基本計画の策定に向けて、検討を進めてまいります。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録につきましては、縄文遺跡群世界遺産登録推進本郡を構成する関係自治体との連携を強化し、課題を一つずつ乗り越えながら早期の登録に向けて取組みを進めてまいります。

鷲ノ木遺跡を多くの皆様に理解していただく取組みといたしましては、発掘調査事務所を最大限活用し、森・鷲ノ木ストーンサークル研究会と連携しながら町内の小・中学校への出前授業の実施、地域の皆さまに縄文文化のすばらしさや価値について理解を深めていただくための現地見学会等を、継続的に開催してまいります。

【公民館】

公民館につきましては、地域活動、学習活動、サークル活動の拠点施設であることから、町民の皆さまのご意見・ご要望をいただきながら、子どもから高齢者まで楽しく学び参加できるよう、学級・講座の企画・運営に努め、自主的なサークル活動の支援を進めてまいります。

また、町民の皆さまが学習を通して得た成果を、社会参画やまちづくり等の活動につなげていけるよう支援してまいります。

文化講演会につきましては、合併10周年記念事業として森町体育協会と連携を図り、10周年にふさわしい事業として、多くの皆様に喜んでいただける企画を進めてまいります。

施設整備につきましては、森町公民館駐車場の舗装修繕、砂原公民館大ホール音響設備改修等を行い、生涯学習活動の拠点施設としての機能を果たせるよう維持管理に努めてまいります。

【図書館】

図書館につきましては、利用者の皆様の図書に関するご相談や問い合わせに積極的に対応するとともに、さまざまな分野の図書や資料の収集に努め、一人ひとりの学習活動への支援と読書が生活の一部となるよう、図書館活動の充実を図ってまいります。

また、ブックスタート事業など子どもたちへの支援活動を進め、親子の絆が深まるための読書活動を推進し、子どもたちがより読書に親しめるよう、児童図書の充実や移動図書配本所を活用し、気軽に読書ができる環境づくりを進めてまいります。

【社会体育】

スポーツ活動の振興につきましては、子どもたちの体力や運動能力の低下が課題とされるなか、誰もがスポーツに親しみ、体力づくりや健康増進を図りながら、生き生きとした生活を送ることができるよう、子どもから高齢者まで、多様なスポーツを楽しめる生涯スポーツの推進に努めてまいります。

また、体育協会、スポーツ推進委員等の各種団体との連携を図り、より多くの皆様が参加することのできる、地域に根ざしたスポーツ事業の展開に力を注ぐとともに、合併10周年を記念いたしまして、各スポーツ大会などを盛大に実施し、町民の皆様喜んでいただけるよう進めてまいります。

スポーツ少年団につきましては、技術の向上だけでなく、心身の向上も図ることのできる大切な活動の場であります。そのためにも指導者への専門的知識や指導技術の修得のための、研修機会の拡充を図ってまいります。

体育施設につきましては、今年度町民体育館の耐震工事を実施するなど、利用者の安全・安心を考慮し、補修・維持管理に努めてまいります。

Ⅲ むすびに

ふるさと森町の未来の担い手である子どもたちは、一人ひとりがかけがえのない存在であります。この子どもたちが森町で育ったことに誇りを持ち、町の発展を担う大人として成長し、更には自立した社会の形成者としての能力を育んでいくことは、教育に課せられた大きな使命であります。

そのためにも、学校・家庭・地域が連携し、課題を共有しながら、それぞれの役割を十分に果たしていく必要があります。

また、生涯を通して豊かに学び、住みよい地域づくりを、町民の皆様と協働して推進し、心豊かな地域社会の実現につなげていくことが重要になっています。

森町教育委員会は、町民の皆様の教育に対する負託に応えるため、その使命を自覚し、森町の教育の振興と発展に向けて全力で取り組んでまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様の、ご理解とご協力を心からお願い申し上げ所信といたします。

○議長（野村 洋君） 教育行政執行方針の表明を終わります。

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第23号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第24号 森町ことぶき出産奨励事業条例の一部を改正する条例制定について、議案第25号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第26号 森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちやっぷ林館条例の一部を改正する条例制定について、議案第27号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、議案第28号 平成27年度森町一般会計予算、議案第29号 平成27年度森町国民健康保険特別会計予算、議案第30号 平成27年度森町後期高齢者医療特別会計予算、議案第31号 平成27年度森町介護保険事業特別会計予算、議案第32号 平成27年度森町介護サービス事業特別会計予算、議案第33号 平成27年度森町港湾整備事業特別会計予算、議案第34号 平成27年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算、議案第35号 平成27年度森町国民健康保険病院事業会計予算、議案第36号 平成27年度森町水道事業会計予算、議案第37号 平成27年度森町公共下水道事業会計予算、以上15案件を会議規則第37条により一括議題といたします。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時00分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

議案第23号から議案第37号まで提案理由の説明を求めます。

まず、議案第23号。

○総務課長（木村浩二君） それでは、議案第23号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

本案は、平成26年度の人事院勧告に基づき民間賃金の低い地域における官民格差の解消や官民の給与差を踏まえた平均で約2.2%引き下げる給与制度の総合的見直しに伴い、本年4月1日から適用される給料表の改正をしようとするものです。

資料ナンバー1を提出しております。ご参照ください。

○議長（野村 洋君） 続いて、第24号。

○住民生活課長（佐々木陽市郎君） それでは、議案第24号の森町ことぶき出産奨励事業条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

本案は、現行子供3人目以上からことぶき出産奨励金を2人目以上から支給できるよう拡充しようとする一部改正条例です。

以下、配付資料の条例新旧対照表によりご説明いたします。予算審査特別委員会資料1の2をお開きください。3条、助成対象者について、現行2人以上との規定を1人以上に改め、第4条、奨励金の額において、現行10万円を第2子7万円、第3子以上10万円に改めようとするものです。

なお、条例施行日は、平成27年4月1日にしようとするものです。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 続いて、議案第25号。

○保健福祉課参事（住吉英勝君） 議案第25号の森町介護保険条例（平成17年条例第126号）の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

裏面をごらん願います。あわせて予算審査特別委員会資料1のナンバー3を提出しておりますので、ご参照願います。本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）、介護保険施行令及び介護保険施行規則等の一部改正に伴い、森町介護保険条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容につきましては、資料によりご説明いたします。資料1、ナンバー3の2ページ、森町介護保険条例新旧対照表をお開き願います。上段の第2条第1項において、平成27年度から平成29年度までの各年度の保険料率を改正しようとするものです。

また、第1号被保険者の区分に応じ6段階から9段階に改正し、第1号から第9号までの保険料率を定めようとするものです。

2ページ下段の第4条第3項では、賦課期日後における月割りによる保険料額の算定方法について、区分の改正により規定を改めようとするものです。

3ページをお開き願います。上段、附則により、改正法附則第17条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置について、第8項から第11項の4項を加え、規定しようとするものです。

なお、施行期日は、平成27年4月1日からとなっております。

以上、森町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（野村 洋君） 続いて、議案第26号。

○農林課長（工藤秀則君） それでは、議案第26号の森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちやっぷ林館条例の一部を改正する条例制定について提案の趣旨を申し上げます。

裏面をお開きいただきたいと思います。あわせて資料1のナンバー4の新旧対照表をご参照いただきたいと思います。提案理由でございますが、指定管理者の株式会社ワイエス海商より消費税、電気料の値上げに伴い入浴料値上げに関する要望がありました。節約にも限度があり、また入浴料を上げれば客離れが生じかねませんが、適正な施設運営にも影響がすることから、入浴料に転嫁せざるを得ない状況のため、条例を一部改正しようとするものでございます。

新旧対照表をご説明いたします。右側が現行条例で、左側が改正案でございます。別表1については、入浴料、回数券の改正で、別表2については各部屋の使用料の改正となっております。

施行期日につきましては、平成27年4月1日から施行することとしております。

以上、森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちやっぷ林館条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 続いて、議案第27号。

○企画振興課長（木村哲二君） それでは、議案第27号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてご説明いたします。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、森町過疎地域自立促進市町村計画を次のように変更することについて議会の同意を求めようとするものです。

なお、変更理由書といたしまして、資料ナンバー5を提出しておりますので、ご参照願います。

変更の内容につきましてご説明いたします。裏面の過疎地域自立促進市町村計画をごらん願います。右側の表が変更後となるものでございます。1ページ目の変更しようとする計画の区分は、2の産業の振興であります。変更しようとする事業内容は、農林水産物集出荷貯蔵施設の追加であります。衛生管理の強化の確立を求められている中で、森港湾に荷さばき施設、天蓋施設の整備を図ろうとするものです。

次に、2点目ではありますが、変更しようとする区分は3の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進であります。変更しようとする事業内容は、森川町23号線道路改良舗装の整備を図ろうとするものです。

次に、3ページから4ページではありますが、変更しようとする事業内容は森町ペレットストーブ購入費補助事業で、化石燃料に依存せず二酸化炭素などの温室効果ガスの発生を抑制し、環境に優しい地域社会の構築に寄与することを目的に森町内の住宅などにペレットストーブを設置するものに対して費用の一部を補助するものでございます。

以上、説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 続いて、議案第28号。

議案に入る前に、事項別明細書に入る前に別紙資料の1の6ページ、平成27年度森町各会計予算総括表の総括説明をお願いします。

○総務課長（木村浩二君） それでは、議案第28号から37号に関連する予算の概要の説明をさせていただきます。

皆様に配付しております資料ナンバー6、平成27年度森町各会計予算総括表をごらんいただきたいと思います。

まず、一般会計ですが、平成27年度予算総額は90億7,095万5,000円で、前年度対比は7億6,949万円の減額でマイナス7.2%の伸び率となっております。

次に、国民健康保険特別会計ですが、予算額は33億2,797万5,000円で、前年度対比は2億6,478万6,000円の増額で8.6%の伸び率となっております。

続いて、後期高齢者医療特別会計ですが、予算額は2億2,603万4,000円で、前年度対比は499万9,000円の減額でマイナス2.2%の伸び率となっております。

続いて、介護保険事業特別会計ですが、予算額は17億2,926万5,000円で、前年度対比は2,381万1,000円の増額で1.4%の伸び率となっております。

続いて、介護サービス事業特別会計ですが、予算額は2億4,781万4,000円で、前年度対比は2,109万3,000円の増額で9.3%の伸び率となっております。

続いて、港湾整備事業特別会計ですが、予算額は51万円で、前年度と同額となっております。

続いて、ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計ですが、予算額は4,928万7,000円で、前年度対比は532万円の増額で12.1%の伸び率となっております。

続いて、国民健康保険病院事業会計ですが、収益的収支の収入ですが、9億5,586万7,000円で、前年度対比は6,231万6,000円の増額で7.0%の伸び率となっております。支出は12億1,010万円で、前年度対比は715万5,000円の増額で0.6%の伸び率となっております。資本的収支ですが、収入は9,302万1,000円で、前年度対比は927万6,000円の減額でマイナス9.1%の伸び率となっております。支出は1億5,457万8,000円で、前年度対比は884万8,000円の減額でマイナス5.4%の伸び率となっております。

続いて、水道事業会計ですが、収益的収支の収入ですが、2億9,811万2,000円で、前年度対比は28万3,000円の減額でマイナス0.1%の伸び率となっております。支出は2億9,823万6,000円で、前年度対比は364万9,000円の減額でマイナス1.2%の伸び率となっております。資本的収支ですが、収入は1億530万円で、前年度対比は1億530万円の増額で皆増となっております。支出は1億4,626万2,000円で、前年度対比は1億766万2,000円の増額で278.9%の伸び率となっております。

続いて、公共下水道事業会計ですが、収益的収支の収入ですが、4億8,520万2,000円で、前年度対比は314万5,000円の増額で0.7%の伸び率となっております。支出は4億8,520万2,000円で、前年度対比は314万5,000円の増額で0.7%の伸び率となっております。資本的収支ですが、収入は2億7,795万5,000円で、前年度対比は2,016万6,000円の増額で7.8%の伸び率となっております。支出は4億1,125万1,000円で、前年度対比は1,952万7,000円の増額で5.0%の伸び率となっております。

以上、各会計についてご説明申し上げましたが、全会計の合計としましては歳入及び収入の総額が168億6,729万7,000円で、前年度対比は2億1,557万円の減額でマイナス1.3%の伸び率となっております。歳出及び支出では173億5,746万9,000円で、前年度対比は2億7,194万6,000円の減額でマイナス1.5%の伸び率となっております。また、各会計の予算をグラフ化したものを掲載しておりますので、ご参照ください。

次に、財政の2ページになりますが、これは平成27年度一般会計の歳入予算を自主財源と依存財源に分類したものでございます。予算編成に当たりましては、平成27年度の地方財政計画をもとに、また平成26年度の実績見込みなどを勘案しながら精査したものでございます。グラフを掲載しておりますので、ご参照ください。

続いて、財政の3ページですが、この表は一般会計の歳出予算を目的別に款1議会費か

ら款14予備費まで、前年度対比を掲載しております。これもグラフを掲載しております。ご参照ください。

続いて、財政の4ページですが、これは一般会計の歳出予算を性質別に分類したもので、同じくグラフを掲載しております。ご参照ください。

続いて、財政の5ページですが、この表は平成17年度から27年度までの人件費の推移をグラフ化したものであります。

続いて、財政の6ページですが、この表は公債費に関する調書でございます。平成26年度末の起債現在高見込み額を掲載しておりますので、ご参照ください。

次に、資料ナンバー7ですが、これにつきましては一般会計の負担金補助及び交付金の調書になってございますので、ご参照ください。

以上、大変雑駁ですが、平成27年度予算の概要の説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） それでは、一般会計予算の事項別明細書、18ページから。歳入の説明を。

○税務課長（伊藤 昇君） それでは、18ページの歳入、款1町税、項1町民税から20ページの項6入湯税までの主なものについてご説明申し上げます。あわせて別紙説明資料58税1と税2を提出しておりますので、ご参照願います。

18ページ、項1町民税の目1個人分でございますが、前年と比較して現年分、滞納繰り越し分を合わせて2,065万3,000円の増額とし、4億9,974万2,000円を計上したところでございます。

目2法人分につきましては、前年とほぼ同額で前年分、滞納繰り越し分を合わせて1億1,134万円を計上したところでございます。

項2固定資産税では、本年度評価がえの年であり、土地、家屋の評価額の減額によりまして前年比1,975万6,000円の減額の6億7,138万3,000円を計上したところでございます。

項3軽自動車税では、前年と比較しまして216万1,000円増額の3,439万2,000円を計上しております。

20ページをお開き願います。上段、項4たばこ税につきましては、前年度の実績見込みを勘案いたしまして、前年比508万2,000円の増額とし、1億8,634万9,000円を計上しております。

次に、項6入湯税につきましては、前年とほぼ同額の714万1,000円を計上したところでございます。

以上です。

○総務課長（木村浩二君） 町税以外の歳入につきまして説明いたします。

款2地方譲与税、22ページの款3利子割交付金、款4配当割交付金、24ページの款5株式等譲渡所得割交付金、款6地方消費税交付金、款7ゴルフ場利用税交付金、款8自動車取得税交付金、26ページの款9地方特例交付金ですが、これらにつきましては前年度の実績等を勘案しながら予算計上したものであります。

続いて、款10地方交付税でございますが、総額46億6,000万円で、前年度対比は1億7,800万円の減となっております。説明欄内訳の普通交付税は42億1,000万円で、前年度対比は1億7,800万円の減となっております。また、特別交付税は、前年度の交付見込み額を勘案して計上したところです。

款11交通安全対策特別交付金ですが、これにつきましても前年度の交付見込み額を勘案して計上したところです。

款12分担金及び負担金ですが、保育児童負担金や28ページの国営駒ヶ岳畑地帯総合土地改良事業受益者負担金などを計上しております。

款13使用料及び手数料ですが、それぞれ利用状況を勘案しながら計上したところでございます。

34ページの款14国庫支出金、また36ページの款15道支出金ですが、これらにつきましても現行の制度や事業等に基づきそれぞれ計上したものでございます。

42ページの款16財産収入ですが、各種財産や土地、建物等の利用状況や財産売り払いなどを勘案しながら計上したものでございます。

44ページの款17寄附金ですが、これらにつきましてもいずれも名目計上としてございます。

款18繰入金ですが、項1基金繰入金のうち財政調整基金の2億9,123万2,000円で収支の均衡を図るものであります。

46ページの款19繰越金ですが、前年度同額の4,000万円を計上しております。

款20諸収入ですが、項1延滞金、加算金及び過料、48ページの項2町預金利子は、それぞれ名目計上としております。

項3貸付金元利収入ですが、いずれもそれぞれの制度に基づき計上したものです。

項4受託事業収入ですが、これも現制度における受託事業を勘案して計上したものです。

項5学校給食収入ですが、前年度の実績等から勘案し、新たな子育て支援対策の助成も含めて計上したものです。

50ページの項6雑入ですが、いずれもほかの科目に属さないものを計上したものです。

52ページの款21町債ですが、それぞれの目的に基づき所要の額を計上したものです。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 続いて、歳出に入ります。56、57ページの款1議会費から款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、目2人事管理費まで。

○総務課長（木村浩二君） それでは、歳出について説明いたします。

56ページをお開きください。款1議会費ですが、節1議員報酬から節19負担金補助及び交付金まで総額8,544万4,000円は、議会を運営していく上での必要経費を計上しております。

続いて、58ページからの款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費ですが、一般会計における総務関係費や役場庁舎管理経費など経常的経費となっております。

続いて、62ページからの目2人事管理費ですが、一般会計における人件費をこの科目に集約しております。

○議長（野村 洋君） 続いて、目3文書広報費。

○企画振興課長（木村哲二君） 62ページ下段から65ページ上段の目3文書広報費であります。広報もりまちの発行に係る報償費及び印刷製本費が主なものでございます。

○総務課長（木村浩二君） 続きまして、目4財産管理費ですが、本科目は町有財産の維持管理経費、また各種基金に対する積立金が主なものであります。

○地域振興課長（落合浩昭君） 続きまして、見開き64、65ページ下段から66、67ページの上段まで、目5砂原支所費でございます。予算額2,258万1,000円のうち主なものとして、15節工事請負費の146万円でございますが、これにつきましては旧砂原国保病院の電源受電方式を高圧受電方式から低圧受電方式に切りかえるため、平成27年度において工事を実施するものでございます。そのほかの節につきましては、経常経費でございまして、説明欄に記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 目6。

○企画振興課長（木村哲二君） 66ページ中段から69ページ中段の目6企画費であります。節13委託料のマイクロ水力発電実証事業は、学校での環境教育への活用や地域住民への普及啓発のための事業でございます。資料ナンバー10をごらんください。同じく委託料の公共施設等総合管理計画策定業務は、森町が保有する公共施設などは今後補修や更新の時期を迎えます。その対策が大きな課題となっており、その対策の一環としての事業でございます。節19負担金補助及び交付金については、渡島総合開発期成会など各団体への負担金が主なものでございますが、住宅用太陽光発電システム設置費補助金は26年度に引き続き費用の一部を助成するものであります。ペレットストーブ購入費補助金は、二酸化炭素などの温室効果ガスの発生を抑制し、環境に優しい地域社会構築のため設置者へ費用の一部を助成するものです。資料ナンバー11をごらんください。合併10周年記念事業実行委員会補助金は、27年度に実施される記念事業実施に向け実行委員会に補助するものでございます。

以上でございます。

○総務課長（木村浩二君） 続きまして、目7情報推進費ですが、庁舎内のパソコン、複写機等に係る消耗品や情報端末機の借り上げ料などが主なものになってございます。前年度比較で4,423万8,000円の増額になっておりますが、番号制度に対応するため準備経費としてシステム構築料が主な要因となっております。

○議長（野村 洋君） 目8、目9。

○防災交通課長（小田桐克幸君） 続きまして、目8交通安全対策費でございます。節15工事請負費につきましては、町道区画線カーブミラー等の交通安全施設整備工事でございます。節19負担金補助及び交付金は、森町交通安全運動推進委員会及び森町交通安全協会への補助金でございます。その他につきましては、経常的な経費でございます。

続きまして、目9防災対策費でございます。節4共済費、節7賃金につきましては、現在各町内会等のご協力のもと推進している避難行動要支援者、避難支援制度に係る要支援者名簿作成等のため臨時職員2名を雇用しようとするものでございます。節11需用費の消耗品につきましては、主なものとしましてアルファ米などの備蓄品購入がございます。72ページ、73ページをお願いいたします。節18備品購入費は予備用の戸別受信機の購入、節19負担金補助及び交付金につきましては駒ヶ岳火山防災会議協議会の負担金、自主防災組織設立及び活動に対する補助金を計上いたしました。その他につきましては、経常的な経費でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目10。

○企画振興課長（木村哲二君） 72ページ上段から73ページ中段の目10定住対策費であります。節19負担金補助及び交付金の定住対策促進奨励金は、からまつの森の住宅建設を奨励するものであり、節25積立金については分譲代金を次期整備のために基金に積み立て内部留保するものでございます。その他経費につきましては、移住促進用PR経費でございます。

以上でございます。

○総務課長（木村浩二君） 続きまして、目11諸費ですが、本科目は他の総務関係に属さない予算をここに計上しているものでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 項2徴税费。

○税務課長（伊藤 昇君） 74ページから76ページ上段までの項2徴税费の主なものについてご説明申し上げます。

74ページ上段、目1税務総務費であります。節8報償費は小中学生に対する税を考える週間、書道展の出品に対する記念品等であります。その他の経費につきましては、経常的な経費でございます。

次に、74ページから76ページ上段にかけての目2賦課徴収費であります。節13委託料の主なものとしましては税務関連のシステム業務委託等でございます。76ページの節19負担金補助及び交付金につきましては、渡島・檜山地方税滞納整理機構に対する負担金が主なものでございます。その他の経費につきましては、経常的な経費であります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項3戸籍住民基本台帳費。

○住民生活課長（佐々木陽市郎君） 76、77ページ中段からの目1戸籍住民基本台帳費でございます。

戸籍事務、住民基本台帳事務などに係る経常的な経費であります。77ページ、節13委託料3,325万円は、当該事務に係る電算システム委託料が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項4 選挙費。

○選管書記長（安藤 仁君） 項4 選挙費についてご説明申し上げます。

78ページから79ページにかけての目1 選挙管理委員会費につきましては、委員報酬等委員会に係る経常的な経費が主なものでございます。

次に、目2 北海道知事及び道議会議員選挙費につきましては、本年4月12日執行予定の北海道知事及び道議会議員に係る執行経費を計上したものでございます。

続いて、80ページから81ページにかけての目4 森町議会議員選挙費につきましては、本年4月26日執行予定の森町議会議員選挙に係る執行経費を計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項5 統計調査費。

○企画振興課長（木村哲二君） 80ページ下段から83ページ中段の目1 統計調査費であります。国の基幹統計であり、5年ごとに行われる国勢調査に係る指導員、調査員及び事務経費でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項6 監査委員費。

○監査事務局書記長（安藤 仁君） 82ページから83ページの項6 監査委員費、目1 監査委員費でございますが、監査事務に係る経常的な経費が主なものでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 款3 民生費。

○住民生活課長（佐々木陽市郎君） 84ページからの款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費につきましては、地域福祉、社会福祉全般にかかわるものを計上しております。85ページ中段、節19負担金補助及び交付金3,503万1,000円は、防犯灯に関するもの、民生委員協議会、町内会連合会への補助金などが主なものであります。なお、防犯灯については、新たにLED設置補助金の項目を追加し、239灯分764万8,000円を計上しております。予算審査特別委員会資料1の12をご参照願います。

続けて、84ページ中段からの目2 国民年金費については、国民年金業務に係る経常的な経費であり、85ページ下段の節13委託料268万円の電算事務にかかわるものが主なものでございます。

次に、84ページから87ページ下段までの目3 社会福祉施設費2,449万7,000円は、地域会館など住民生活課所管の社会福祉施設などに係る維持管理費用が主なものであります。87ページ中段、節15工事請負費のみどりヶ丘会館前広場整備工事150万円については、みどりヶ丘会館玄関前から前面町道に至る若干勾配のある土質の区画について、降雨の際にはたびたび洗掘も見られ、老人などの歩行の際に支障があったことから、舗装化により改良しようとする工事であります。改良面積は244平方メートルを見込んでおります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目4 老人福祉総務費。

○保健福祉課長（山田 仁君） 86ページ、目4 老人福祉総務費について説明させていただきます。

高齢者全般に係る福祉事業、各種の負担金、扶助費、また他会計への繰出金で、総額は3億8,522万1,000円で、対前年度比1,914万2,000円の増加を見込み予算計上しております。87ページ、節8 報償費の主なものは、100歳祝金及び米寿、喜寿の記念品です。89ページ、節11 需用費の賄い材料費514万8,000円は、給食サービス事業の食材費等で、現在87名の方が利用されてございます。節13 委託料は、現在99台設置しております緊急通報システム端末点検、介護度が不在の方の高齢者を対象といたします生きがい活動支援通所事業及び現在191名が登録し、森町シルバー人材センターとの契約により除雪、草刈り等を行う軽度生活援助事業が主なものでございます。節18 備品購入費は、緊急通報システム端末機10台分を購入する予算を計上してございます。節19 負担金補助及び交付金2,771万2,000円は、森町シルバー人材センター補助金、好日園改築事業負担金、社会福祉協議会補助金、森町駒ヶ峯温泉ちやつぷ林館等高齢者入浴料金助成事業が主なものです。本年度新たに森町高齢者地域ぬくもり事業について予算計上させていただいております。89、90ページの扶助費は、老人福祉施設の入所者の措置費及び高齢者の在宅の維持、支援に係る経費で、外出支援サービス事業であります福祉タクシーが主なものでございます。節28 繰出金3億2,076万円は、介護保険事業特別会計、介護サービス事業特別会計へ繰り出すものです。

90ページ、目5 障害者福祉費について説明させていただきます。総額4億6,544万2,000円となっております。節13 委託料469万4,000円は、障がい者の在宅生活を支援するための経費で、障がい者の活動の場を提供している地域活動支援センター運営事業委託料が主なものです。91ページから92ページ、節20 扶助費4億5,658万2,000円は、自立支援医療費5,052万円と障害者介護給付費の4億65万5,000円が主なものです。老人福祉費及び障害者福祉費の主な施策については、資料ナンバー13を提出しておりますので、ご参照願います。

目6 心身障害者医療費及び目7 ひとり親医療費は、重度障がい者、ひとり親家庭への医療費扶助が主なものです。

92ページ、目8 後期高齢者医療費について説明させていただきます。節19 負担金補助及び交付金の療養給付費負担金2億4,401万5,000円は、北海道後期高齢者医療広域連合への負担分です。節28 繰出金9,122万5,000円は、後期高齢者医療特別会計へ繰出金で、保険料軽減分や事務費分として繰り出しております。

○議長（野村 洋君） 項2 児童福祉費。

○住民生活課長（佐々木陽市郎君） 92、93ページ下段からの項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費でございます。93ページ下段の節8 報償費566万円は、第2子及び第3子以降の出産に対することぶき出産奨励金であり、第2子分として38名266万円を、第3子以降分として30名300万円を見込んでおります。95ページ上段、節19 負担金補助及び交付金2,231万4,000円では、民間保育園に対する補助金と学童保育施設への運営事業補助金が主なものです。また、節20 扶助費2億3,595万円は、中学終了前までの児童手当分でございます。

同じく94、95ページ中段からの目2児童福祉施設費につきましては、森川児童館及び学童保育施設の管理に係る費用が主なものでございます。

次に、94ページ下段から97ページ中段までの目3保育所費につきましては、町内5カ所の保育所の管理運営に係る費用を計上しております。95ページ下段の節7賃金8,539万4,000円は保育補助や保育延長対応のための臨時保育士等賃金及び清掃員等賃金にかかわるものであり、97ページ上段までの節11需用費3,373万円は給食の賄い材料費などの経常経費であります。

次に、96、97ページ中段から98、99ページ上段までの目4へき地保育所費419万円につきましては、補助保育士等の賃金、需用費など濁川保育所の管理運営にかかわる費用を計上しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目5障害児通所支援費。

○保健福祉課長（山田 仁君） 目5障害児通所支援費は、姫川で行っておりますあいあいクラブの運営経費となります。99ページ、節20扶助費の児童発達支援費は、国保連合会へ支払い、後に支払った分が国保連合会を通じて歳入となるものです。

目6子供医療費は、中学生までの医療助成に要する扶助費として5,800万円を計上してございます。

目7未熟児医療費、節20扶助費は、4名分の未熟児医療費144万円を見込んでおります。未熟児医療費につきましては本来2割負担ですが、森町乳幼児医療などの助成などにより保護者には負担は生じません。

○議長（野村 洋君） 項3災害救助費。

○住民生活課長（佐々木陽市郎君） 100ページ、101ページ中段の項3災害救助費、目1災害救助費60万円につきましては、火災などの災害に遭われた方への見舞金を計上しております。

次に、100ページ下段からの款4衛生費でございます。項1保健衛生費、目1保健衛生総務費13万1,000円につきましては、保健衛生にかかわる経常費用を計上しております。

同じく102、103ページまでの目2環境衛生費2,921万9,000円ではありますが、ここでは火葬場及び墓地の管理費用並びにキツネの駆除や蜂駆除、飼い犬、野犬対策等の費用を計上しております。103ページ中段、節13委託料1,104万8,000円では、公衆浴場対策事業委託料としてお風呂のない方を対象にちゃっぷ林館への無料送迎バスの運行費用204万1,000円などを計上しております。節15工事請負費の森町葬苑1号炉主燃焼炉耐火れんが積みかえ工事250万5,000円は、築後35年を経過し、老朽化してきている葬苑施設設備について機能維持のため年次計画を持って補修修繕等を行っており、27年度においては本事業を実施しようとするものです。節19負担金補助及び交付金では、森町水道未普及地域飲用水確保対策事業補助金として水道が普及していない地域の世帯へ水質検査の実施費用や水質が良好でない世帯に浄水器等の購入費用、井戸の掘削費用の一部の補助金505万円などを計上してお

ります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目 3 予防費。

○保健福祉課長（山田 仁君） 目 3 予防費は、予算額5,362万9,000円を計上しております。主なものは、予防接種、妊婦一般健康診査、乳幼児健診に係る費用です。105ページ上段、節11需用費、医薬材料費は、対前年度比287万2,000円が減額となっておりますが、これはMRワクチン、水痘ワクチンが医療機関において直接ワクチンを購入して接種する個別接種方式へ変更となるものです。

目 4 保健事業費は、各がん検診や健康教室など成人に係る事業費が主なものです。資料ナンバー14で平成27年度保健事業一覧を提出しておりますので、ご参照願います。

106ページをお開きください。106ページ、目 5 保健センター管理費は、森町保健センターの管理運営に係る費用でございます。

108ページ、目 6 病院費は、国保病院事業会計への補助金及び出資金並びに繰出金となっております。

○議長（野村 洋君） 清掃費だね、次。

○環境課長（横内仁司君） 108ページ、109ページ、中段の項 2 清掃費、目 1 清掃総務費についてご説明を申し上げます。

ごみ袋の購入費と渡島廃棄物処理広域連合負担金と電動生ごみ処理機等助成金及び町内会財政負担軽減のためのごみステーション購入費が主なものです。資料ナンバー15を提出してございますので、ご参照を願います。

それから、108ページ下段の目 2 ごみ処理施設費でございますが、森地区と砂原地区にある最終処分場の維持管理費が主なものです。

次に、110ページ、目 3 清掃施設費でございますが、ごみ処理及びごみ収集経費並びにし尿処理に係る予算 2 億2,259万円を計上してございます。不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみは、年間1,540トンの処理をする予定です。し尿処理については、年間 2 万1,400キロ、日平均処理量58キロリットルを処理するための予算計上となっております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 次、労働費。

○商工労働観光課長（菊池一夫君） 112ページ、113ページの中段、款 5 労働費についてご説明いたします。

目 1 労働諸費につきましては、出稼ぎ就労対策費が主なものであります。節21貸付金は、町内勤労者の生活福祉増進のための融資資金を預託しているものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 款 6 農林水産業費。

○農林課長（工藤秀則君） 112ページ下段から115ページ上段の款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費についてご説明いたします。

農業委員会費につきましては、農業委員の報酬と農地台帳システムに係る経費が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 続いて。

○農林課長（工藤秀則君） 114ページ上段の目2 農業総務費につきましては、農業経営基盤強化資金等の利子補給と各種協議会への負担金や補助金が主なものでございます。

続きまして、中段の目3 農業振興費につきましては、森町基幹集落センターの維持管理が主なものでございます。

下段から117ページ上段にかけての目4 畜産業費でございますが、枝肉格付の業務員の賃金と町営牧場における維持管理費が主なものでございます。

目5 農地費につきましては、節19負担金補助及び交付金の国営駒ヶ岳地区畑地帯総合土地改良事業の地元負担金が主なものとなっております。

下段から119ページ上段にかけての目6 駒ヶ岳ダム管理費につきましては、駒ヶ岳ダムと関連する基幹水利施設等の維持管理に係る経費でございます。

中段の目7 濁川防災ダム管理費につきましては、濁川防災ダムに係る維持管理費でございます。

目8 熱水利用園芸施設費につきましては、北電の地熱発電所よりの供給を受け、地下還元熱水を利用しております熱交施設に係る維持管理費でございます。

下段から121ページ上段の目9 山村振興施設管理費につきましては、ちゃっぷ林館における町負担分の維持管理費等でございます。節15工事請負費は浴槽ろ過タンクの取りかえ工事に係るものでございます。資料ナンバー1のナンバー16を提出しておりますので、ご参照願います。また、負担金補助及び交付金で送迎バス購入助成金を計上しております。

次に、120ページからの項2 林業費でございますが、目1 林業総務費の節7 賃金につきましては、山火事予防の巡視に係る賃金と熊と鹿の被害対策に係る賃金でございます。節19 負担金補助及び交付金につきましては、各種協議会等への負担金が主なものでございます。

下段から123ページの目2 林業振興費の節15 工事請負費につきましては、町有林の造林及び保育工事に係るものでございます。資料1のナンバー17を提出しておりますので、ご参照願います。節19 負担金補助及び交付金の未来につなぐ森づくり推進事業補助金は、民有林の造林事業に対して補助をするものでございます。また、森林整備対策事業補助金につきましては、公共補助事業の補助残に対して補助をするものでございます。

次に、122ページ中段の目3 分収林事業費につきましては、分収林契約地に係る費用でございます。節15 工事請負費は栗ヶ丘団地並びに尾白内団地の保育工事を実施するものでございます。資料1のナンバー18を提出してございますので、ご参照願います。

次に、目4 林道事業費につきましては、林道石倉線に係る用地買収に係る経費でございます。資料1のナンバー19を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 水産業費。

○水産課長（黒川安明君） 124ページから129ページの水産業費についてご説明いたします。

124、125ページの目1 水産業総務費でございます。節19負担金補助及び交付金につきましては、各種関係団体及び協議会への負担金でございますが、最後の噴火湾ホタテ生産振興協議会負担金50万円につきましては、室蘭市から鹿部町までホタテガイ普及の看板設置を行う事業として27年度の単年度の負担金となります。資料ナンバー21を提出していただきますので、ご参照願います。次に、節28繰出金につきましては、ホタテ未利用資源リサイクル事業負担金として同特別会計へ森町分の繰出金でございます。

続きまして、124、125ページの下段から126、127ページの中段の目2 水産業振興費でございますけれども、節19負担金補助及び交付金につきましては、各種借入れ資金に対する利子補給と水産物供給基盤機能保全による負担金1,286万6,000円でございます。本事業は、蛸谷漁港の老朽化対策として改修工事に伴う地元負担分でございます。資料ナンバー20を提出していただきますので、ご参照願います。また、森港荷さばき施設を3カ年計画で整備予定しており、初年度に当たる27年度は国費と町補助金合わせて森港荷さばき施設等実施設計委託事業補助金として1,175万2,000円を計上しております。

次に、目3 水産施設管理費でございますけれども、森町水産系副産物再資源化施設及び漁業系廃棄物リサイクル施設に係る経費でございます。節11需用費の主なものにつきましては、重機の消耗品及び燃料費と施設稼働時の送風システムの電気料金でございます。節13委託料につきましては、水産系副産物の肥料製造業務委託料と漁業系廃棄物リサイクル施設における作業業務委託料が主なものでございます。

次に、128、129ページ中段までの目4 排水処理施設費でございますが、水産加工排水処理施設に係る経常経費でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（野村 洋君） 商工費。

○商工労働観光課長（菊池一夫君） 128ページから133ページの款7 商工費についてご説明いたします。

128ページ中段、目1 商工業振興費については、節15工事請負費の地域活性化広場看板設置工事につきましては森町地域活性化広場への誘導及び開催のイベントを事前告知するため自立型案内看板を設置するものでございます。資料ナンバー22を提出しておりますので、ご参照願います。節19負担金補助及び交付金につきましては、森地方中小企業相談所、森商工会議所、砂原商工会、楽市楽座もりまち食K I N G市等への補助金が主なものでございます。なお、森商工会議所補助金につきましては、商工会議所が入居しているまちの駅が建築後14年経過し、防水機能の低下による雨漏りが発生しているため、業務に支障がないように森商工会議所に対して修繕工事の経費を含めて支援するものでございます。資料ナンバー23を提出しておりますので、ご参照お願いいたします。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 観光費。

○商工労働観光課参事（新田清文君） 続きまして、130ページ上段から133ページの目2観光費をご説明いたします。

131ページ上段の節9旅費の普通旅費、節11需用費の食糧費、節12役務費の広告料は、長期滞在ビジネス推進事業に関する経費でございます。資料ナンバー24を提出しておりますので、ご参照願います。131ページ中段の節11需用費につきましては、道の駅「YOU・遊・もり」及びつど〜る・プラザ・さわらの維持管理経費が主なものでございます。133ページ上段の節19負担金補助及び交付金につきましては、森観光協会、森町花いっぱい運動推進協議会補助金及び環駒ヶ岳広域観光協議会負担金についてが主なものでございます。環駒ヶ岳広域観光協議会負担金につきましては、資料ナンバー25を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 続いて、土木費。

○建設課長（岩瀬英一君） 132ページ下段から145ページ上段までの款8土木費についてご説明いたします。

項1土木管理費、目1土木総務費につきましては、節13委託料の公共敷地等調査測量委託料が主なものであります。

続きまして、134ページ上段、目2給水施設費であります。砂原東地区飲料水供給施設の維持管理に伴う委託業務と経常的経費であります。

続きまして、134ページ中段、項2道路橋梁費であります。目1道路橋梁総務費につきましては、節11需用費における光熱水費は道路照明灯の電気料金、節13委託料は道路台帳の補正に係る整備が主なものであります。

続きまして、目2道路橋梁維持費であります。節13委託料の主なものといたしまして除雪業務委託料、暗渠側溝清掃業務委託料、137ページ、橋梁補修設計業務委託料は、橋梁長寿命化に伴うものであります。次の森町管内道路附属物調査業務委託料は、国の施策に基づいた業務で、幹線道路の道路照明や道路標識の調査を行うものでございます。資料ナンバー26を提出しておりますので、ご参照願います。節15工事請負費は、町道舗装補修工事と森町管内橋梁補修工事であります。資料ナンバー27を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、目3道路橋梁新設改良費であります。節15工事請負費につきましては、町内一円の町道側溝整備工事が主なものであります。

続きまして、138ページ、項3河川海岸費、目1河川海岸費であります。節15工事請負費の尾白内川埋塞土砂除去工事が主なものであります。資料ナンバー28を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、項4港湾費、目1港湾管理費であります。節13委託料の資料ナンバー29、

森港維持管理点検業務委託料、節15工事請負費の資料ナンバー30、森港（本港地区）防舷材補修工事、資料ナンバー31、尾白内海岸防潮扉補修工事、141ページ上段、節19負担金補助及び交付金の資料ナンバー32の森港改修事業管理者負担金が主なものでございます。

続きまして、140、141ページ、項5都市計画費、目1都市計画総務費は、都市計画における経常的経費が主なものでございます。

また、目2公園費であります、建設課所管の公園の維持管理に伴う経常的経費であります、143ページ上段、節15工事請負費は資料ナンバー33、青葉ヶ丘公園ひょうたん池取水施設整備工事が主なものでございます。

目3下水道費につきましては、森町公共下水道事業会計への補助金が主なものであります。

続きまして、項6住宅費、目1住宅管理費であります、町営住宅の維持管理に伴う経常的経費と節15工事請負費といたしまして、資料ナンバー34、35、町営住宅屋根改修工事、資料ナンバー36、町営住宅外灯改修工事、資料ナンバー37、町営住宅給排水施設改修工事、資料ナンバー38、町営住宅非常用照明改修工事が主なものでございます。また、19負担金補助及び交付金は、民間住宅の耐震化促進のための診断及び改修工事における補助金が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 款9消防費。

○消防長（山田春一君） 144ページ下段から149ページ、目1常備消防費でございます。147ページ中段、節9旅費、特別旅費につきましては、北海道消防学校での新規採用者初任教育課程及び救急救命士に対する気管挿管再認定講習、さらには東京研修所における救急救命士養成研修が主なものでございます。次に、149ページ上段、節18備品購入費の主なものにつきましては、空気呼吸器、職員用防火衣を装備しようとするものでございます。資料ナンバー2の39を提出しておりますので、ご参照願います。節19負担金補助及び交付金でございますが、北海道消防学校負担金につきましては、初任教育等にかかわる講習、実習が主なものでございます。救急救命士養成所負担金につきましては、職員1名を養成するために係るものでございます。その他につきましては、経常的経費が主なものでございます。

続きまして、149ページ下段から151ページ上段、目2非常備消防費でございます。151ページ、節18備品購入費につきましては、車両用バッテリーを整備しようとするものでございます。その他につきましては、経常的経費が主なものでございます。

150ページから151ページ中段、目3消防施設費でございます。151ページ、節15工事請負費につきましては、港町地区の防火水槽撤去工事に伴うものでございます。資料ナンバー2の40を提出しておりますので、ご参照願います。その他につきましては、経常的経費が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目4災害対策費。

○防災交通課長（小田桐克幸君） 続きまして、目4災害対策費でございますが、災害時の応急対策に要する経費であり、職員の時間外勤務手当、建設機械借り上げ料などを計上しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時14分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

152ページ、款10教育費に入ります。

○学校教育課長（清水雅信君） それでは、152ページ、款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費でございますが、教育委員の活動に伴う経費でございます。

目2事務局費でございますが、教育委員会事務局を運営する経費が主なものでございます。153ページ、節7賃金では、英語指導助手を今年8月より2名体制とするものであります。また、学校において学習、生活面で特別な支援が必要な児童生徒に対し支援、サポートを行う特別支援教育支援員賃金が主なものでございます。次に、155ページ、節13委託料では、森高等学校部活バス運行業務の委託料が主なものでございます。節18備品購入費では、英語指導助手2名体制になることにより増員分の公宅用備品の購入経費でございます。節19負担金補助及び交付金は、森町教育水準向上対策協議会、教育振興育英会、森高等学校振興会への補助金が主なものでございます。資料ナンバー41、42、43を提出しておりますので、ご参照ください。

次に、156ページ、項2小学校費、目1学校管理費では、小学校9校の維持管理経費であります。157ページ、節7賃金では、臨時用務員と鷺ノ木、尾白内小学校プール監視人等の賃金が主なものでございます。159ページ、節15工事請負費では、さわら小学校校舎トップライトのコーキング劣化による修繕工事であります。資料ナンバー44を提出しておりますので、ご参照ください。

続きまして、160ページ、目2教育振興費では、各小学校における教育活動に伴う経費であります。161ページ、節11需用費の消耗品では、教科書改訂によります教師用指導書の購入経費が主なものでございます。また、印刷製本費では、社会科副読本わたしたちの町「もり」の印刷費でございます。節20扶助費では、要保護、準要保護世帯児童並びに特別支援教育就学奨励扶助費としまして教材、給食費、修学旅行費、宿泊研修費、体育実技費などの経費でございます。

160ページ、項3中学校費、目1学校管理費では、中学校2校の維持管理経費であります。163ページ、節13委託料では、主なものとしてスクールバス運転業務委託料であります。

また、前年度予算で日直、宿直業務という形で前年度はのっておりますけれども、今年度につきましてはその予算がありません。今年度より森中学校におきまして日直、宿直業務を廃止いたしまして、機械警備に切りかえをしておりますので、予算措置は委託料ではないものでございます。

次に、164ページ、目2教育振興費は、各中学校における教育活動に伴う経費であります。165ページ、節20扶助費は、要保護、準要保護世帯児童並びに特別支援教育就学奨励扶助費としまして教材、給食費、修学旅行費、宿泊研修費、体育実技費などの経費であります。

166ページ、項4幼稚園費、目1幼稚園費は、森、さわら幼稚園の維持管理と運営経費であります。167ページ、節7賃金の主なものは、臨時教諭及び事務職員賃金でございます。節13委託料の主なものは、昭和51年度建設のさわら幼稚園が38年経過し、劣化が目立ちますので、木造園舎の耐力度調査を実施し、建物の危険度を調査するものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 続いて、168ページ、社会教育費。

○社会教育課長（金丸孝也君） 168ページ下段から171ページ下段にかけましての目1社会教育総務費の主なものについてご説明いたします。

169ページ中段の節8報償費につきましては、子ども工作展、実年大学、家庭教育学級に係る報償費が主なものとなっております。171ページ上段、節13委託料は、施設管理業務委託や芸術鑑賞事業委託料が主なものとなっております。171ページ中段の節19負担金補助及び交付金の森町文化協会補助金の20万円の増額につきましては、創立10周年記念事業に係るものでございます。また、本年度から文化財の維持管理経費や森町発掘事務所などに係る経費は目4の文化財振興費のほうへ振りかえて予算計上しております。資料ナンバー45の1、2ページに社会教育関係事業計画書を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、170ページ下段から175ページ中段にかけましての目2公民館費の主なものについてご説明いたします。173ページ上段の節8報償費につきましては、公民館事業の中の各種講座、学級等に係る講師への謝金が主なものとなっております。節11需用費につきましては、森、砂原両公民館の維持管理経費が主なものであります。節13委託料につきましては、森、砂原公民館の維持管理経費が主なものではありませんが、事業経費といたしまして文化講演会委託料を合併10周年記念事業として54万円を増額計上しております。175ページ中段、節15工事請負費につきましては、森公民館の屋外駐車場敷地舗装改修工事費として125万円を計上しております。資料ナンバー46を提出しておりますので、ご参照願います。節18備品購入費につきましては、施設用備品として森公民館展示用パネル50枚、展示用ポール60本、専用収納台3台、また砂原公民館大ホール音響機器などを購入しようとするものです。資料ナンバー45の3に社会教育関係の計画書を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 続いて、174ページ、図書館費。

○図書館長（澤田勝則君） 174ページ中段、目3図書館費についてご説明いたします。

図書館の管理運営に係る経常経費が主なものでございます。175ページの節7賃金は、図書整理員の賃金を計上しております。節14使用料及び賃借料は、建物施設借り上げ料が主なものでございます。節18備品購入費は、図書購入費でございます。

なお、資料ナンバー45で図書館の事業等を提出してございますので、ご参照をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 176ページ、文化財振興費。

○社会教育課長（金丸孝也君） 続きまして、176ページ上段から179ページ上段にかけての目4文化財振興費の主なものについてご説明いたします。

国の補助事業として実施いたします鷲ノ木遺跡内容確認調査に要する経費や社会教育総務費から振りかえしました文化財の維持管理経費や発掘事務所などに係る経費が主なものとなっております。177ページ上段、節1報酬及び節9特別旅費の増額につきましては、今年度から鷲ノ木遺跡整備基本計画準備委員会を設置し、各委員に対する報酬や旅費を計上しております。

なお、資料ナンバー47を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 178ページ、保健体育費。

○体育課長（武井 肇君） それでは、178ページから179ページ、項6保健体育費、目1保健体育総務費についてご説明いたします。

179ページ中段、節8報償費でございますが、これは各種スポーツ大会、スポーツ教室にかかわるものでございます。同じく節19負担金補助及び交付金でございますが、これは森町体育協会への補助金、各種スポーツ大会参加負担金、全日本マスターズパークゴルフ大会in森実行委員会補助金、森町スポーツ少年団補助金が主なものとなっております。なお、各種大会、スポーツ教室等の予定につきましては、資料ナンバー45、社会教育関係事業計画表を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、178ページ下段、それから183ページ上段にかけての目2体育施設費についてご説明いたします。181ページ中段の節13委託料につきましては、町民体育館、サン・ビレッジ森、青少年会館、町民野球場、パークゴルフ場、ふるさと交流館、ふれあいの森、ファミリーヘルスプラザの維持管理に要する経費と町民体育館耐震改修工事設計監理業務委託料が主なものでございます。183ページ上段の節15工事請負費につきましては、平成25年から26年にかけて町民体育館の耐震診断並びに実施設計を実施したことによりまして、平成27年度耐震改修工事を実施しようとするものでございます。なお、資料ナンバー48をご参照願います。続きまして、節18備品購入費につきましては、スポーツ少年団用のバレーボールの支柱を購入しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 182ページ、学校給食費。

○給食センター長（金丸義樹君） 182ページ中段から185ページ中段、目 3 学校給食費についてご説明いたします。

節 7 賃金につきましては、事務補助員 1 名と臨時調理員 8 名、パート調理員 5 名の賃金でございます。節 11 需用費につきましては、調理に要しますボイラーなど重油等の燃料費及び電気料、上下水道料の光熱水費のほか給食の材料となります賄い材料費が主なものでございます。なお、本年度につきましては、子育て支援の拡充に係る増額分を含んだ額を計上してございます。節 13 委託料につきましては、給食センターに設置されております各種機器や設備に係る保守点検のほか185ページ上段、各学校へ給食を配食する搬送委託料や給食費を管理するシステム委託料が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 184ページ、災害復旧費。

○建設課長（岩瀬英一君） 184ページ中段、185ページ中段までの款 11 災害復旧費、項 1 土木施設災害復旧費、目 1 土木災害復旧費でございますが、災害復旧に伴う経常的経費が主なものでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 186ページ、公債費。

○総務課長（木村浩二君） 186ページの款 12 公債費の元金と利子でございますが、これは地方債の元利償還金及び一時借入金の利子を計上しております。

続いて、款 14 予備費ですが、前年度と同額の500万円を計上してございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） それでは、続いて議案第29号から議案第30号まで。

○保健福祉課長（山田 仁君） それでは、議案第29号 平成27年度森町国民健康保険特別会計予算について説明させていただきます。

197ページをお開き願います。本予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ33億2,797万5,000円にしようとするものです。昨年度当初予算に比べ2億6,478万6,000円増となっております。医療費推計、医療費の推移については、資料ナンバー49を提出しておりますので、ご参照願います。

歳入の主なものについて説明させていただきます。210ページをお開き願います。保険税収入につきましては、被保険者数及び所得の増を見込み、一般被保険者と退職被保険者の合計は前年度比較で455万2,000円の増を見込み計上してございます。

款 1 国民健康保険税、目 1 一般被保険者国民健康保険税、節 1、医療費給付分から節 3、介護納付金分までの現年度課税分につきましては、収納率を86%として算出してございます。節 4、医療給付費分から節 6、介護納付金分までの滞納繰り越し分の収納率につきましては、18%を見込み、計上してございます。

目 2 退職被保険者等国民健康保険税は、現年度課税分の収納率を93.7%、滞納繰り越し

分の収納率につきましては18%を見込み、予算計上してございます。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費負担金、節1現年度分5億7,654万1,000円は、各医療費や後期高齢者支援分、また介護給付金に対しまして32%の負担率を掛けたものを計上してございます。

目2高額医療費共同事業負担金2,450万円は、高額医療費拠出金の4分の1を国が負担するものでございます。

212ページをお開き願います。款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1財政調整交付金及び目2特別調整交付金は、市町村間の財政力の不均衡や特別事情を考慮して交付されるものです。

款4療養給付費交付金1億1,137万3,000円は、退職者医療に係る交付金で、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。

款5前期高齢者交付金4億7,200万円は、65歳から74歳までの前期高齢者の偏在に係る保険者間の負担の不均衡に対して各保険者の加入数に応じて支払基金から交付されるものです。

214ページをお開きください。款6道支出金、項1道負担金、項2道補助金は、国庫支出金と同様の理由により交付されるものです。

款7共同事業交付金、項1共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金9,800万円は、高額医療費拠出金を財源とした保険事業で、レセプト1件当たり80万円以上の交付基準を超過したものに対して国保連合会から交付されるものです。

目2保険財政共同安定化事業交付金7億2,400万円は、保険財政共同安定化事業拠出金を財源として、保険事業でレセプト1件当たり30万円以上の交付基準を超過したものに対して国保連合会から交付されるものです。

款8繰入金、目1一般会計繰入金2億4,299万円は、ルール分として一般会計から繰り入れをしていただくものです。

222ページをお開き願います。歳出の主なものについて説明させていただきます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、職員の人件費及び事務費の経常経費です。

224ページ、款1総務費、項2徴税費、目2賦課徴収費、節19負担金補助及び交付金288万4,000円は、渡島・檜山地方税滞納整理機構への負担金となります。

項3運営協議会費は、国保運営協議会委員の報酬及び事務経費です。

226ページ、項5特別対策事業費、目1収納率向上特別対策事業費及び目2医療費適正化特別対策事業費は、収納率向上対策やレセプト点検、医療の適正化を図るための人件費及び事務費です。

228ページ、款2保険給付費、項1療養諸費、療養給付費及び療養費の合計は17億1,219万2,000円は、昨年度より9,370万8,000円の減を見込み、計上してございます。

230ページ、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費2億3,600万円と目2退職被保険者等高額療養費1,100万円は、それぞれの高額療養費支給金です。

232ページ、款2 保険給付費、項2 出産育児諸費及び項5 葬祭諸費につきましては、昨年度同様の予算計上をしております。

款3 後期高齢者支援金等は、北海道後期高齢者広域連合への保険者支援金で、前年度より2,400万円減で予算計上しております。

236ページ、款6 介護納付金は、国保被保険者のうち介護保険の2号被保険者に係る保険料を支払基金に納付金として支払うもので、1億4,400万円を計上してございます。

款7 共同事業拠出金、項1 共同事業拠出金、目1 高額医療費拠出金9,800万円及び目2 保険財政共同安定化事業拠出金7億2,400万円は、高額医療費に対し国保事業の安定化を図るために国保連合会へ拠出するものです。

238ページ、款8 保健事業費、項1 特定健康診査等事業費は、特定健康診査等の事業に係る費用です。

以上、国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第30号 平成27年度森町後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。249ページをお開き願います。本予算は、歳入歳出それぞれ2億2,603万4,000円で、昨年度当初予算と比較して500万円の減となっております。収支状況、医療費の推移については資料ナンバー50を提出しておりますので、ご参照願います。

歳入について説明いたします。260ページをお開き願います。款1 後期高齢者保険料、目1 特別徴収保険料は、年金から天引きされる方の保険料で、全体の7割の方が該当し、100%の収納率を見込み、目2 普通徴収保険料は、特別徴収対象者以外の方の保険料で、97%の収納率を見込み、予算計上しております。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 事務費繰入金2,298万8,000円は、人件費及び事務経費を一般会計から繰り入れるものです。

目2 保険基盤安定繰入金6,823万7,000円は、保険料軽減額に相当する分を一般会計から繰り入れするものです。

266ページをお開き願います。歳出について説明いたします。款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は、人件費と事務経費となっております。

項2 徴収費、目1 賦課徴収費は、後期高齢者医療費システム電算業務委託料が主なものです。

268ページ、款2 後期高齢者医療広域連合納付金、節19負担金補助及び交付金2億725万6,000円は、収納した保険料と減額した保険料相当分及び広域連合事務費の市町村負担分を北海道後期高齢者連合会に納付するものです。

以上、後期高齢者医療特別会計の説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 続いて、議案第31号。

○保健福祉課参事（住吉英勝君） 議案第31号 平成27年度森町介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

275ページをお開き願います。本予算は、保険事業勘定の歳入歳出をそれぞれ17億2,165

万9,000円に、サービス事業勘定の歳入歳出をそれぞれ760万6,000円にしようとするものです。事業全体の概要につきましては、資料2、ナンバー51を提出しておりますので、ご参照願います。

それでは、事項別明細書により保険事業勘定からご説明いたします。294ページ、295ページをお開き願います。歳入について説明させていただきます。款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料は、前年度と比較で445万3,000円の増を計上しております。節1特別徴収保険料2億5,103万円は、年金からの天引きの方の分で、約4,661名分で100%の収納を見込んでおります。節2普通徴収保険料で3,993万7,000円は、特別徴収保険料以外の方の保険料で、約993名分で88%の収納率を見込み予算計上しております。

款2分担金及び負担金、項1負担金、目1認定審査会負担金、節1認定審査会共同設置負担金550万円は、鹿部町と共同設置しております茅部地区介護認定審査会の鹿部町分の負担金収入です。

下段の款4国庫支出金、項1国庫負担金から296ページ、297ページ下段の款6道支出金、項2道補助金までは、介護給付費、地域支援事業費に対し費用負担割合により予算を計上しております。

298ページ、299ページをお開き願います。款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金2億473万円は、介護給付費に要する費用として町負担分の12.5%を計上しております。

目2、目3地域支援事業繰入金は、それぞれ地域支援事業に対し町負担分を繰り入れるもので、目4その他繰入金は職員人件費、事務費分を予算計上しております。

項2特別会計繰入金、目1サービス事業勘定繰入金は、地域包括支援センターが行う介護予防サービスプランの作成に伴う収入で、一旦サービス事業勘定で受け、後に介護保険事業勘定に繰り入れするものであります。

下段の款8繰入金、項3基金繰入金、目1準備基金繰入金は、介護サービス増の給付費に係る第1号被保険者保険料分として予算を計上しております。

304ページ、305ページをお開き願います。歳出の説明をさせていただきます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、職員2名分に係る人件費及び介護保険システム電算委託料が主なものとなっております。

項2徴収費、目1賦課徴収費は、保険料の賦課徴収に係る事務費用で、節13、介護保険料電算委託料273万3,000円が主なものとなっております。

306ページ、307ページ、項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費は、年間45回を予定しております認定審査会に係る委員の報酬、職員の人件費等が主なものとなっております。

目2認定調査等費は、介護認定の調査に係るもので、節12役務費、手数料616万円は医師の意見書作成手数料、また節13委託料297万円は認定調査のための調査員の委託料を計上しております。

308ページ、309ページ下段から310ページ、311ページ、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費の総額14億3,107万円は、要介護認定者に係る介護給付費で、前年度対比で2,583万6,000円の給付増を見込んでおります。

312ページ、313ページをお開き願います。項2介護予防サービス等諸費は、314ページ、315ページ上段までの要支援認定者に係る給付費で、総額8,043万3,000円を見込んでおります。

項4高額介護サービス等費は、要介護者、要支援者が1カ月に支払った利用者負担が上限額を超えたときに支給するもので、316ページ、317ページ、項5高額医療合算介護サービス等費は介護保険の利用者負担額と医療保険、後期高齢者医療の一部負担金の合計額が高額となったときに支給するものとなっております。

項6特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者介護サービス費7,509万6,000円は、低所得者に対し施設サービス、短期入所サービスの食費、居住費負担に限度額が設定されておりますので、その限度額を超える分を特定入所者介護サービス費として支給するものであります。

320ページ、321ページをお開き願います。款4地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センターに係る経費であり、目1介護予防ケアマネジメント事業費1,030万3,000円は、保健師1名分の人件費と介護予防ケアプラン作成に係る経費が主なものとなっております。

322ページ、323ページの目2総合相談事業費865万2,000円は、総合相談業務を担当する職員1名分の人件費が主なものです。

目3包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費1,004万4,000円は、地域の関係機関との連携や困難事例に対しケアマネジャーの指導等を担う主任ケアマネジャー1名分の人件費と事務管理費が主なものとなっております。

324ページ、325ページをお開き願います。目4任意事業費298万3,000円は、町が任意で行う事業で、家族介護者に対する支援事業が主なものとなっております。

以上、介護保険事業特別会計保険事業勘定の予算説明とさせていただきます。

続いて、サービス事業勘定について説明させていただきます。330ページ、331ページをお開き願います。歳入について説明させていただきます。款1サービス収入、項1予防給付費収入、目1居宅支援サービス計画費収入760万5,000円は、指定介護保険事業者として地域包括支援センターが作成した介護予防サービス計画作成費収入であります。

334ページ、335ページをお開き願います。歳出について説明させていただきます。款1事業費、項1居宅介護支援事業費、目1居宅介護支援事業費、節13委託料360万8,000円は、介護予防サービス計画作成を民間事業者へ委託するものです。

款2諸支出金、項1繰出金、目1保険事業勘定繰出金399万8,000円は、地域包括支援センターが作成したサービス計画作成費収入を保険事業勘定へ繰り出すものです。

以上、介護保険事業特別会計サービス事業勘定の説明とさせていただきます。ご審議の

ほどよろしくをお願いします。

○議長（野村 洋君） 続いて、議案第32号。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） それでは、議案第32号についてご説明申し上げます。

本案は、平成27年度森町介護サービス事業特別会計予算でございます。341ページをお開き願います。歳入歳出それぞれ2億4,781万4,000円にしようとするものでございます。

事項別明細書352ページをお開き願います。款1 サービス収入、項1 介護給付費収入、目1 施設介護サービス収入並びに目2 居宅介護サービス費収入でございますが、いずれも国保連合会からの収入を受けてのものでございます。施設介護サービス収入は入所、下段の居宅介護サービス費収入につきましてはショートステイに関するものでございます。

続きまして、項2 自己負担金収入は、介護給付費の自己負担金として入所者からの徴収分でございます。

下段、款3 繰入金、項1 一般会計繰入金6,480万5,000円は、一般会計からの繰り入れをもって施設分、事業費分の不足分に充てようとするものでございます。

続きまして、354ページをお開き願います。款5 諸収入、項1 雑入、目1 雑入は、職員の雇用保険料自己負担金が主でございます。

続きまして、358ページの歳出をお開き願います。款1 総務費、項1 施設管理費、目1 一般管理費、358ページから次の361ページまででございますが、これは施設の事務系職員の人件費、施設の維持管理費が主なものでございます。増額分につきましては、人事異動による人件費の精査及び施設修繕などが主なものでございます。

次に、362ページから363ページの款2 事業費、項1 施設介護サービス事業費は、直接入所者のサービスに携わる職員の人件費と施設サービスにかかわる費用が主なものでございます。増額分につきましては、雇用形態の変更に伴う人件費及び共済費が主なものでございます。

なお、資料といたしましてナンバー52を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 続いて、議案第33号。

○建設課長（岩瀬英一君） 議案第33号 平成27年度森町港湾整備事業特別会計予算につきましてご説明いたします。

369ページをお開き願います。本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51万円に定めようとするものであります。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。380ページ、381ページをお開き願います。歳入では、款1 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 使用料50万9,000円は、港湾施設用地使用料であります。

384ページ、385ページをお開き願います。歳出であります。款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費の節28繰出金22万7,000円は、一般会計に繰り出すものであります。その他は、港湾事務に係る経費でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 続いて、議案第34号。

○水産課長（黒川安明君） 議案第34号 平成27年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

387ページをお開き願います。本予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ4,928万7,000円に定めようとするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。歳入について説明いたします。398ページ、399ページをお開き願いたいと思います。款1 分担金及び負担金、項1 負担金、目1 リサイクル施設負担金につきましては、鹿部町と鹿部、砂原、森の各漁協における負担金でございます。

次に、款2 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 リサイクル施設使用料でございますが、ウロの受け入れ量を1,200トンと見込んだ金額でございます。

次に、款3 財産収入、項2 財産売払収入、目1 物品売払収入につきましては、ウロの乾燥製品売払収入でございます。

次に、400ページ、401ページをお開き願いたいと思います。款4 繰入金、項2 一般会計繰入金、目1 一般会計繰入金につきましては、森町から本事業への負担金でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。404から407ページをお開き願いたいと思います。款1 総務事業費、項1 総務事業費、目1 総務事業費、節2 給料から節7 賃金までにつきましては、施設運営に係る人件費でございます。中段の節11 需用費の主なものにつきましては、ウロ電解処理に係る薬品等の消耗品と電気料、光熱水費でございます。13 委託料につきましては、電解処理したウロを最終製品にするための乾燥業務委託料と太平洋セメンへのウロ試験処理業務委託料及びウロ貯蔵槽処理業務委託料が主なものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） 続いて、議案第35号。

○病院事務長（坂田明仁君） 議案第35号 平成27年度森町国民健康保険病院事業会計予算についてご説明いたします。資料2の53に病院事業経営分析一覧表を提出しておりますので、ご参照願います。

初めに、1ページの業務の予定量でございますが、病床数60床で、年間患者数は入院1万8,300人、外来3万4,020人を予定しており、1日当たり平均患者数は、入院で1日50人、外来で1日140人でございます。

建設改良事業につきましては、吸引、干渉電流型低周波治療器一式、能動型自動間欠牽引装置2台、家庭用エアマッサージ器2台となっております。

収益的収入及び支出でございますが、病院事業収益9億5,586万7,000円、内訳は医業収益7億3,745万2,000円、医業外収益1億5,685万8,000円、特別利益6,155万7,000円となっております。

次に、支出でございますが、病院事業費用12億1,010万円で、内訳は医業費用11億7,806

万5,000円、医業外費用3,153万5,000円、予備費50万円であり、収支不均衡予算でございます。

2ページをお開き願います。資本的収入及び支出の予定額でございますが、資本的収入の企業債620万円は医療機器等購入事業として、出資金8,682万1,000円は一般会計からの繰り入れによるものでございます。

資本的支出は、建築改良費1,009万1,000円と企業債償還金1億4,448万7,000円であります。

以下につきましては、記載のとおりでございます。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。予算書9ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入、款1病院事業収益、項1医業収益、目1入院収益は4億3,920万円で、内訳は1日50人、診療単価2万4,000円、目2外来収益は2億3,814万円で、内訳は1日140人、診療単価7,000円を見込んでおります。

目3その他医業収益ですが、救急医療に対する一般会計からの補助金や各種検診、予防接種収入等となっております。

次に、10ページをお開き願います。款1病院事業収益、項2医業外収益、目2他会計補助金1億3,634万1,000円は、一般会計からの負担区分に基づく繰り入れでございます。

下段の項3特別利益、目1他会計繰入金6,155万7,000円は、病院特例債借入れに対する元金支払い分として一般会計から繰り入れしていただくものであります。

11ページをごらんください。支出でございますが、款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費は、病院運営に係る人件費でございます。

目2材料費ですが、前年度より575万9,000円の増となっておりますが、薬品費の増額が主な要因となっております。

12ページの目3経費ですが、前年度より884万7,000円の増となっておりますが、主な増額については光熱水費で電気料金値上げにより120万円、委託料で地域包括支援ケア病棟開設に向けた準備として医事会計システムの改修354万3,000円、2階浴室改修実施設計委託145万8,000円となっております。

17ページをお開きください。資本的収入及び支出の説明をいたします。款1資本的収入、項1企業債、目1企業債620万円は、医療機器購入に対する企業債でございます。

項2出資金、目1出資金8,682万1,000円は、病院建設や医療機器等購入の企業債償還金とリース資産購入に充てるための一般会計からの出資でございます。

18ページをお開きください。款1資本的支出、項1建設改良費は、吸引、干渉電流型低周波治療器、能動型自動間欠牽引装置、家庭用エアマッサージ器の購入とリース資産購入に係るものでございます。

項2企業債償還金、目1企業債償還金1億4,487万7,000円は、病院建設や医療機器等購入の企業債と公立病院特例債の元金償還支払い分でございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） 続いて、議案第36号、37号。

○上下水道課長（石島則幸君） それでは、議案第36号 平成27年度森町水道事業会計予算についてご説明いたします。

本予算案第2条の業務の予定量についてでございますが、給水戸数は5,302戸、年間総配水量は148万3,614立方メートル、1日平均配水量は4,054立方メートル、主な建設改良事業の概要については森町導水ポンプ場受変電設備及び非常用発電設備更新となっております。資料番号54をご参照ください。

第3条の収益的収入及び支出の予算額につきまして、収入の第1款水道事業収益を2億9,811万2,000円に、支出の第1款水道事業費用を2億9,823万6,000円にしようとするものでございます。

2ページをお開きください。第4条の資本的収入及び支出予算額につきましては、収入の第1款水道事業資本的収入を1億530万円に、支出の第1款水道事業資本的支出を1億4,626万2,000円にしようとするものでございます。

第5条の企業債でございますが、起債の借り入れ限度額1億530万円は、上水道施設更新事業の財源として国より借り入れるものでございます。

第6条の一時借入金の2億円は、工事前払いなどに必要な資金を一時借り入れするための限度額の設定となっております。

3ページの第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費となっております。

第8条の棚卸資産の購入限度額は、各戸に貸し付ける量水器の購入に伴うもので、400万円となっております。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。10ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入について、款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益は2億6,491万1,000円で、前年度比37万1,000円の減となっております。

同じく目3その他の営業収益は1,891万3,000円で、前年度比15万6,000円の増となっております。

11ページの項2営業外収益、目3長期前受け金戻入は、事業年度における対象固定資産の減価償却費のうち補助金等に相当する額は、長期前受け金戻入として計上されるもので、1,224万4,000円を計上しております。

12ページをお開きください。支出についてですが、款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費1億446万5,000円は、原水及び浄水施設の維持管理及び運用に要する費用を計上しております。

13ページ中段から14ページに続く目2配水及び給水費4,954万5,000円は、職員給与費及び配水池、配水管その他の附属施設等の維持管理及び運用に要する費用を計上しております。

15ページの目4業務費4,460万6,000円は、水道料金の検針及び徴収業務、量水器の維持

管理等に要する費用を計上しております。

目 5 総係費2,519万8,000円は、事業運営全般に必要な事務管理費用を計上しております。以下、16ページまででございます。

16ページ、目 6 減価償却費6,499万4,000円は、固定資産減価償却費を計上しております。

18ページをお開きください。項 2 営業外費用、目 1 支払利息及び企業債取扱諸費497万7,000円は、企業債の返済利息と一時借入れのための利息を計上しております。

20ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入について、款 1 水道事業資本的収入、項 1 企業債、目 1 企業債 1 億530万円は、施設更新を実施するために国から起債を借り受けるものでございます。

21ページの支出について、款 1 水道事業資本的支出、項 1 建設改良費、目 1 水道施設費 1 億713万9,000円は、各戸に貸し付ける量水器設置及び施設更新に必要な費用でございます。

同じく目 2 固定資産購入費385万8,000円は、車両購入費となっております。

下段の項 2 企業債償還金、目 2 企業債償還金3,526万5,000円は、国から借り入れた起債の償還に必要な費用でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） 37号。

○上下水道課長（石島則幸君） それでは、議案第37号 平成27年度森町公共下水道事業会計予算についてご説明いたします。

本予算案第 2 条の業務の予定量についてでございますが、排水戸数は3,005戸、年間総排水量は65万2,153立方メートル、1 日平均排水量は1,782立方メートルとなっております。主な建設改良事業の概要については、下水道管渠の布設工事となっており、污水管口径150 から250ミリメートル、延長700メートルの施工を予定しております。資料番号55をご参照ください。

第 3 条の収益的収入及び支出予算額につきまして、収入の第 1 款下水道事業収益を 4 億8,520万2,000円に、支出の第 1 款下水道事業費用を 4 億8,520万2,000円にしようとするものでございます。

2 ページをお開きください。第 4 条の資本的収入及び支出予算額につきまして、収入の第 1 款下水道事業資本的収入を 2 億7,795万5,000円に、支出の第 1 款下水道事業資本的支出を 4 億1,125万1,000円にしようとするものでございます。

第 5 条の債務負担行為は、事項欄記載による債務負担の設定でございます。

3 ページの第 6 条の企業債でございますが、起債の借り入れ限度額9,950万円は、下水道管渠等の建設工事の財源として国より借り入れるものでございます。

第 7 条の一時借入金の 2 億円は、工事前払いなどに必要な資金を一時借り入れするための限度額の設定となっております。

第 8 条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費となって

おります。

第9条の他会計からの補助金は、一般会計からの補助金で、企業債利息支払い金として8,047万8,000円、経営健全化補助金として1億6,212万7,000円を受け入れようとするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。10ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入について、款1下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料は9,298万1,000円で、前年度比149万1,000円の増となっております。

11ページの項2営業外収益、目1他会計補助金2億4,260万5,000円は、一般会計よりの補助金で、前年度比で358万7,000円の減となっております。

同じく目3長期前受け金戻入は、事業年度における対象固定資産の減価償却費のうち補助金等に相当する額は長期前受け金戻入として計上されるもので、1億3,954万7,000円を計上しております。

12ページをお開きください。支出についてですが、款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費1,622万円は、職員給与費及び下水道管渠とその他附属施設等に要する費用を計上しております。

13ページから14ページに続く目2処理場費8,575万円は、森浄化センターの施設の維持管理等に要する費用を計上しております。

14ページの目4総係費2,864万2,000円は、事業運営全般に必要な事務管理費用を計上しております。

以下、16ページまででございます。

16ページ、目5減価償却費2億7,284万2,000円は、固定資産減価償却費を計上しております。

17ページの項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費8,114万5,000円は、企業債の返済利息と一時借り入れのための利息を計上しております。

18ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入について、款1下水道事業資本的収入、項1企業債、目1企業債9,950万円は、建設工事を実施するために国から起債を借り受けるものでございます。

下段の項2国庫補助金、目1国庫補助金8,600万円は、下水道施設の建設工事を実施するために国から補助を受けるものでございます。

19ページの項3出資金、目1他会計出資金8,983万5,000円は、資本的収支不足額充当のための一般会計よりの出資金であります。

項4受益者負担金、目1受益者負担金は、建設費の財源となるもので、本年度は262万円を計上しております。

20ページから21ページに続く支出についてですが、款1下水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1下水道施設費2億1,717万4,000円は、下水道施設の建設に必要な費用でございます。

21ページ下段の項2企業債償還金、目1企業債償還金1億9,407万7,000円は、国から借り入れた起債の償還に必要な費用でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

なお、日程第4にかかわる本会議の質疑、討論、採決については、議会運営委員会の整理に基づき、議案ごとに取り扱うものいたします。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日はこれで延会します。

次回は、3月4日午前10時開会とします。

延会 午後 3時16分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成 2 7 年 3 月 3 日

森町議会議長 野 村 洋（署名）

森町議会議員 山 田 誠（署名）

森町議会議員 宮 本 秀 逸（署名）

平成27年第1回森町議会3月会議会議録（第3日目）

平成27年3月4日（水）

開議 午前10時00分

延会 午後 3時30分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 一般質問
- 4 議案第23号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第24号 森町ことぶき出産奨励事業条例の一部を改正する条例制定について
議案第25号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
議案第26号 森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちやっぷ林館条例の一部を改正する条例制定について
議案第27号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
議案第28号 平成27年度森町一般会計予算
議案第29号 平成27年度森町国民健康保険特別会計予算
議案第30号 平成27年度森町後期高齢者医療特別会計予算
議案第31号 平成27年度森町介護保険事業特別会計予算
議案第32号 平成27年度森町介護サービス事業特別会計予算
議案第33号 平成27年度森町港湾整備事業特別会計予算
議案第34号 平成27年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
議案第35号 平成27年度森町国民健康保険病院事業会計予算
議案第36号 平成27年度森町水道事業会計予算
議案第37号 平成27年度森町公共下水道事業会計予算
- 5 発議第 1号 森町議会会議条例の一部を改正する条例制定について
- 6 発議第 2号 森町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 7 発議第 3号 森町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 8 意見書案第1号 農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書
- 9 意見書案第2号 ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書
- 10 意見書案第3号 外国人技能実習制度の拡充を求める意見書
- 11 意見書案第4号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書
- 12 議員の派遣について

1 3 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（14名）

議長	1 6 番	野 村	洋 君	副議長	1 番	菊 地	康 博 君
	2 番	山 田	誠 君		3 番	宮 本	秀 逸 君
	4 番	松 田	兼 宗 君		5 番	前 本	幸 政 君
	6 番	川 村	寛 君		7 番	西 村	豊 君
	8 番	木 村	俊 広 君		1 1 番	小 杉	久美子 君
	1 2 番	長 岡	輝 仁 君		1 3 番	三 浦	浩 三 君
	1 4 番	東	秀 憲 君		1 5 番	黒 田	勝 幸 君

○欠席議員（1名）

9 番 堀 合 哲 哉 君

○出席説明員

町 長	梶 谷	恵 造	君
副 町 長	片 野	滋	君
会計管理者兼 出納室長	釣	隆 吉	君
監 査 委 員	池 田	勝 元	君
総 務 課 長	木 村	浩 二	君
選挙管理委員会 書記長兼監査 事務局書記長	安 藤	仁	君
防災交通課長	小 田 桐	克 幸	君
契約管理課長	小 井 田	徹	君
企画振興課長	木 村	哲 二	君
税 務 課 長	伊 藤	昇	君
収納管理課長	久 保	康 人	君
保健福祉課長	山 田	仁	君
保健福祉課参事	住 吉	英 勝	君（欠席）
保健福祉課参事兼 保健センター長	金 丸	由 起 子	君（欠席）
住民生活課長	佐々木	陽 市 郎	君
環 境 課 長	横 内	仁 司	君
農林課長兼農業 委員会事務局長	工 藤	秀 則	君
水 産 課 長	黒 川	安 明	君
商工労働観光課長	菊 池	一 夫	君
商工労働観光課参事	新 田	清 文	君

建設課長	岩瀬英一君
建設課技術長	富原尚史君
砂原支所長	川村光夫君
地域振興課長	落合浩昭君
町民サービス課長	坂井定幸君
兼保健対策課長	
教 育 長	香田隆君
学校教育課長	清水雅信君
学校教育課参事	若松幸弘君
社会教育課長	金丸孝也君 (欠席)
兼公民館長	
生涯学習課長	中島将尊君
体育課長兼	
体育館長	武井肇君
給食センター長	金丸義樹君
図書館長	澤田勝則君
さくらの園・園長	柏 洸 茂君
病院事務長	坂田明仁君
上下水道課長	石島則幸君
上下水道課参事	小松裕章君
消 防 長	山田春一君
消 防 署 長	山下英一君

○出席事務局職員

事務局長	藤田司志君
議事係長	村本政君
庶務係長	喜田和子君

○会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 議案第23号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第24号 森町ことぶき出産奨励事業条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第25号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第26号 森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちゃっぷ林館条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第27号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 議案第28号 平成27年度森町一般会計予算
- 議案第29号 平成27年度森町国民健康保険特別会計予算

- 議案第 30 号 平成 27 年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 31 号 平成 27 年度森町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 32 号 平成 27 年度森町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第 33 号 平成 27 年度森町港湾整備事業特別会計予算
- 議案第 34 号 平成 27 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
- 議案第 35 号 平成 27 年度森町国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第 36 号 平成 27 年度森町水道事業会計予算
- 議案第 37 号 平成 27 年度森町公共下水道事業会計予算

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番、松田兼宗君、5番、前本幸政君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長から説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

また、議事進行についてですが、質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、また答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、また当局を含めて不適切な発言についても十分注意されるよう、あわせてお願いいたします。

初めに、1、大型ショッピングセンターと商店街について、15番、黒田勝幸君の質問を行います。

○15番（黒田勝幸君） おはようございます。それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

大型ショッピングセンターと商店街についてでございます。業務スーパーを道内外で展開する神戸物産が森町赤井川地区に60ヘクタールの土地を確保し、観光果樹園や大型ショッピングセンターを計画していることが新聞、テレビで報道されました。総事業費は30億円規模で、2016年3月の新幹線開業に合わせて同年春にも開業する予定のことです。また、雇用は200人から300人とのことで、森町とすれば赤井川地区はもとより森町全体の活性化

になります。この件について町に既に事業計画書が出されていますか。また、この事業についての協力等について要請がありましたか。

この大型事業が展開されることにより、地元の商店街のことが心配されます。最近、商店街もお店が少なくなり、閑散としてまいりました。時代の流れかなと思う反面、昔のようなにぎわいのある商店街ができないものなのかなと思う町民も少なくありません。町長は、商店街の振興策をどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 黒田議員のご質問にお答えします。

株式会社神戸物産につきましては、新聞やテレビで報道されたとおり、赤井川地区に大型ショッピングセンターと観光果樹園の新設を計画しております。格安業態の業務スーパーを展開する神戸物産は、東証1部上場企業で、主に業務用食材を取り扱い、フランチャイズ方式で運営をしている会社であり、業務スーパーは道内10店舗を含め全国691店舗を展開しております。観光果樹園の計画によりますと、赤井川地区の道央道大沼公園インターチェンジ付近と道道大沼公園鹿部線沿いの駒ヶ岳の麓、計2カ所に造成されております。また、大型ショッピングセンターは、国道5号線沿いの大沼公園インターチェンジ入り口交差点付近から赤井川小学校付近までの用地を取得し、建設予定となっております。

さて、1点目のご質問ですが、神戸物産とは法的手続などなどの事前相談などに対して関係部局で協議をし、助言、指導するなどの対応をしてきたところであり、計画案につきましては今年1月に示されたものが現時点での計画案でございます。また、事業への協力等の要請につきましては、書面ではありませんが、口頭での要請につきましては随時対応してきたところでございます。

2点目のご質問ですが、商店街の振興策につきましては観光客が立ち寄りたくなる魅力ある商店街の振興と住民生活に密着した魅力ある店づくりに向け観光商談会や旅行雑誌を活用した飲食店のPRや飲食店にホタテ、カボチャ、トマトなどの地元特産品を活用した料理を提案するなどの取り組みを重ねております。今後も商店会を初め、商店街に関連する団体がみずから取り組んでいる事業や検討している事業に対して商工会議所や商工会とも連携しながら支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○15番（黒田勝幸君） 手短に、簡単に答弁がありまして、ちょっと物足りない部分もあったのだけれども、再質問させていただきます。

現状は、1月に示されたというようなことでございまして、随時対応してきたということなのだけれども、その対応の内容がさっぱり見えなかったのです。それで、実は森町企業立地振興条例というのがございます。これにまた規則、そんなのがあるのですけれども、これ見ますといわゆるどこの町もそうなのですから、企業誘致一生懸命やっています。森のこの条例を見ますと、目的は森町における企業の立地を促進すると。本町の経済発展

及び雇用の拡大に資することを目的とすると。これが目的なのです。それで、結局助成措置ということなのですから、いわゆる業者に対して工場等を設置、補助金を交付するという欄がございます。これずっと中身見たら、内容的には固定資産税の2分の1の軽減ということだけです。それで、今どこの町も血眼になって企業誘致をしております。それで、新聞、テレビ等を見ると町によっては、その事業によっては土地の提供あるいは建物の2分の1なり3分の1助成するとか、いろいろ好条件を出しながら企業誘致に努めているというのが現状でございます。町長は、向こうから来ているのだけれども、随時対応ということなのだけれども、その対応の内容がさっぱり見えないわけ。具体的にどういうものをいわゆる要望とか、要求とかしていただきたいと来たのかなと、こう思っているのですけれども、私も赤井川地区、先日もゆっくり見てまいりました。国道5号線の非常に交通量の多いところございまして、交通の点でいかなのかなと、こう思っているのです。信号があそこの高速道路の出入り口のところ、大きい信号が十字路であります。それから、函館のほうから来た場合は、旧赤井川小学校のところに手押し信号というのかな、あれありますよね。そういうようなことで、森から車が向かっていったときには左側に入るのは非常にいいのかもしれませんが、函館から来た場合、右が右折です。これが非常に大変な地区かなと、こう見ていました。

それと、あれだけの大きい建物ですから、上下水道、水道、下水道、これ当然必要になってくるわけでございますけれども、赤井川地区の水道の容量というのもあると思うのです。そして、そういう大きなものが建って水の量が確保されるのかなと、その部分。

それと、下水道が今グリーンピア大沼さんのほうからあれするところ、交差点のところまで工事していますよね、下水道工事。あれは、いわゆる七飯町さんのほうにお願いしてあれするという説明、以前にありました。そういうようなことで、ちょうどそれを道路挟んで向かい側になるものですから、その辺が下水道の布設というのだから、設備がどうなるのかなと思っているのです。そういうもの等々やはり要望、要求があったのかなと、こう思っているのですけれども、その辺をまず聞きたいということです。

それと、計画書もう既に1月の時点ですけれども、ある程度出されているのですね。その内容等を見て町長の感想も聞きたいのですけれども。それは大型店の話。

それから、商店街のことでございますけれども、いろいろ行事等があれば協力しているということで、もう商店街の振興策については町がどうのこうのというより、やっぱり単産の商店街の組合も組織もあるでしょうから、商工会議所も当然ありますし、そういうところ要望があって初めてそれに対して町が対応できるものはしていくと。物によっては国の制度を活用しながらしていくというのが基本的な考え方だと思うのです。ただ、そこでそれだけではなかなかあれだと思うので、やっぱりすごく空き地が目立っています。空き店舗等が目立っています。ですから、中心街に人の集う場所、集まる場所をしなければ、にぎわいというのはなかなか出てこないと思うのです。それで、私前にかなり早い話ですけれども、拓銀さんが破綻したときにあの建物が売りに出たのです。そのときに役場当局

のほうに図書館が現在賃貸料で借りている現状があるもので、あそこを買って図書館にしたらいいいのでないかということも提案させていただいたのですけれども、駐車場がないとか、滑ったとかなんとかといて全然行政として動く気配がありませんでした。だから、そういうようなもので、商店はもとより人の集まる場所、そういう施設なり物をあれしなかったらなかなか中心街に人が集まらないと。にぎわいも出てこないというようなこともあるのですけれども、その辺を商店街の振興策とともに町の中心に人を集めるという施策も行政として考えていかなければだめなのかなと、こう思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前１０時１４分

再開 午前１０時１６分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 黒田議員の再質問にお答えいたします。

まず、神戸物産の件につきましてですが、いろいろと具体的な町としての取り組みが見えない。実際に神戸物産の取り組みというのは、まずは用地の買収ですとか、そういうところから始まりまして、今現段階では町としていろいろな担当課にそれぞれ大規模に用地を開拓するためのそういう許可の問題ですとか、そういったところをまず相談してきておりました。先ほど答弁でも申し上げましたが、具体的な商用地、ショッピングセンターについての話は１月に最終的な形としてあのよう提示を受けましたけれども、実際にその中身については確かなものがまだ定まっていないように感じております。ですから、他の地域では非常に企業誘致に対するいろんな手だて、条例等もあるわけですが、町としても私もまだ足りない部分があるなと思って、担当課とは現在いろんな面で協議をさせているところです。検討させているところもございます。そういった中では、あそこにショッピングセンターができる場合には当然５号線のそこの敷地に入る右折だまりの関係ですとか、町ではできないいろんな取り組みに対しては道や国や開発局などに要請をしまいいりますし、水の確保や上下水道に関してですけれども、水に関しても実際に店舗がその中に水を使う場所がどの程度あるのか、１日何トン使うのか、そういう具体的なものが見えてこない段階ではうちとしても余分な部分をつくるわけにはまいりませんので、そのように具体的な上水道、下水道に関して出てきたときには相談に乗って、まず早目に対応できるような方策をとってまいりたいと、そのように思っております。

また、商店街についてですけれども、今黒田議員ご質問のように、やっぱり町の中にどうしてもあいているスペースがたくさんある。それから、今現在はもうほとんど車社会になっておりまして、郊外型の店舗にいつでも誰でも買い物に出かけることができる、そういう社会になりました。ですけれども、やっぱり駅前が、あそこが駅からの商店街が非常

に寂しく感じる部分がございますので、これにつきましては当然商店街の方々のやっただけのいろんな取り組みがあればそこには協力して、にぎわいを取り戻すような、何か方策を考えていければなど、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○15番（黒田勝幸君） 町長の積極的な答弁をいただきました。ありがとうございます。

それで、これから実際に許可がおりるとか、進んでいくといろんな問題も付随して出てくると、こういうことでございます。それで、やはりこういう事業を展開していただくことによって町の活性化になるということは誰でも知っていることでありますし、またそこには雇用も生まれます。これは、非常にいいことです。それと、やはり町としても固定資産税も入ってきますし、またその周辺の土地の価値も上がると思うのです。一つの町が形成されるのかなと、こういうふうに思います。そういうようなことから、やはりできればこの事業が順調に成功するようにいってくれるといいなと、こう思っております。

ただ、そこで許認可なり、これから交通事情の話からいろんなものが役所の手続とる段階で、一個人業者がやるのはそれはそれでいいのですけれども、やはり役場としての行政も協力することによって物事がスムーズにいく点というのも多々あるわけなのです。そういうようなことから、幾ら要望されてもできないものはできないのしょうけれども、やはり協力できるものは協力しながら、大きな意味で町の活性化を考えるといいことなので、ぜひ森町としても協力体制をとりながら事業推進に努めていただきたいなと、このように思うのですけれども、町長は今再質問で力強い答弁をいただいたので、恐らくそういう方向性に持っていくものだろうと、こう思っているのですけれども、前向きなこれに取り組む町長の姿勢、もう一度聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問をいただきました。お答えします。

先ほどからたび重なるように申されておりますし、私も本当に前向きな考えでおります。あそこの地域にショッピングセンターなどができる、それから観光果樹園ができるということは、地域の経済効果に対する非常に望ましいものがございますので、このショッピングセンターをつくる工事に関しても既にＣＥＯのほうに要請をしてございます。地元の企業をぜひ使っていただきたい。当然そうすると、地元の愛着も湧いてくると思いますし、そしてまたさらにそこに働く場所が確保できる、そういうのであればなおさら雇用の場等を確保して、ここに若い方々がどんどん住んでいただける、そういう環境もできるのかなと、そのように思っております。今後におきましても町の許可だけではないものがかかりあります。これまでも林地開発行為ですとか、そういう道許可に対して早目に出していただけるように、許可いただけるように町としても取り組んでまいりました。今後におきましても積極的に要請を受けたときにすぐ対応できるように担当課にも指導して取り組んでまいりたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 大型ショッピングセンターと商店街についてを終わります。

以上で15番、黒田勝幸君の質問は終わりました。

次に、2、木質バイオマスエネルギーの可能性について、5番、前本幸政君の質問を行います。

○5番（前本幸政君） それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

木質バイオマスエネルギーの可能性について。過去2年ほど前より再生可能エネルギーに関する質問を2度ほどさせていただき、今回で3度目の質問となります。これは、町長の公約である脱原発を目標に掲げた自然エネルギーを活用したまちづくりに対し、大変興味を持っているからであります。各種エネルギーの賦存量及び利用可能量の推計がなされ、森町広域地域新エネルギービジョンの素案も平成26年1月に報告され、さらに今年の1月にはそれをもとにした森町新エネルギービジョンも報告されました。中でも注目されるのは、町民の意識調査の結果であります。アンケートの回収状況は、回収率36.1%と決して高い結果とは言えませんが、町民の91%が地球温暖化問題や新エネルギー導入に取り組むべきと考えており、その方法として公共施設へ新エネルギー施設を積極的に導入するが35%と最も高い結果となりました。町民の関心ある新エネルギーは、太陽光発電が最も多く、次に地熱発電、太陽熱利用とあるわけではありますが、今後特に注目されるのが木質利用のバイオマスエネルギーの活用であります。

森町は、渡島地区でも森林面積が2万8,000ヘクタールと大変多く、さらに植林し、40年から50年生の針葉樹も伐採時期を迎えております。以前道内では輸入をしていた時期もありましたが、二、三年ほど前より韓国、中国などに多くの木材が輸出されているのが現状でございます。ちなみに、平成26年度は海外向けの丸太の68%を占める2万8,000立方メートルの丸太が函館港から輸出をされました。このように現在森林バイオマス（端材や枝、製材端材や建築解体材など）となる原料が豊富に存在しています。

知内町では、公共施設等の熱源を化石燃料から森林資源を活用した木質バイオマスエネルギーに転換するため、チップボイラー施設と木質資源貯蔵施設をこの1月に完成をされました。さらに、このチップボイラーを利用し、町民センターの暖房と、さらに1月に完成されました町民プール、子ども交流センターの暖房や温水プールの加温に使われるようであります。バイオマス導入による削減効果は、化石燃料に比べ維持管理費年間360万円、削減率65%、二酸化炭素削減量242トン、削減率33%と試算されております。また、削減額だけではなく、コストそのものが地域内の経済循環効果を生むことにもなっております。

次に、木質ペレットについてお話をいたします。現在森町には、町民スキー場と駒ヶ岳小学校に1台ずつペレットストーブが試験的に設置されました。今後大変期待するところでございます。燃料となるペレットは、町内に製造する施設がありませんので、町外、現在は岡山県真庭市から購入されているのが現状です。

伊達市では、平成17年度より木質ペレット製造に取り組み、現在までにペレットプラント建設や公共施設へのボイラーやストーブの購入、また一般市民に向けた購入支援の補助、

また農業ハウス暖房燃料の木質ペレット補助など幅広く木質バイオマスに関する取り組みをされております。我が森町では、原料となる木質は豊富にあるわけでありますから、町独自でペレット製造機を導入し、低価格の燃料ペレットを利用したバイオマスのストーブ普及につなげないものかと思います。

さらには、子供たちと一緒にペレット作成が可能というお話も聞いており、学校での環境教育の活用も期待できます。また、生産量が道内一の木炭を混入したカロリーの高いペレットも考えられることなど、木育の振興と町のPRにもつながるとも期待するところでございます。

以上のことから、町長の申しています自然エネルギーを活用したまちづくりを考えるのであれば、まずは公共施設を利用した木質バイオマスの中のチップやペレットを利用するバイオマスエネルギーの活用を実現していただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○町長（梶谷恵造君） 前本議員のご質問ですが、まず自然エネルギーを活用したまちづくりに深いご理解をいただき、感謝を申し上げます。また、木質バイオマスに関して非常に調査研究された内容ですが、お答えいたします。

ご質問中にありますように、平成26年度は森町地域新エネルギービジョンを策定いたしました。その中にも表記され、平成27年度執行方針では地域新エネルギーの中でも申し述べさせていただきましたが、重点プロジェクトとして公共施設における新エネルギー導入事業、新エネルギー導入の推進に向けた普及啓発事業、地域資源の利活用事業を3本柱として取り組んでまいりたいと考えております。

さて、ご質問の公共施設等への木質バイオマスエネルギー導入ですが、さきに申し上げました新エネルギーの導入指針に基づき、設置やランニングコストなど予算面など重要な点においても十分勘案を重ね、ボイラーやストーブなどの設置を含め、具体的な取り組みについて今後検討してまいりたいと思っております。

森町の新エネルギーに関する可能性の高いものは、まだまだあります。木質バイオマスに限らず取り組みを進めることが大切であると考えております。今後も広い考えを持ちながら、自然エネルギーを活用したまちづくりを進めてまいりたいと思っておりますことを申し添えまして答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○5番（前本幸政君） ただいまの町長の答弁で、公共施設に対しまして3本柱で今後取り組んでいきたいというようなお話をいただきまして、本当に真剣に取り組んでいただきたいなというふうに思うわけでありますけれども、通告書の中にもペレットの話もされましたけれども、その答弁がなかったので、再質問をさせていただきたいと思っております。

森町の公共施設のエネルギーの使用量を自分ながらに調べてみたわけであります。本庁舎、砂原支所、各会館等でございます。そのうち特に使用量が多いと思われるところが各

清掃施設、小学校、病院、中学校、さくらの園などがあるわけであります。この公共施設の燃料の使用量としては、160万リットルくらいかなというふうに私は試算したわけでありますけれども、金額に直しますと約1億6,000万円だろうというふうに思っているわけであります。もしこれを木質のバイオマスチップボイラー、先ほどお話ししましたけれども、そのボイラーを全面的に導入したという仮定でございますけれども、そうすることによれば削減率というものがあるのですが、その削減率を当てはめると森町の場合は年間約5,000万ほど節約できるのかなというふうな数字が出たわけであります。この公共施設全部にバイオマスエネルギーに切りかえろという話は大変無理な話でございますけれども、できることがあるのかなというふうにちょっと考えたわけでありますけれども、例えばさくらの園の施設をそういう施設に切りかえた場合年間約400万程度、病院であれば年間600万程度節約できるのかなというふうに期待するところであります。これは、あくまでも化石燃料に対しての差だけでありまして、バイオマスエネルギーの持つ特有の有効の計算ではございません。私は、計算することはできませんでした。と申しますのも経済効果というのは大変なことなので、それほど簡単に計算ができないということでございます。それを計算された町がありましたので、ちょっとご紹介をしたいと思います。

これは、下川町でございます。下川町もバイオマスエネルギーを実施しまして、役場、小学校、図書館、病院、町営住宅に配管されまして、そして化石燃料の約6割を賄っているようであります。最終的に経済効果というのは28億円と推定をされております。今後は地域の自立に結びつけたいということで、町長が力強いコメントもされておりました。森町も先ほど申しましたように、今後考えられる約28カ所の施設であると思っておりますけれども、老朽化に伴って交換時期が近いものであれば、設置可能としての仮定でございますけれども、バイオマスボイラーの導入を本当に真剣に考えていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

次に、木質ペレットのことでも答弁がございましたので、再質問させていただきますが、木質ペレットであります。町長の執行方針の中にも書かれております木質ペレットを燃料とする暖房機器、ペレットストーブ設置者への費用の一部を助成をしたいという方針を打ち出しております。大変結構なお話と思いますが、ストーブ自体が調べますと、カタログ、僕は販売店ではございませんけれども、どれ見ても40万、50万、60万という高価でございます。ですから、なかなか町長が思うように補助をしても高額だけに普及促進につながらないのではないかなというふうに思っているわけであります。さらに、それを追い打ちをかけるようにペレット自体の単価もそんな安価ではないということです。通告書にも書かれていましたように、現在は岡山県の真庭市から取り寄せているわけでありまして、これは10キロ当たり約600円しております。単価的には一般的な相場ということで、灯油よりも安いのかなというふうな単価でございますけれども、まだまだ安価ではございません。

ここに「里山資本主義」という本ありますけれども、これに今言いました参考になるこ

とが多く書かれておりました。その中に紹介されている岡山県の真庭市、今ペレットをつくって取り寄せているところなのですが、そこは2005年に9つの町村が合併してつくられました5万人のまちでございます。面積の8割が山林を占める山村地帯でありながら、林業を中心として物すごく成功された実例が本当に書かれておまして、大変おもしろい本だなというふうに思いましたので、読んでみたらいかがかなと思います。市では、このペレット自体にも、つくっているわけでありますけれども、補助金を充てておまして、一般の市民の購入であれば10キロ当たり250円程度で購入ができるというようなお話でございますので、現在森町は600円するのでありますから、半額以下で購入されるというようなお話を聞いております。また、先ほどもお話ししました伊達市も同様に市の補助も使って、安く市民に販売されています。いずれの市にいたしましても、ペレットをまずつくっています。そして、補助をし、そして普及促進につなげているというのがあります。ですから、執行方針の中にストーブに対して補助するのはもちろん結構なのですが、それだけではなく普及できないのかなとは私は思っているわけであります。

ペレット製造機、これはペレタイザーというのですが、ペレタイザーは200万円から600万円で購入できます。それが約100キロから500キロの燃料ペレットをつくることのできるということで、そんなに難しい話ではないのかなというふうに思っています。ですから、どうかペレットをつくれればいいのかというふうに思っていますし、さらに木炭のお話もさせていただきますけれども、今木炭も全道一の出荷量を誇っておりますけれども、その中で木炭のB品と言われていますゴン灰なのですが、それをまぜることによってカロリーも高く、そして木炭組合にもすごく貢献できるのかなというふうに思っています。これがそのペレットなのですけれども。どうか町にはたくさんの製材の端材だとかありますから、ぜひ補助しながらペレットをつくって、反映できないかというふうに思っていますけれども、いかがお考えでしょうか。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 前本議員の再質問にお答えいたします。

非常に勉強されて奥深く、フォーラムができるほどの量のご質問でございますけれども、下川町につきましては私も非常に興味深く見させていただいております。道内でのバイオマス、木質ペレットに関しては最先端を行っております。また、十数年前からずっと町長が取り組んでこられて、今再生可能エネルギーが非常に着目を浴びているときに脚光を浴びていると、そういうふうに伺っております。下川町は、今このようにチップ関係に使っても60年サイクルで森林が活用できる、そういう広大な面積の森林を持っている町で、木質ペレットに関しての導入は自然の流れだったのかなと、そのように思っております。

そしてまた、藻谷浩介さんの「里山資本主義」、私も昨年読ませていただきました。非常に興味深い内容でございます。ただ、それが100%だとは信じておりません。その地域、地域によって、やっぱり合うこともございますし、できないこともあります。

そしてまた、先ほどの第1回目のご質問で、まずペレットについての答弁が漏れました

ことをおわび申し上げます。ペレットにつきましては、議員ご指摘のとおり遠い町外から購入するというのは省エネとは言えません。並行して地元で燃料が調達できる、製造ができる、そういう環境が整うというのは、非常に安定供給にもつながって、全体的な地場産業の育成にもつながってくると、そのように考えております。今後そういったことも含めて自然エネルギーを総体的に考えていく必要があるかなと、そのように思っております。

それで、先ほど1点目の答弁でも申し上げましたが、各公的な施設に対するそういうバイオマスストーブもしくはボイラー等の導入でございますけれども、やはり今何ともない、壊れてもいない、そういったところを急に取替えるというのはまたふさわしくないのかなと、そのようにも考えておりますし、燃料とも並行していろんな全体的なことを考えて取り組んでいかないと、一部分だけを見ては将来的な展望は開けないのかなと、そのように思います。まだまだペレットや再生可能エネルギーについては、非常に研究や調査が必要な部分もございます。そういったものを勘案して今後とも取り組んでいながら、将来的にこのペレットがよければその時点で町として大いに盛り上げていく、そういった取り組みをするべきだなと、そのように思っております。

また、ストーブの補助ですけれども、新年度から若干の購入に対する補助を導入いたしますが、確かに製造しておるストーブの台数が少ないものですから、今現在どうしても高価なものになっております。これも実際に10年、15年もしくは20年たっていった年数を重ねる中で、木質ペレットがどんどん普及していくことによって恐らく定価、値段も下がってくるものと、そのように思います。ちょっと答弁ずれるかもしれませんが、トヨタの自動車の燃料電池車、今は700万円しています。それに対して国ではやはり普及させるために200万円の補助を出していると。そういうこともあるときには必要になってくるのかなと、そのように思います。今はまだ取り組む段階ではない。今は広く、広くいろんな可能性を求めて調査研究が必要であると、そのように考えております。決してペレットが町にはふさわしくないということではなく、民間でそういうペレットもしくはチップを利用した、活用した取り組みもなされておりますから、そういったところと色々な検討を重ねながら今後も進めてまいりたいと、そのように思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○5番（前本幸政君） いいです。

○議長（野村 洋君） 木質バイオマスエネルギーの可能性についてを終わります。

以上で5番、前本幸政君の質問は終わりました。

次に、3、森町役場職員の対応について、7番、西村豊君の質問を行います。

○7番（西村 豊君） それでは、質問をさせていただきます。

森町役場職員の対応についてであります。日ごろからよく利用されております町役場に勤務している職員の対応についてですが、役場へ行っても挨拶がない。何課へ行ったらいいかわからず迷っていても声をかけてくれず、知らない顔をされるなど、町民よりこのよ

うな声が出ております。町民のみならず、町外、道外からもお客が来る場所ということで、入り口付近に受付をつくるのはいかがでしょうか。1カ所受付をつくることにより、挨拶、案内などがそこで済みます。町長は、どのようにお考えでしょうか。町長の意見をお伺いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 西村議員のご質問にお答えします。

ご質問にありました職員の対応に対するご不満の声につきましては、まずおわびを申し上げるところでございます。職員の対応につきましては、いつでも町民の皆様の立場に立って親切丁寧でわかりやすい対応を心がけるよう指示をしてきたところであります。職員に対しましては、意識改革や能力向上を目的として、接遇のみならずさまざまな研修への参加機会を増やしております。

議員ご提案の受付専用窓口の開設につきましてですが、確かに来庁者の皆様には利便性を向上させる改善策として有効であると思われませんが、対応の改善につきましては町の職員として勤務する職員全体が取り組んでいかなければならない問題であると考えます。今後におきましても町民の皆様から信頼される町職員となるよう、さらに基本であります窓口対応につきましてはなお一層気を引き締め、親切丁寧でわかりやすい対応を心がけるよう周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○7番（西村 豊君） ありがとうございます。

受付をつくるということは先送りだということだと思いますが、ほかの町ではつくっているところもあります。近隣では八雲、鹿部などがあります。

それで、職員の全員が意識改革をしなければだめだと。もっともです。そこで、町民は役場に行っても雰囲気が悪いと。それから、上から目線で見ると。それと、行きづらい。役場に行っても行きづらいのだと、こういうのが大変出ています。それから、ある部署に行ったら、カウンターの前で済みませんと言っても顔を上げて知らないふりだと。こういう部署もある。これは、町民から不満がいっぱいあるのです、町長。これを職員全員が直さなければだめです。わかるのだ、これは。もっともなのだ。町長が幾らいい話しても、職員なのだ。それで、今日例えばここで今やっていること、一般質問されているよと、こういうことを職員全員が知っていますか。わかるのかな。例えば西村議員からこういうこと出たぞと。みんなどう思うと。そういう話がありますか。朝に例えば各部署でミーティング、そのときに、おい、こういう問題出たと。だから、気をつけろよと、挨拶すれよと、こういうことをやればいいのです、まずは。町民から苦情出ないの。それで、町長、役場の業種、業種と言えば変だけれども、建設業だとか、いろいろなあるでしょう。1つは、何の業種だと思っているのか、みんなが。これは、町長からの答弁ではなくて各課長から答弁欲しい。できればだよ。できればいい。できるのであれば、各課長からこういう業だと思いますというやつです。

それと、朝のミーティング、これはやっているのかどうか。こういうものをやっぱりきちっと。町長でないのだ、挨拶しなさいというのは。職員全員、各課長が、各部署がそう言ってみんなに挨拶しろよと、これだけのことなのだ。何も難しくないのです。簡単なことなのだ。人に頭下げて何悪いと。誰損する。損は何もしないから、頭下げなさい。頭下げるということが一番いい。怒らないから、誰も。ということで、先ほどの3問についてちょっと答弁をお願いします。

それと、町長、課長でいいのだったかい。できれば町長のほうから指名してくれればいいな。助かる。どういう、何の業種に思っているのか。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

先ほどもお答えにもおわびを申し上げましたが、やっぱり窓口の中でそういう対応があるということは非常に悲しいことだと、そのように思います。たった一人の職員がそのような対応をただけで全員が悪く、そのように見られると。これもまた職員として悲しいことであります。対応については、今後いろいろな検討と申しますか、私も担当課長を通じて職員窓口の対応、また電話の対応、非常に気をつけるようにとは申し上げておりますが、これを改めて徹底してまいりたいなど、そのように思います。

また、ミーティングにつきましては、各課それぞれ毎朝一応懸案事項がある場合もありますし、なきにしろチャイムが鳴ったと同時に打ち合わせをしているはずでございます。恐らく誰に聞いてもやっていると思います。また、たまたま担当管理者がどこか出かけているとか出張している、そういったときでも残っている人間で恐らく打ち合わせをしていることとございますから、この件につきましてはやっぱりきちんと徹底するように心がけるよう私からきつく申し上げさせていただきたいと、そのように思います。

また、私も直接こういったお話を町民の方々から受けさせていただいたこともございます。そのときにどなたですかと、何課の誰々さんがそういう対応をしていましたかというところは、聞いても言わないのです。人から聞いた、誰かが言っていた、そういう話ばかり受けたことがございます。もしどなたかいたら、うちもいろいろな指導育成はしておりますけれども、やっぱり人を育てていかなければなりません。直接怒るということはちょっと本人もかわいそうだと思いますけれども、私たちも若い職員をきちんと一人前に育てるためにいろいろと指導してまいりたいと思いますので、ぜひ申し上げていただければなと、そのように思います。誰も最初から一人前の人間というのはいませんから、みんな育てながら、本当に町民の皆様に愛される職員を育てていきたいと思います。今後もいろんな面で注意をしてまいりたいと思いますので、どうかご理解とご協力をお願い申し上げながら答弁とさせていただきます。

以上です。

（「業種」の声あり）

○町長（梶谷恵造君） 失礼いたしました。役場の仕事というのは、やっぱり町民に対するサービス業でございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○7番（西村 豊君） まず、サービス業ですね、役場は。と思うのです、僕も。思っているのです。それで、サービス業といたらいらっしやいませから始まると思うのだ。だから、徹底してこれやはり各課長がみんな帰ったらこういうこと言われているぞと。言われるということは、町長が言われるのです。町長が悪いと。町長がかわったら悪くなったと言われるから、みんなも、各課長も気をつけてくれと僕は思うのです。各課長もみんな職員に言って、帰ったらこういうこと言っているぞと。それと、個人的に誰がどうだということは聞いているけれども、どこの部署が悪いと聞いている。だけれども、それ言ってしまうだけだけれども、ただ本庁だけでない。砂原支所も同じだ。離れている部署もあるけれども、みんな一緒だ。声はみんなから、雰囲気が悪い、とにかく挨拶がないというのがそうだから、くれぐれも気をつけてやってほしいと思うのです。サービス業ということだから、それに徹底してほしいと思います。町長、再度きちっと本当に言ってくれ、ただ口に出すだけではなくて、今日のことを、言われたことを。必ず守ってくれ。

以上です。ちょっと答弁、必ず言う、それ伝えてくれるかどうか。

○町長（梶谷恵造君） お答えいたします。

苦情も寄せられておりますけれども、非常に明るくなったという情報も私に寄せられております、一方で。そういったところから、全体にまだ全てに目が行き届いていない部分もございますので、やっぱり徹底して明るく笑顔を振りまいて、そして声がけをするように、そういうふうに申し伝えます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 森町役場職員の応対についてを終わります。

以上で7番、西村豊君の質問は終わりました。

次に、4、水道未普及地域飲用水確保の補助拡充について、13番、三浦浩三君。

○13番（三浦浩三君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

水道未普及地域飲用水確保の補助拡充についてであります。当町は、水道未普及地域飲用水確保対策事業として、水質や流量などに問題があり、住民の健康保持と飲用水の安全確保を目的に平成23年度から工事費や器具購入費の2分の1補助、限度額は100万円であり、この事業を発足させましたが、これまで約4年の事業効果はどうであったのか。あわせて、その地域へ移転掘削する場合の適用有無の問い合わせなども推察されるところから、これからの定住化対策を進める上で水道未普及という不利益をこうむる地域からさらに人員が流出するおそれが考えられますので、地域ごとの均衡ある発展のために現制度を見直して新、増改築などにも適用し、自然水と景観などを大事にしたローカルタウン構想を描けないものなのか。

また、現在一部地域では共同での井戸を使用し、導水管やポンプなどの補修や将来の再採掘に備えた積み立てなども行っているとも仄聞していますので、このような地域への安

心手当も必要と感じるところです。このような飲用水確保に難儀を来している地域の前述2点についての改善策について町長の見解を伺います。

○町長（梶谷恵造君） 三浦議員のご質問にお答えします。

初めに、平成23年4月からスタートしております本事業について、現時点までの事業実績等についてお答えします。水質検査では、砂原地区16件、石倉地区5件、赤井川地区1件、合計22件で、補助金合計は10万7,400円となっております。次に、浄水器等では石倉地区1件で、補助金は20万円を、また井戸掘削等では砂原地区11件、石倉地区3件、合計14件で、補助金合計は1,386万5,000円を支出しております。事業総体では、砂原地区27件、石倉地区9件、赤井川地区1件、合計37件に対し、補助金総額は1,417万2,400円となっております。

事業効果等については、当該地域住民の健康保持、安全な飲用水確保のため一定の成果があったものと評価しており、補助対象者からも喜ばれているものと認識しております。

次に、新築、増改築などにも適用し、補助拡充をしてはとのご質問ですが、議員も十分ご承知のこととは思いますが、現補助制度は既存の飲用水設備において、かつ水質基準を超えていることが補助要件の根幹をなしております。まずは、水質基準をクリアし、安全な飲用水を確保するための方策をとれるようにすることが重要と考えておりますので、当面は現在の補助形態で継続したいと思っております。

また、井戸の共同利用などについてのご質問ですが、現制度の中でも複数の方の共同申請もできるようになっておりますが、こちらも既存施設水質基準の要件は必須となっております。いずれにいたしましても、当面は現制度での事業実施を継続してまいりますが、今後の実績や成果等も十分勘案しながら、検証してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○13番（三浦浩三君） 一旦始めた制度ですけれども、一応まちづくりの建設計画そのものであっても3年ごとの見直しをかけて、そして更新していくと思います。この事業そのものはや4年経過しようとしております。その中でこれは確かに町単費の補助事業だと思います。でも、補助率ということを考えますと2分の1補助というのはいろんな面でのバランス上からも非常に高い補助率だなと。その中で答弁になかったですけれども、実際はないところにうちを建てたいよという人方が単年度にどのくらい問い合わせがあったものなのか。それと、この補助率という、この制度そのものも単費の事業として取り組んで非常に喜ばれていることも事実なのですけれども、これはできることであればやはり大変困っている人には喜ばれるかもわかりませんが、そうでない人方にも狭く深く進めるのか、浅く広く進めるのかのこの選択肢だと思います。

そこで、4年経過しようとしているものですから、補助率そのものを見直しをかけて、私は浅く広く適用してもらったほうがもっと喜ばれる人が増えるのではないかと。確かにその分の原資そのものが増える可能性もあろうかと思います。でも、これはある意味では、今

回の町長の執行方針の中にもあります。ちょっと読ませていただきますと、将来の水道のあるべき姿を明示した上で、取り組むべき事項や方策を提示し、水道未普及地域の解消や耐震性を考慮した設備の更新を含め、目標を実現化するための基本理念となる森町水道事業ビジョンを策定してまいりますと、このようにも述べております。と申しますのは、将来的に確かに恒久的な水道事業に取り組む姿勢というのは初めて見させてもらいました。その中である一定のこれからは時限性を持った未普及地域の補助という捉え方します。そして、補助をもらって自分のところへ深い井戸を掘ったからいいよと。では、本格的な上水道を引くときにはもう要らないわと、そういうことを言うことでなく、率先してやっぱり安心、安全な水というのを、水は命の源です。これを確保する上で率先して参加してもらえそうな、逆に補助要綱の中に盛り込めるかどうかわかりませんが、そういうことまでも強く申し入れするぐらいの、そういう姿勢で再度浅く広くでもいいですから、もし総額が単年度で増えるようであれば補助率を下げながらも、通常は2割補助とか3割補助とか、通常であればその補助率でないかと思います。今のこの5割補助そのものが高いのでないかなと私は思います。それよりも低くてもいいから、喜ばれる人がもっと増えたほうが事業効果としては出てくるのではないかと。4年間で対象件数というのは本当に限られた件数よりないものですから、ぜひその辺のことを町長の腹も構えた、そういう答弁お願いしたいと思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時13分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 三浦議員の再質問にお答えいたします。

水道未普及地域に対する補助金、いろんな点で3年ごとの見直しができたらいいのではないかなという三浦議員のご意見ももっとも、わかります。また、4年が経過いたしました。当初いろいろと検討されてこの補助事業始まったと私も伺っております。本当に安全な水が確保できない、そういったところに切実な声があったのだらうと、そのように思います。そしてまた、そういうところでいろいろと掘る費用、そんなに安い金額で井戸が掘れるわけではないものですから、それで5割補助という若干高目の補助率かもしれませんが、設定がされたのかなと、そのように考えております。現在のところ、浅く広くと変更してはどうかという議員のご提案でございますけれども、これは井戸を普及させるための補助金ではございませんので、やっぱり困っているところに安全で安心な水を確保するための補助という基本的なところを踏まえながら、現在このまま進めていきたいと、そのように考えておるところでございます。

また、新しくうちを建てる場合の問い合わせというのが砂原支所に1件、本庁のほうに

1件、合計2件問い合わせが来ていたようでございます。それにつきましても新築に対しては該当をしないということで、ちょっと対応はできなかったということでございます。

そしてまた、水道の事業に対するビジョンでございますけれども、これは森町市街下の上水道事業につきましても非常に年数がたってございます。いよいよ老朽化したところを更新していかなければならない、そういうところもございますし、また水道未普及地域のその地域の今後の将来的にわたって水道を引っ張る、そういったことの考えも含めた総合的な町全体のビジョンでございます。また、先ほど申し上げておりました補助金を受けた方がもし将来的に水道事業が始まったときには率先してそこを水道接続をしていただけるような条文ですが、これも補助金の交換条件として記載はできないのかなと、そのように思っております。いずれにしましても、森町全体として水道に関してはやっぱり安全で安心な水を提供できるような、そういった将来的なことを考えながら、今現在の補助制度を維持してまいりたいと、そのように思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○13番（三浦浩三君） 現状のままをまず維持したいというのは、これは重々わかります。その中で新築移転という話、これは例えばインフラの整備する場合でもいろんな上下水道でもそうだと思う。下水道のほうもそうだと思う。費用対効果というのは当然あるもので、その中でやはり費用対効果ばかり言っても定住化ということで考えると、将来的にもう全然該当のしないようなところに自分は住みたいのだという人も出てこようかと思えます。また、外部から来る人、そういう人方にも一つの企業の誘致のような発想で、やっぱり恩典というものもある部分では考える必要あるのかなと。それと、地域の企業の育成ということで、今うちを建てるよというところと8割、9割がハウスメーカーでないかなと思います。そういうときに地元の企業を無視したようなところは、これは私もいただけないのではないかなと思います。でも、地元の企業がそこに挟まってきちっと工事でもできるような体制というものがもしとれるのであれば、その辺のこと、今の未普及という問題のある水をきちっとしたものにするのは、これは大前提です。でも、新たなものとしてぜひそういう場合にも該当するようなもの、例えば今何も100万の高額必要ないと思います。そういうところであっても30万なり50万なりというものでも該当できるような新たな制度というものもこれ考えてもらいたいなと思うし、それと本格的な水道ビジョンというものを進める上で、関係省庁だけでは物事進まないと思います。どうぞ外郭団体、いろんな外郭団体の持っている、非常に大きな深い知恵というものも持っているところがたくさんありますので、そういうところに向けての働きかけというものも再度検討してもらいたいと思います。再度の答弁をお願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

ちょっと水道未普及地域の飲用水確保とは若干性格の異なったご提案でございますけれども、やっぱり森町に住みたい、住んでみたいというふうに私どももいろいろと宣伝をし

て町外にPRを重ねておるところでございますから、そういった中で恐らく森町の水道の未普及地域に定住されたいと、そういう方々も中には増えてくる可能性もございます。そういった方々につきましては、飲用水の確保事業とはまた別な角度で手厚い何かを考えていければそれでいいのかなと、そのように考えます。

また、いずれにしましてももちろん定住化に対しても地元の企業に対する恩恵があれば、やっぱりそれなりに町としては取り組んでいたり、いろんな補助、手当てを考えていくべきだなと、そのように思います。

また、いろんな点、外郭団体でございますけれども、水道の未普及地域を抱えているところというのは余り多くないと思うのです。森地域が一番未普及地域が多いのかなと思います。知恵を拝借することはいろんな点であろうかなと思いますけれども、何か後押しをしていただくためには要請をしながら、いろいろと取り組んでいきたいと、そのように思っております。今後も町全体ができれば水道がきちんと行き届くような、企業に対しても恩恵があるような、そういったものを思い描きながら取り組んでいきたいと、そのように思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 水道未普及地域飲用水確保の補助拡充についてを終わります。

以上で13番、三浦浩三君の質問は終わりました。

次に、5、ふるさと納税を財源とした子育て支援と町内消費の拡大について、8番、木村俊広君の質問を行います。

○8番（木村俊広君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

ふるさと納税を財源とした子育て支援と町内消費の拡大についてでございます。ふるさと納税につきましては、森町ではまだ本格的に運用しておりませんが、近隣町では既に相当の成果を出しており、早急な対応が求められます。当町の農水産物、加工製品などは、高品質な商品が豊富なため、行政のやる気次第では億単位での成果が得られるものと思いますし、そのことにより森町のPRもでき、自主財源の確保もでき、納税者にも喜んでもらえるすばらしい制度だと思っております。

そこで、ふるさと納税をしていただいた財源をもとに子育て支援をしてはいかがでしょうか。森町でも子育て支援につきましてはそれなりに前進しておりますが、子育て世代が積極的に森町に居住する決め手ともなっておりません。さらに手厚い支援をするためには、財源の確保と費用対効果も求められるものと思われまます。そこで、無条件で支援するのではなく、子育て世帯が町内の商店などで消費した金額の一部を補助してはいかがでしょうか。子育て世帯が町内で買い物や飲食をしていただくことにより町の活性化につながり、子育て支援にもなります。そして、財源はふるさと納税で賄い、町の支出もないというサイクルをつくってはいかがでしょうか。町長、答弁よろしく願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 木村議員のご質問にお答えいたします。

当町では、現在森町ふるさと応援寄附金条例及び施行規則に基づき、ホームページなど

を通じて広く呼びかけ、運用してきているところでございますが、寄附をされた方に対する特典につきましては特に規定を設けておりません。国は、税制改正の大綱を本年1月に閣議決定し、ふるさと納税の特例控除限度額を個人住民税所得割額の2割に引き上げ、ふるさと納税制度の一層の拡充に向け各団体独自の取り組みについても積極的に推進するよう要請してきております。それと同時に、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、また市区町村がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を適切に行い、返礼品等の送付について寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を行うよう市区町村に対してあわせて要請してきております。このことから、寄附金本来の趣旨を踏まえ、無償で当町へ寄附をしていただいていた方々への配慮も必要であると考えております。

議員ご提言のとおり、当町にはすぐれた特産品があり、お礼として特産品を送ることで財源確保や特産品のPRによるまちおこしにつながるものと私も考えております。現在民間の業務支援サービスの提案も受けており、実施に向けての問題点を模索し、町内業者に対しできる限り公平な対応が必要であると考えております。また、全国的に自治体間で相当過熱している施策でありますので、民間の力をかりながらの対応が必要と現段階では感じております。

議員ご提案の施策につきましては、大変魅力を感じるところでございますが、活用方法は今後の課題として、まずはふるさと納税の体制づくりが重要課題でございますので、成功している近隣自治体からの情報も参考にさせていただきながら、制度運用の拡大に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○8番（木村俊広君） ふるさと納税につきましては、今後いろいろと考えていきたいという、そういう内容でございました。また、その財源をどのように生かしていくのかという部分では、それは別途で考えたいという、そういう趣旨の話であったと思います。それで、テレビ番組でもあるのですけれども、ふるさと納税って何ですかと。今日若干傍聴の方もいらっしゃるのですが、ちょっと税務課長に聞きたいなと思うのですけれども、例えばふるさと納税1万円当町にさせていただきました。その場合、一般的には、よその積極的にやっている町ではおよそ送料込みで半分商品を返すわけですが、そうすると5,000円相当の商品をもらったと、そういう形になるのです。問題は、そのふるさと納税の仕組みというのが何なのかということなのだと思いますけれども、年末に例えば町にそれを申請すると1万円に対して幾ら還付されるのかというのを税務課長に後でちょっとお答えしていただきたいなと思います。かなりの率で返ってくる、そういうふうに私は理解しておりますが、その財源を使っていろいろなPRができると。これは、本当に町にとってこれをやらなければ何なのだろうというぐらい、損するような気がするのです。絶対的にやってもらわなければならないと、そのように私は思っておりまして、これをやらないということは、ある意味町民に対しての背任に当たるのではないかぐらいのそういう気持ちでおります。

それで、どのように得た利益を生かしていくのかということになるわけですが、せつかくの財源ですので、うまいぐあいに、ただ単に子育て支援に使うという、そういう方向性だけではなくて、最近では民間でも市民生協とかでそういう世帯には5%バックしますよとか、そういう支援もしておりますけれども、やはり町が全体に潤っていく、お金が対流していくという、そういうシステムをつくっていくことが必要なのだろうなと私は考えております。単純に生協さんの場合は5%、多分一律5%だと思うのですが、世帯の形態によっては例えばお子様が多い、そういう世帯に対しては5%のものが10%であるとか、あるいは後期高齢者も同居していたらそれ以上にと、いろいろやり方はあると思うのですが、とにかく森町でそのお金をさらに落としてもらおうと。そういうシステムをつくっていただきたいなと私は思うわけですが、その辺をもう一度よろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時33分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） お答えいたします。

子育て支援については、いろんな面で町として平成27年度の取り組み、まず子育てしやすい環境ですとか、ことぶき出産の第2子、2番目の子に対するお祝金ですとか、いろいろと取り組むことをこれから審議していただきますが、ふるさと納税を活用した、そういったところには、ふるさと納税が確実に入ってくると、そういう確証があればいろいろと目的としてサイクルを考えながら毎年使えるわけですが、今の段階では非常に不確実な部分がございますので、それを当て込んだ政策の執行というのはもう少し考えなければいけないかなと、そのように思います。そうはいいいながらいろんな以前から納税をしていただいたものに関しましては、昨年度かな、森町教育振興育英会の補助金に500万円を繰り入れして充当させて使わせていただいております。こういったことで、単純に何かを建てるときの財源に充てるとか、何かを買うときに使うのではなく、やっぱり将来的に森町の将来の子供たちのために使うというのは基本的に私もいろんな面で賛成だと思えます。それがこれから過熱していく、そういった中で、後で課長のほうからもお話あるかもしれませんが、表向きの金額だけは非常に大きな金額で、数億円、最高多いところでは8億円もふるさと納税があったところも伺っております。中身について、では一体幾ら使えるのかと。いろんな問題点もありますが、それはこれからそれだけ入ってきてくれると非常に町としてもうれしいです。そういうふうになるような、まずはふるさと納税の仕組みづくりを早い時期に取り組めるように取り組んでいきたいと、そのように思っております。

以上です。

○税務課長（伊藤 昇君） それでは、私のほうからご説明いたします。

ふるさと納税につきましては、都道府県、市町村に寄附金をした、その寄附金の領収証をまず持ってきていただくというのが申告の条件でございます。その中で2,000円部分をまず差っ引くということになってございまして、その上で一定の上限まで原則として所得税、個人住民税から全額控除されるということで、総務省ではこのようになってございます。ただし、この場合、所得税の場合には所得控除をする。寄附金から2,000円を除いたものの所得控除をすると。この場合には、その方の所得税の税率というのが所得に対してあります。20%とか23%あるわけございまして、その分を軽減して、まず所得控除すると。これは、所得税のほうでございまして。次に、個人住民税でございましてけれども、これにつきましては基本分と、それから特例分というものがございまして、基本分につきましてはその寄附の額から2,000円を除いた10%が全額控除されると。そして、特例分につきましては所得税と、それから基本分の住民税の10%を除いたものを寄附金から2,000円を控除した残りに対してその方の税の1割分を限度として全額控除されるということになりますので、その方の所得によってまちまちになりますので、一概に幾らということとはなかなかこの場では言えないと。ですから……

（「大ざっぱにどれぐらい」の声あり）

○税務課長（伊藤 昇君） その方の所得を設定しなければなりませんので、もし必要であれば資料でお出しをしたほうがわかりやすいのかと思いますので、後で……

（何事か言う者あり）

○税務課長（伊藤 昇君） 私の今手元の中にあるのが3万円を控除した場合と。先ほど議員1万円と申されましたけれども、3万円のケースでよろしいでしょうか。この場合ですと、所得税で3万円から2,000円を引いて20%税率になりますので、5,600円の所得控除になります。所得税のほうの控除になるということです。住民税になりますと、3万円から2,000円を除きまして10%の2,800円と。これは、税額の控除になります。それから、個人住民税の先ほど言いました特例の部分ですが、3万円から2,000円の控除分を引きまして、そして100%から先ほどの10%分と、それから所得税の20%分を除いて1万9,600円になると。ですから、所得税と合わせて控除額は2万8,000円。この場合です。となりますと、3万円を寄附して2,000円を除いたものが2万8,000円ありますよと。ですから、原則として次のとおり所得税、個人住民税の全額控除がありますというようなこととでございます。繰り返しますけれども、ただしその方の所得ですとか、税金ですとか、いろいろ申告していただかなければなりませんので、一概に幾らとは言えないということとでございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○8番（木村俊広君） 済みません。ありがとうございます。

いずれにいたしましても、相当額が控除されてかなりお安くお買い物ができると、そういう形になるかと思えますけれども、そういったことで納税者はどちらかといえば政府がいろいろ決めているかもしれませんが、その定義とは関係なく楽しみながら安い買い物をしているというのが現状でございます。それがありまして、結局全国の中では近年では10億円近いそういう納税をいただいている自治体もあるということですので、この辺につきましては今後本当に真面目に考えてもらいたいなと、そのように考えております。

そして、先ほど同僚議員の一般質問の中にありましたけれども、商店街どうするのかという部分の話です。やはり商店街がそういうにぎわいを取り戻すという、町長も答弁しておりましたので、そういう形になるような、そういう仕組みづくりもぜひぜひしていただきたいなと、そのように考えておりますので、その辺の意気込みについても町長、よろしくをお願いします。

○町長（梶谷恵造君） 意気込みをあらわしてくださいということで、昨年も同僚議員のふるさと納税に対するいろいろなご質問、ご提案をいただきました。本当に真剣に考えていかなければならないし、やっぱり取り組まないと逆に町内に納税される税金が町外に出ていってしまう、そういう可能性も非常に大きくなってまいりました。森町、町内には非常に有望な、本当にほかの人方が欲しがっているいろんな特産品がたくさんございます。これのPRにもつながりますし、兼ねて商店会やご商売をなさっている方々がますます商売が盛んになる。これがまず町にとっては非常に良いことだと、そのように私も考えております。今後早い段階で準備が整ったときに、早目にできるようにこれからも取り組んでまいります。

以上でございます。

○税務課長（伊藤 昇君） 大変申しわけございません。ちょっと答弁漏れがございました、平成26年度から平成50年度については復興特別所得税を加算した率とするということになってございますので、先ほど漏れておりましたので、失礼しました。

○議長（野村 洋君） ふるさと納税を財源とした子育て支援と町内消費の拡大についてを終わります。

以上で8番、木村俊広君の質問は終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時44分

再開 午後 1時00分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、6、一般質問に対する対応について、14番、東秀憲君の質問を行います。

○14番（東 秀憲君） それでは、通告に従いまして、一般質問いたします。

質問事項は、一般質問に対する対応について。一般質問は、議員として町の行財政全般

にわたって執行機関に対し、事務事業の執行状況、あるいは将来に対する方針等について所信や疑義を質問し、説明を求めることであり、町民の意見、要望を反映する重要な場であると認識しております。平成26年は、4回の本会議において延べ33名の議員が44件のいろいろな分野にわたり一般質問がなされております。毎回活発な議論が展開され、その都度多くの行政課題が提示されておりますが、その取り組みについて疑問を感じているところであります。以下、お聞きします。

1点目といたしまして、一般質問の通告後、幹部たちによりまして事前の勉強会をつくり、議会对応がなされておりますが、本会議終了後町長答弁に基づいた事後の検討会がなされているのか、その辺をお聞きします。

2点目といたしまして、答弁の取り組みの進捗状況について、町要請の議員全員協議会で説明する考えはあるのかどうか、その辺もお聞きしたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 東議員のご質問にお答えします。

町議会における一般質問の議論につきましては、行財政執行に係る質疑や町民意見、要望も含め議員の皆さんを通して公の立場で議論される重要な場であると私も認識しております。1点目のご質問でございますが、一般質問通告後、質問に関係する部署の意見を聴取し、答弁書を作成しております。答弁後の各施策の対応につきましては、担当部署と都度検討、協議を重ねておりますが、施策の内容により期間を要するものや見直しが必要なものなど現在も完結に至らないものもございます。今後におきましても一般質問での議論内容を反映し、問題解決に向けて協議、検討を重ねて取り組んでまいります。

2点目のご質問でございますが、議員皆様へのご報告やご相談が必要と判断した案件につきましては、議員全員協議会におきまして都度ご説明をさせていただいております。今後におきましても進捗状況を含め、必要と判断した案件が発生した場合は、議員全員協議会の場においてご説明をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○14番（東 秀憲君） それでは、再質問いたします。

去年の3月会議では8名の議員で9件、6月会議では8名で10件、9月会議では7名で9件、そして最後の12月会議では10名で16件の計44件の一般質問が出されております。それで、町長の答弁にも触れておりましたが、これらの質問の中で既に取り組んで完結したもの、何件あったのか、それからこれから取り組もうとしているのが何件あったのか、あるいはこれはできませんよと、そういうのが何件あるのか、その44件の内容を説明してください。

それから、4回の本会議での町長の答弁を調べてみました。1回目は、再質問、再々質問の答弁の中には何々に取り組んでいきますとか、また何々に検討していきますという前向きでない、そういう答弁で結んでおられます。そういうことがたくさんありました。質問者あるいは議会では、それぞれの答弁に対しその後どのように検証、検討されて取り組

んできたのか、そしてその結果どのような進捗状況になっているのか、その説明が欲しいと思いますので、ぜひその辺を答弁いただきたいと思います。

それから、もう一点について、一般質問終了後、町側は議会から会議録の情報を開示してもらって、それをもとに検討会あるいは勉強会を開いて提示された行政課題を町政に反映させるのが民意の尊重だと、そのように思っております。町長は、町政執行方針の結びで、町民一人一人がゆとりと豊かさを実感できる社会の実現、まちづくりを目指し、全力を挙げて取り組んでまいると力強く述べております。この口述どおり、新年度からは早速2点の質問の実行をしてもらいたいと思います。このことについて再度伺います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時08分

再開 午後 1時18分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 東議員の再質問にお答えいたします。

昨年の12月まで非常にたくさんの議員の皆さんから44件の一般質問でございますけれども、それ以上に中身を精査すればはるかにまだまだ大変多くのご意見、またご提言もいただきました。その中で完結できるものは取り組んで完結してまいりましたし、まだ一般質問の中でもできないものはできないとはっきり申し上げたのもございます。ただし、いろいろと検討を重ねて、これからその提案に対する具体化をするのに現在も進捗中のものもたくさんございます。そういったものはいろいろとご理解いただけるものと、そのように感じておるところでございます。これからはまだ簡単にできない、それからいろんなあらゆる部分から精査が必要なもの、そういったものがまだまだたくさんありますので、執行方針にも提案させていただいておりますように、前向きではなく、私は全力で取り組んでおりますので、これからはぜひご支援をお願いしたいと、そのように思います。

また、先ほどご質問にございました完結されたもの何件、できないもの何件、現在進行中のもの何件という全体の一般質問の進捗と申しますか、数字でございますけれども、必要であれば資料として提出する気持ちは持っております。そして、ただしそれにつきましては精査に非常に時間がかかるものと、そのように思います。そういったことをご理解いただきながら、これからは私いろんなたくさんのご提言、政策に取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問になりますけれども、やりますか。

○14番（東 秀憲君） 再々質問いたします。

それで、1回目の質問しておりますけれども、議会から会議録のつくられた後、それに基づいた事後の勉強会、あるいはその勉強会の結果、いついつまでにできるとか、それか

らそれを全員協議会の中で報告してもらい、そういった取り組みはあるのかないのか、その辺だけお聞きしたいと思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時21分

再開 午後 1時22分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

先ほどの答弁と重複するかもしれませんが、私議事録を確認しなくても、やはりやると言ったものについては現在も担当課、ただ1つの課でできないものもございます。いろいろな複数の課とも協議しながら、前向きに取り組んでいるところでございます。その中でも時間がかかるときには、逆に同僚議員の皆さん方がまた重ねて今どこまでいっているのだと、そういったご質問をいただいて、それに答えてきたと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 一般質問に対する対応についてを終わります。

以上で14番、東秀憲君の質問は終わりました。

次に、7、ふるさと納税の取り組みについて、11番、小杉久美子君の質問を行います。

○11番（小杉久美子君） ふるさと納税の取り組みについてを質問させていただきます。

ふるさと納税は、2008年に創設された自治体への寄附金制度で、今や全国的なブームとなっております。自治体に寄附した方は、税金が控除されること、また納税先の自治体からは特産品などがお礼としてもらえる特典が魅力のようです。ふるさと納税のホームページを開くと、全国一覧ふるさと納税特産品として各自治体の特産品、特典を一目で見ることができます。納税者は、その中から欲しいものがある自治体を選び、納税してお礼をいただく仕組みとなっております。また、寄附をいただいた自治体では、予定外の収入となり、まちづくりの財源としてあらゆる事業に使うことができ、さらに地元特産品、特典の掲載をすることで町のPRにもなることから、各自治体では工夫を凝らした取り組みで成功を上げているところもあります。

森町においてもふるさと納税を呼びかけてはいるものの、お礼の特産品、特典の掲載がまだありません。森町の数ある特産品や観光資源を生かし、特色ある町のPRに向け早急な改善策が必要と考えます。以前ふるさと納税についての質問者に対し、一定の基準等を検討し、まちづくりに役立てたいとの答弁をされておりますが、どのように検討し、どのような内容になり、いつホームページに掲載されるのか、その後の進捗状況とふるさと納税に対する町長の考えをお聞きします。よろしくお願いします。

○町長（梶谷恵造君） 小杉議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの木村議員へのご答弁と重複するところがございますが、ご理解をお願いいたし

ます。各自治体では、ふるさと納税制度の一層の拡充に向け独自の取り組みやPR方法について工夫を凝らした取り組みを展開しております。議員ご提言のとおり、当町にはすぐれた特産品があり、お礼として特産品を送ることで財源確保や特産品のPRによるまちおこしにつながるものと考えております。ご質問にありますように、以前にも同僚議員の一般質問においてふるさと納税制度について積極的に推進するようご意見をいただき、今後一定の基準等を検討し、まちづくりに役立てていきたいとご答弁をさせていただいております。現在民間の業務支援サービスの提案も受けながら、実施に向けて協議をしておりますが、支援サービスの内容にもPR方法や手数料の違いが見られ、中には返礼品の配送まで一貫提供を手がける業者もあるようです。今後におきましてもさまざまな活用方法を模索しながら、早期に運用できるよう継続して取り組んでまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○11番（小杉久美子君） 民間サービスの活用をし、早期に取り組みたいとの答弁をいただきました。これというのは、自治体、行政サイドで職員同士での話し合いの中で進めることは難しいのかどうかというところをちょっと1点お伺いしたいと思います。

それと、全国どこでも自治体では取り組んではいるのですがけれども、やはりどうしても偏っているというか、特色ある、創意工夫、アイデア等を生かして取り組んでいる自治体では、本当にもう木村議員の質問に答弁されておりましたけれども、10億円以上も納税があると。そういう自治体を見ますと、やはり本当に工夫、ただ特産品だけのお礼ではなくプラスアルファ、例えば宿泊券等をその中に入れてその町に来ていただくとか、そういう取り組みをしているところもあるのです。また、納税された方のコメントとかもよくホームページ開けば出てくるのですけれども、納税してお中元が各地から届くような楽しみとして納税しているという方もいらっしゃいますし、また宿泊券をいただいた方では将来は永住することが夢ですという方もいらっしゃいますし、また一度特産品をいただいてとても気に入って、再度そこに注文をして買ってくださいっている、そういう方もいらっしゃいます。こういうことをトータルしますと、特産品を、森町にはカボチャやらホタテやらたくさんありますけれども、ただそれをのっけるだけでいいのかといたら、そうではなく、プラスアルファの工夫が必要だということです。女性の視点、あるいはまた主婦の視点、そういうアイデアも必要なのかなと私は考えております。来年春開通する新幹線も来ることから、グリーンピア大沼等を利用して森町のさらなるPR、そういう進め方も1つにはあるのではないかと考えております。

そこで、まちおこしの活用として町長はこの制度を利用したいと今答弁いただきましたけれども、これからますます人口減として税収が減る中、さらには04年、三位一体改革から始まった国から地方への補助金の削減等によりまして、それから生まれたふるさと納税制度だと私は理解しておりますので、活用を最大限に生かして財源の確保としてまちづくりに生かすべきだと思っておりますので、本当に早急な対応が必要なのかなと思っております。

ます。さらに、「唯一のまちであなたをおもてなし」というキャッチフレーズもできたことですから、ぜひそういうことも活用して、定住にもつながっていくという取り組みに向けて再度早急な取り組みについて、ただ民間に任せるだけではなく、職員のアイデア、また町民のアイデア、そういうものトータルしながら進めていくべきと思いますが、その辺再度答弁お願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

まず、職員でこれに対して取り組むことができないかという質問でございます。まず、ふるさと納税に対するお礼の品と申しますか、そういうものを整理する、そういう段階で町内にはかなりの商品、特産品、それから鮮魚や野菜、山菜、もう膨大な数量がございますので、これについては当然皆さんにふるさと納税の返礼品として対応できるような、そういういろんなチャンスは広く与えなければいけないと、そういうふうに思っております。そしてまた、最終的に集配の関係を考えたときにそれぞれの場所から配送していただけるのが非常にありがたいことなのですけれども、一カ所に集めたりですとか、いろんな方法をまず考えなければならぬと、そのように思います。これについては、本当にこれからまだたくさんの懸案と申しますか、いろんなことを考えて、地元の特産品に漏れないような、そういうこと、それから金額に応じた主婦の方々が選んで楽しいというのかな、先ほど議員のご質問にもございましたけれども、楽しみながら納税をする、そういったことにも少しどんなアイデアが必要か。そのアイデアについては、いろんな方々の意見を聴取できると思います。基本的なものは、今役場のほうと中身でも考えながら、また民間で提供されているサービス、それから成功されているところの例、いろんなことを勘案しながら、これから取り進めていきたいと、そのように思います。もちろんそういった入り口から町のイメージアップにつながって、最終的に住んでみたい町というイメージを持たれたり、プラスになるイメージを持てるような、そういう取り組みも中身は重要だと、そのように思います。ただ、いろいろなたくさんの懸案事項があったり、今年度は合併10周年の取り組みですとか、多くのものがございますので、やはり早急にふるさと納税に対する取り組みを進めるのには市内の人間だけではちょっと手不足かなと。それから、いろんなノウハウもないところもございますので、そういったところを業者さん、民間の力をおかりしながら取り進めていくのが今のところ一番ベターなのかなと、そのように思っております。先ほど木村議員のご質問にもお答えいたしましたけれども、なるべく早く準備ができて、取り組みができるようにこれからも努力してまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○11番（小杉久美子君） ふるさと納税、本当に全国的にブームとなっております、1位は長崎県の平戸市というところで10億円を超えていると。また、初めて昨年北海道では上士幌町では全国3位という9億円を超す、町税収入の1.5倍にもなっていると。もちろん

町長も答弁の中にありましたけれども、その9億円が全て税収となるのかというと、上士幌町の場合14年度は約3億2,700万円の収入が見込まれて、この町では全て子育て支援に使っているという報告もされております。

1点だけ最後にお話伺いたいのは、民間の手をかりて、今年はいろんな事業等があり、大変だということで、早急にめどを立てたいとご答弁ありましたが、その早急のめどというのでしょうか、いつまでという、そういう期限というか、そういうのを示すべきかと思いますが、その辺よろしく願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 最後の3回目の再々質問でございますけれども、この取り組む期限、先ほど再質問の中で申し上げましたが、町内のあらゆる商品に対して、また皆さん方にも周知、それからそれだけではないたくさんの、先ほど申し上げておりました宿泊券についても当然これは多様になってまいりますし、いろんなものを考えますとなかなか日にちをいつまでというふうに期限をお示しするのはちょっと難しいのかなと、そのように思っております。ですが、先ほどと同じ答弁になりますけれども、まずなるべく早い時期、もう4月に入ったらすぐ担当課動かしします。もちろんそれ以前に準備をしても結構だと、そのように私は思っておりますので、なるべく早い時期に準備をして、そしてできた段階でまた皆様方にお示しできればなど、そのように思っております。とにかく懸命に努力しているところでございますが、ほかに負けないように何とか頑張りますので、皆さん方からも町内のそういう産業界、それからそういう特産品を用意している方々にぜひともお声をかけていただいて、協力的な状況を引き出していただければ大変ありがたいと思います。よろしく願いを申し上げながら答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） ふるさと納税の取り組みについてを終わります。

以上で11番、小杉久美子君の質問は終わりました。

次に、8、人口減少の歯どめ対策について、2番、山田誠君の質問を行います。

○2番（山田 誠君） それでは、通告に従いまして、人口減少の歯どめ対策ということで質問させていただきます。

現在全国的に少子化、人口減少、超高齢化が進み、各自治体はその対応に苦慮しております。森町は、平成17年4月に旧森町と旧砂原町が合併しまして10年を経過しようとしておりますが、合併後既に3,000人以上の人口が減少しております。早急に人口減少の歯どめに関する戦略を策定することが重要であろうと、そういうふうに思っております。

町長の執行方針の中で、次世代育成、子育て支援として森町子ども・子育て支援事業計画をもとに推進するとして、例としてことぶき出産奨励金事業、または学校給食費の一部軽減、月額1,000円の減を実施するとあります。個別具体的な政策も重要ではございますけれども、今後森町が目指す将来像及び総合的な方向性を示すことが必要であろうというふうに考えますが、町長の所見を伺います。よろしく願いします。

○町長（梶谷恵造君） 山田議員の質問にお答えします。

人口減少問題は、議員ご指摘のとおり全国の地方自治体が以前から課題として捉え、国に頼らず独自に取り組んでまいりました。それでも地方においては人口減少、超高齢化という危機的な状況にあり、森町におきましても決して例外ではありません。こうしたことから、新年度におきましてもこれまでの施策を引き続き継続するとともに、安心して産み育てることができるよう子育て支援策のさらなる充実などの取り組みにより、町民誰もが明るく安心して暮らせる森町の実現を目指して取り組んでまいりたいと執行方針で述べさせていただきます。

さて、議員ご提案の森町が目指す将来像や総合的な方向性ですが、今後まち・ひと・しごと創生の将来に向けた人口ビジョンや地方版総合戦略を策定を進める中で、お示しすることができると考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○2番（山田 誠君） 今町長が地方人口ビジョン、または地方版総合戦略、要するに地方創生戦略の中の文面だと思いますけれども、私が話ししているのは、その前にやはり独自の計画、構想を持つべきだと、私はそう思っているのです。人口減少に対する取り組みでは、人口の規模を維持するためには合計特殊出生率というのがあるので、これが2.07から2.08%が必要であると言われている。これから下がると人口が減っていくというようなことを言われておりまして、要するに高齢者の絶対数が増加して、その方々が死亡することによって人口の減少をもたらす自然要因となっているのだと、これはもう町長もご存じのことだと思います。道内でも出生率の高い町があるのです。えりも、別海町、なぜ出生率が高いか。安定した職についている人が多いと。または、雇用の場や所得水準がある程度確保されているから高いのだと、こういうことです。それから、例えば共和町あたりは親類が近所におりまして子育てがしやすい環境が整っているというようなことを言われているのです。総合しますと、やはり雇用と育児と環境が一番重要であると。これは、道のほうでも分析した結果が出ております。

それで、地域の産業経済基盤の確立と移住奨励金、町長がさっき言うておりました、執行方針でも言うておりましたけれども、出産の祝金、または結婚の祝金とか入学の祝金とか、それから移住奨励金とか、住宅支援策、住宅の建設の補助、そういうものを大いに取り入れて、住宅所有と安定性のある、安住性が強い関係があると。これは、もう専門家ははっきり言っているわけなのです。それで、ちなみに森町の23年から26年の出生率と死亡率を見ますと、23年が出生数が117人、24年が101人、25年が119人、26年が86人、もう100台切っているのです。逆に死亡する方がもう相当数増えてきている。23年が252人、26年が277人になっている。もう220%死、出生と死亡の差が出てきていると。これでは、歯どめは相当かかりづらいということがもう言われているわけでございますので、町長、1つ積極的な定住人口対策をやっぱり考えるべきだろうと。でないと歯どめがかかっていかないと。幸いに函館を中心とした定住自立圏もできましたし、それに対する交付税も1,500万ぐ

らい来るということもありますので、ふるさと定住促進事業的なものも実施すべきではないかなと、私はそう思っているのです。それで、早目に手を打たないと、さっきも町長1回目の答弁で言っていましたけれども、各自治体が苦慮しているということは、それはそうですねけれども、小規模部落等々あるわけです、森町にも。もうそれは限界集落でなくなる可能性が高い。もう既にじいさん、ばあさんしかいないところもあるわけです。やっぱりそういう構想と計画、各課個々のにつくっているようですねけれども、そうでなくて総合調整をこれは企画振興課でやらせるべきだと私は思っているのです。各課に連携を持たせて、そして森町の職員が一丸となった方向づけをすべきだと。これ町長が命令かければできます、町長。そうすると、必ずや良い結果が出るのです。みんな頭のいい方ばかりですから、森町の職員は。だから、町長、もうそろそろ私いつも言いますけれども、梶谷カラーを最大限に出して、目に見える人口減の歯どめ対策をやってください。できましたら、私応援します。町長、もう一回再度答弁お願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えします。

非常に力強い激励を含めた質問でございますけれども、いろいろと山田議員勉強されて、いろんな方向性を考えてご質問されているようでございます。確かにここ数年出生率がだんだん少なくなってきた、死亡される方が多くなっていくと。これは、我が町だけではなく、全体的に言える地方自治体の姿かなと、そのように思っております。議員のご質問にもありましたように、そういう中でも人口の減少率がとどまっている、減らないでいるところがある。なぜか。やはり雇用です。働く場所が地元にある。もしくは隣町にある。そういう環境がまず第一。まず、雇用の場所がない。働く場所がなければそこで生活できるというのはなかなか難しいのかなと、そのように思います。まず、そういった点では、先ほどの同僚議員のお話にもありましたように、赤井川地域に来られるそういう大きな企業ですとか、そういう就業場所の確保には私もどんどんいろいろな支援をして、ぜひ来ていただくように取り組んでいきたいなと。まず、それが第一かなと、そのように思っております。

それと、合併してから子育て支援、それから子供が生まれたときのお祝金、いろいろと皆さん努力されてここまでやってまいりました。漁業者の中には、結構後継者が残っております。農業者は、これから後継が少し足りないかなと、そのように思っております。もちろん商工業者についても後継者がいるところもあれば、後継者不足で商店会にも後継者がいないで店が閉まっている、そういったところもありますので、これから一番得策としてはやっぱり観光かなと、そのように思っております。観光を軸にたくさんの方々に森町を訪れていただいて、関連する職や、そういう飲食サービス、プラスアルファのものがどんどん動いていただくと、そういったところもよりいいのかなと、そのように思いますし、我が町にはまだマッチングが悪いところがあります。募集をしているのだけれども、働く場所はあるのだけれども、若い方がそこに目が向かない。これは、やっぱり体験が必要なかなとも思っております。そういったところで募集しても、もう例を挙げ

るとニチレイさんなんかもそうですし、町内の水産関係も非常に人手不足、人が欲しくて募集をかけているにもかかわらず、地元の方々がそこに応じない。これは、やっぱり何か解決策を考えていかなければならないなど、そのように思っているところでございます。あらゆるいろんな方策を考えながら、徐々に色は変わってきていると思うのです。年いくとだんだん目も悪くなってまいりますので、私もどんどん色を濃くしていくように頑張りますから、どうぞご支援をお願いしたいと、そのように思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○2番（山田 誠君） 前向きな発言というか、答弁というか、いただきました。今再質問の中で答えた部分、町長十分認識して、先ほど言ったように梶谷カラーを思う存分出した人口歯どめ対策をつくっていただきたい。早目にこれつくったほうがいいです。これやっぱりみんな森町の町民は期待していますので、これぞ我が森町だということを何回もしつこいようですけれども、出して、少しでも人口の減を食い止めていただきたいと。最後にもう一回力強い言葉をお願いしたいなど。

○町長（梶谷恵造君） ありがとうございます。再々質問ですけれども、本当に今来年3月に新幹線の開業を迎える、そこまでまいりました。南北海道、この地域は優良な、それからそういう点では非常に優位な場所になっております。チャンスを逃さないように一生懸命頑張っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

以上です。

○議長（野村 洋君） 人口減少の歯どめ対策についてを終わります。

以上で2番、山田誠君の質問は終わりました。

午後2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時04分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、9、①、森川公園内トイレの改修について、②、人口問題対策のための部署（課）の設置を、③、森町鳥獣被害対策実施隊について、3番、宮本秀逸君の質問を行います。

○3番（宮本秀逸君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

森川公園内トイレの改修について。森川公園内にあるトイレは、老朽化による傷みが激しい状況にあります。位置的にもより使い勝手の良い場所への建てかえがこの公園を利用する周辺地域の方々から望まれています。改修計画について伺います。

○町長（梶谷恵造君） 宮本議員のご質問にお答えさせていただきます。

森川公園内トイレの改修についてですが、森川公園は昭和38年の開園以来50年以上が経過しており、議員ご指摘のとおり老朽化が進んでいる施設でございます。平成24年度に策

定いたしました森町公園施設長寿命化計画に基づき、平成25年、26年度において御幸公園の改修を実施したところでございます。森川公園につきましてもこの計画にのっとり、トイレを含めた施設全体の改修について今後取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○3番（宮本秀逸君） 予算書にも森川公園は今後改修したいという意味合いで森川公園の名前が出ておりますけれども、トイレが非常に激しい傷みがある状況なのです。最近町長、このトイレごらんになったことがありますか。恐らくこの質問を出してから、担当の方は見に行っただと思うのですけれども、担当の方からどういうふうにお話を聞かれたか、それを伺いたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

トイレについて、大変申しわけございません。私森川公園の前は通ったりするのですが、トイレについては現在確認させていただいたことがございません。担当者からも報告は聞いていないのですけれども、御幸公園改修に至った経緯や御幸公園については私もすぐ近くまで行ったり、ちょっと中も見させていただいた経緯もございました。非常に古く、なかなか今の時代には合わない形なのかなと、そのように想像いたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○3番（宮本秀逸君） 問題の根っこは、私は各課にまたがっていくと思うのはそこなのです。先ほども同僚議員が職員の方はどうかみたいな話をされましたし、先ほど山田議員も総合的な戦略が必要だみたいなことで、その可能性を訴えてもおられましたけれども、商工でおもてなしというあれつくってやるのは結構なのですが、このトイレ行ったとき、誰かがあそこ、よそから来た人がそこに行って、そのトイレに入ったとして、行ったとして、これが森町のおもてなしかということにつながっていくと思うのです。私が言うのが大げさなのかどうかは、ぜひ今日これ終わったら見に行っていたきたいと思うのですけれども、そういう本気度がないことというのはだめだと私思っているのです。それはわかっています、25年、26年御幸公園やって、今度森川公園やるというのは。わかっているからそれでいいという話には絶対なっていないと思うのです。だから、これ先ほど課長さんという話、同僚議員ありましたけれども、見に行っただ方の意見を聞きたいと思いますし、私はあしたにでも改修すべきだというふうに見てきたからこれを申し上げているのです。私行ったときは、戸が壊れていました。中の便器も壊れていました。便器の周りふんついていました。それでも27年、28年に予定に入っていますから、それで改修しますという話で片づけられるのか、あるいは応急的にでも今改修すべきは改修すべきだという考えになれるか、そういったその時々に出された質問、要望に対しての決意そのものが町政にあらわれてくると、私はこんなふうに思っている。それが町の姿そのままになってくると思うのです。やらないと言われれば、町長の考えというか、それだけですけれども、ぜ

ひ今日じゅうにそこをごらんになっていただきたい、こんなふうに思いますから、それだけ約束してください。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

後ほど私も自分の目でちょっと確認はさせていただきたいと思います。ただ、やはりやる気がないとか、思いがないとか、そういうことではございません。やはり町として全体的な予算組みながら、当然取り組んでいかなければならないことがたくさんございます。そういった観点から、今年度は御幸公園を整備させていただきましたけれども、やっぱり計画性を持ってそれには取り組んでいかなければならないと、そのように思います。また、仮に一時的にその場所だけをちょっと小手先で直す、そういったことも必要な場合もあるかと思いますが、やはり全体を整備して、そして気持ちよく使っていただくのが最良の方法かなと、そのように思います。ただ、今日確認しに行って、そのときにもう一度判断させていただきたいと、そのように思いますが、宮本議員からのお話を伺っていると、現在そこ使われているのかなと、そのような気もいたします。ひょっとしたら全然使われていないで、たまたまそういうふうきれいに使われない方が使用したまま乱雑になっていると。ただ、汚れたままにしておくというのは非常に環境上よくないと、そのように思っておりますので、その点は私も確認して対応したいと、そのように思っております。もちろん町に訪れるたくさんの方々がおりますから、そういった方々が汚れた場所に行くかどうか、私は大体道の駅ですとか、きれいな場所のほうに行くのかなと、そのように思いますけれども、だからやらなくてもいいということではなく、あそこにはやっぱり子供さんも遊んでいる方もいますし、それからそれを連れた親御さんも行く場合もございますので、その点全体を考えながら進めていきたいと、そのように思います。

以上でございます。

（「もう一回」の声あり）

○議長（野村 洋君） この件ですか。特別許可します。

○3番（宮本秀逸君） 私これまたま見に行って考えついてやったということではなくて、はっきり申し上げておきますけれども、利用されている方からお聞きしての話です。子供さんも暗くて汚くておっかないから行けないという話をされているのだそうです。今トイレは、一番大事な人を呼ぶための、あるいは安心するための場所だと思うのです。観光地でもそうだと思うのです。きれいにしています、これ。この間、余計な話ですけども、テレビの「プロフェッショナル」で羽田空港のトイレの掃除やっていましたけれども、あそこまでいかにしても、これやっぱりやるべきだと私は思っているのです。そして、暗いトイレ、汚いトイレというのは必ずや犯罪の温床になったり、事件に巻き込まれたりというのがつい何日か前にもありました。結果的に殺人まで発展した事件がありましたけれども、あれもやはりトイレで物を燃やしたとか、そんなふうになっていくのです。だからこそ、やはりきれいにもしていかなければならぬし、明るくもしなければならぬというふうに思うのです。町長のおっしゃるのもよくわかります。決して町長が何もやる気がな

いというふうに、私はそう責めたのでもございません。町長というお立場だから、かなり広範になりますから、目の届かないところも当然あるでしょう。そこは当然部下に対して調べるように、調査するように言うのが当たり前でしょうし、そこら辺を決してそういった意味で町長を非難したりとか、そんなことでは全くございませんけれども、どうしても商工では例えばおもてなしをしますよみたいなことでやられる。あるいは、どこかの課でもまた別なことを言われてやろうとされる。だけれども、それがここのこのこういう場面に絶対に生きてこない、なかなか。その問題点をぜひ理解していただきたい、こんなふうに思っています。よろしくお願いします。

続けて……

○議長（野村 洋君） ちょっと待ってください。今の答弁はいいのですか。一応話ししておけばいいですか。

○町長（梶谷恵造君） 再度ご質問いただきました。宮本議員おっしゃることは非常によくわかります。トイレのみならず、先ほども申し上げましたけれども、やっぱり環境で人目につかないような、それから汚れた場所というのは非常に犯罪の可能性も高くなります。そういった点では、非常に手入れについても当然我々役場側、それから管理する側でいろいろと気をつけていかなければならないものだ、そのように思います。そういった点では、非常に手入れがはるかずっとおこなっていると、そういった部分がありますけれども、いろいろな財源の手だて、それから全体としての予算が幾らかかるのか、そういったものも含めて今まで手つかずできたのかと、そのように思っております。これからは社会資本整備総合交付金やいろんな有利な財源獲得しながら取り組んでいきたいと思っております。ただ、先ほども申し上げましたけれども、トイレに関して早急にちょっと確認だけはさせていただきたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） ①、森川公園内トイレの改修についてを終わります。

次に、②、人口問題対策のための部署（課）の設置を行います。

○3番（宮本秀逸君） それでは、2番目に入ります。

人口問題対策のための部署（課）の設置を。少子化及び人口減少、高齢化社会に入った今日にあっては、町の政策の多くがこれらの課題に関連しております。これからは、ますますその比重が増してくることが予想されます。役場内にあっては、これらの諸課題に特化して取り組む部署（課）が必要と考えますが、町長の見解を伺います。

○町長（梶谷恵造君） 宮本議員のご質問にお答えします。

昨年の6月会議の一般質問で宮本議員から自治体の人口減少についての項目中、専門的な部署、係の設置や人材の確保についてご質問をいただきました。その段階では、少子化対策の具体的な方向性が決まった段階で、必要も含めて考えてまいりたいと答えさせていただきました。昨年国は、11月にまち・ひと・しごと創生法を定め、12月には長期ビジョン、総合戦略が示されました。今後地方公共団体は国が取りまとめた長期ビジョン、総合

戦略を勘案し、地方人口ビジョンと地方版総合戦略を策定していくことが求められています。戦略策定のため、各課から各施策の取りまとめなどの具体的な作業が今後考えられます。このような大きな事業を進めるに当たって、議員ご提案のように専門部署を設け業務をしていくことも一つの方法と思いますが、第1次森町総合開発振興計画が平成29年で10年を迎え、新計画の策定期限を迎える時期でございます。向こう10年間の森町の将来像と重複するところもありますので、現行の課の体制で各関係課との連携を深め、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○3番（宮本秀逸君） もちろん何か問題があったからいきなり何々課をつくれるというものだとも全く思っておりませんが、今回の町長の執行方針の中に人口減少問題に対して今地方においては人口減少、超高齢化という危機的な状況にありますというふうに町長も述べられております。危機的な状況、これ去年の日本創成会議の話のころから出てきた言葉なのだと思うのですけれども、本当に危機的な状況と捉えるかどうかという一つの問題があるかと思うのです。恐らく我々が生きている私の人生の中では、今ほど大きく世の中が変わろうとしているときというのはなかろう思うのです。今まで誰も経験したことのない、先ほどもいろんな話を同僚議員がされましたけれども、そういった時代にあったときに、確かに現在ある課で、部署で対応していくというのもこれは別に悪いことでも何でもないと思いますが、本当に危機的と捉えるのであれば、課が横断して物事を考えるような課の設置が必要だというふうに私はやっぱり考えるのです。何回も同じ話をして申しわけないのですけれども、商工なら商工だけやればいい、建設なら建設だけやればいい、住民課は住民課だけやればいいというようなことでなくて、あらゆる課で抱えるのは人口動態を基本にした政策だと思うのです。そういった意味で、いわば森町の今の課題は何か、今の問題点は何かということを掘り出してくるような、探し出してくるような課、部署、係、そんな人が必要だと思うのです。与えられたことをやればいいというようなことではないと思うのです。確かに国も今泡食って人口減対策と称してまち・ひと・しごと創生法ですか、そんなことをやろうとしているわけですが、それはそれとしまして、うちの町は、私はどうできるのだと、何をやりたいのだということを強く、先ほど梶谷カラーと話がありましたけれども、そういったことを町長に打ち出していきたい、取り組んでいきたいと、そういう気持ちはやっぱりあるのです。国を当てにしない。もちろん地方交付税を当てにするという意味ではなくて、打ち出してくるものを当てにしないで、我が町なら何ができるのだと。どういうことならやطيعけるのだということを本気であらゆる部署と協議しながら取り組んでいけるような、庁内を横断するような考えの課が必要ではなかろうかと、こんなふうに思うのです。いいことは別に持ってもなくてもいいわけですから、この町に何が問題なのだと、どういう問題点があるのだということを探し出してくる。探すような人がやっぱり必要だと思うのです。

あら探し隊です。そういう人がいて初めて将来的にあいつの言うことは本当だったなというようなことになってくると思うのです。

そういった意味で申し上げるのですけれども、余計な話かもしれませんが、例えばテレビで地元ラブという言葉使います。地元ラブなんてなかなかハイカラな名前だなと私は思うのですが、例えば地元ラブ課とか、一つの考えですよ。地元ラブ課、要するに地元にラブするために何が必要なのだ、何が欠けているのだという視点だと私は思います。これは、やっぱり企画課にも話ししなければだめでしょうし、商工にも建設にもみんなあらゆるところに話をかけなければだめでしょうし、それを専門的な人も必要だと思うのです。それがあって、例えばの話ですよ、それは。何課が、名前、ネーミングは何がいいかというのはわかりませんが、例えば食KINGでもそうだと思うのです。よくこういういい名前誰か考えたなと思うくらいなのですけれども、ネーミングでかなり変わってきますので、人口減何々対策本部とかと難しい話ではなくて、やっぱりそういうピンチはチャンスといいますから、本当にそういうふうに捉えていただければなど、こんなふうに私は思うのですけれども、どうでしょうか。

○町長（梶谷恵造君） 非常に大変深くご配慮いただいた、考えながらのご質問だと、そのように受けとめております。本当に人口減少問題、それから地方創生につきましては、あらゆる課のそういう懸案事項を総まとめにして、そして森町として何ができるか、どういうふうに取り組んでいくか、そういった答えを出していかなければならないと、そういうふうに思います。そういったことを考えますと、非常に能力の高い、そういった人も必要でございますし、一人でやるとすればいろいろとまだまだ一人の力というのはなかなか大変なもので、新しく課をつくるのではなく、やっぱり今現行の課をフル稼働して、そして取り組んでいく、そういったことが一番大事なのかなと、そのように思います。専門部署につきましては、まとめ役として将来的に必要なになってくるかもしれません。ですが、関連する各課、いろんな課がそれぞれ協議する中で、またいいアイデアも浮かんでくる場合もございますし、もちろん個々それぞれが仕事に来るのを待っているのではなく、宮本議員おっしゃるように自分として森町の町民に対してどれだけのサービスが必要なのか、何に取り組んでいかなければならないのか、これは改めて考えて取り組んで、いろいろな考えを出していただきたいなど、そのように思っております。いろんな点で課題はたくさんございますけれども、地方創生に対する人材支援制度も中にはございますので、そういった外部からの応援をいただきながら、刺激もいただきながら今の担当部署、それから係、そういう職員の資質のアップも考えながら進めていきたいと、そのように思っております。今後まだまだ不足する部分が出てこようかと思っておりますけれども、そういった部分では役場だけでこれに取り組むということにはなっておりませんので、オール森町として取り組むべきことだと思いますので、今後しっかりとこれに対して取り組んでいきたいと、そのように思います。専門部署に対しましては、再三でございますけれども、今のところは設置せずに現行で対応していきたいと、そのように思いますことをお答えさせていただきなが

ら答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○3番（宮本秀逸君） ありません。

○議長（野村 洋君） ②、人口問題対策のための部署（課）の設置を終わります。

次に、3、森町鳥獣被害対策実施隊についてを行います。

○3番（宮本秀逸君） それでは、3本目に入ります。

森町鳥獣被害対策実施隊について。森町鳥獣被害対策実施隊が昨年より発足いたしましたが、ハンター不足は全く解決されておりません。熊駆除に出られるハンターは、ほとんど高齢者です。この実施隊には、身分を保障された専門職を置くことが必要と考えます。ハンター数の今後の見通しとあわせて町長の見解を伺います。

○町長（梶谷恵造君） 宮本議員のご質問にお答えします。

森町鳥獣被害対策実施隊につきましては、執行方針にも記載いたしましたが、私も従事者であるハンターの高齢化については危惧しております。特に熊の捕獲ではライフル銃の使用が一般的であり、経験年数の実績も必要とされ、危険も伴います。また、銃の所持、保管についても許可が必要になっていることから、ハンター数は減少し、確保が難しい状況となっています。議員ご提案の専門職を置く必要性については、従事者の募集や身分保障なども考えていかなければならないことから、慎重にならざるを得ません。今後も森町鳥獣対策協議会や猟友会と連携しながら、銃所持に係る助成、従事者の育成や被害防止対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○3番（宮本秀逸君） この問題につきましても過去に何回か同様の質問をした経緯が実はございます。今いただいたような答弁内容と案外似たような内容だったと思いますけれども、そうやって取り組んでこられた結果が今日現在として実は確保ができないという結果なのです。熊の冬場に出て危険だという話はニュースでも何回も取り上げられておりましたし、一昨日も函館にも既に熊が出たという報道もなされておりました。これ気候、環境が変わって、今年は特に雪も少ないというようなこともあったのでしょうし、今までにない変わり方をしていっている時代だなというようなことを痛感しているわけなのです。そして、確かに専門職を置くとなりますと今町長おっしゃったようないろんな問題も出てこようかと思いますが、あえてつくって見本を見せていくというぐらいの決意がないと、私は絶対にできないと思うのです。本当にここ二、三年で熊撃ちの人はもう行けなくなるという状況になると思うのです。まして熊駆除なんかのハンターを養成するというのは、恐らく2年や3年でできないことであろうし、一番ネックになっているのが今さら申し上げるまでもないと思いますが、農家と兼業でやっていらっしゃるという人たちが大半いらっしゃると思うのです。そうすると、もちろんほかの仕事をやっていらっしゃる人もいら

っしやる。そうしたら、兼職ですと本気度がやっぱりなかなか。時間的な制約が出てきますから、難しいというような場面が必ず出てくると思うのです。専門職を置くというのはそこだと思うのです。実際に道内の自治体でもこれ専門職を置いているところがあるみたいなんです。そして、周りに対してもいい影響を与えているみたいなのです。それは、駆除数とか、そういうような問題ではなくて、被害防止に対するいろんな講習やら説明やら協力やら、そんなこともひっくるめて非常にいい成果を出しているという話も伺いました。そして、さらに言えるのは、やっぱりハンターは命がけの商売だというようなことをどなたもおっしゃられます。そのときにやはり身分を保障してやる、安全をどれだけ確保できるかということに重点を置いたやり方でないと、なかなか人も増えていかないのかと、こんなふうに思います。既に大手の企業では、そういった場面に乗り出していこうとする動きもあるみたいなんです。そして、各農家と専門的に契約を結んで駆除をやるという組織すら出てきているみたいですので、これはぜひ取り組んでいただきたいと思います。

前にも申し上げましたけれども、イノシシの多いところには町にイノシシ課という課があります。シカ・イノシシ課。イノシシ課ですよ。変な課かもしれませんが、やっぱりそれぐらいその地域の人にとっては真剣な取り組みだと思うのです。そして、森町も人ごとではないと思います。だから、専門職というのはぜひつくっていただきたいと、こんなふうに思うのです。そして、一年中もちろん仕事があるわけではないかもしれませんが、仕事というのは幾らでも出てくるわけですから、もう一度ちょっと考えていただけませんか。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

今現在最近になっていろいろなところで冬熊による事故が非常に多くニュースでも報道されておりました。当然道などでは、増えすぎた鹿に対する対策もこのところ取り組まれているようでございます。我が森町においても熊の捕獲について電気牧柵で何とか防御する、予防するとか、また箱わなで駆除するですとか、いろんなことを取り組んでおりますけれども、やっぱりその中で一番問題になるのがハンター、銃で駆除する場合のハンターの確保でございます。これについては、ライフル銃の自己保管というのが散弾銃取得後の10年以上の所持の実績が必要だとか、何かいろいろな条件厳しいものがございまして、簡単に専門職というのが確保できない。どうしても農家の方々が今も兼業で猟友会としてこれの対処に当たってくださっているわけですが、この育成に関しましてはやはり町としても何とかこの育成に寄与するように努力するべく、鳥獣被害対策実施隊を組ませていただいたり、いろんな点で取り組んでまいるところでございます。専門職については、もう少し考えるところが必要かなと、そのように思っておりますので、そういったものもご理解いただきながら取り組んでいきたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○3番（宮本秀逸君） 町長の決意もかたいみたいですから、なかなかそこら辺崩せない

のかなと思いますが、私1つ森町である意味いい刺激になるなと思うのが屠畜場が1つございます。これ家畜でないと今屠殺できませんけれども、屠畜場があります。そして、道南化成でやっている最終処分場もあります。この熊の出没の場合で一番今心配されているのが鹿を撃ったときの、あるいは熊を撃ったときの現場に野ざらしにしまうと。肉だけとってあとは野ざらしにしまうということがあって、先般の道東での事故のときは冬に熊が鹿肉を食べれるから冬眠しなくてもいいのだという状況が今生まれてきているのではないかという話をされておったのです。ところが、ここの場合ですと、今申し上げましたように最終処分場等もありますので、そこは今決まり、法律での制約がまだあるみたいですが、そこら辺何とかこれから改定に向けて動けばいいことだとも思いますし、いろんなものを総動員しますといい方向に行けるのではないかと考えているのです。よく最近ジビエとかいう名前でこういった野生の肉を食べさせたいみたいなことがあちこちでやっているみたいですが、そんなこととあわせて、いわゆる負の部分プラスの部分に発想を転換するような考え方でいくと、私は決して負担にだけなる制度ではないと思っています。いい方向に行くのではないかという、そういった期待も持っているのです。現に町内の方で鹿肉を販売していらっしゃる方もいらっしゃるわけですから、いろんな話を総合しましてぜひこれは前向きに取り組んでいただきたい。そうでないと、何回も申し上げますが、ハンターいなくなってしまうかもしれない。自衛隊に頼まなければならぬというようなことが出てきかねないと思います。最後に一言お願いします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時43分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） お答えいたします。

ハンターの専門職については、先ほどと同様の考えになるわけですが、ごさいますが、化成の残渣処理について、それは私のほうから即答できかねる、確認しなければこれちょっとお話しできない部分もあるのかなと、そのように思います。処理をする場合、熊をとった場合の内臓の処理だとか、その点も恐らく届け出ですとか、許可だとか、そういったものが内々に必要になってくるのかなと、そのように思います。また、そういったことができるからここで熊も例えば駆除が自由にできるとか、そういった部分にはつながってくる場合もございますので、これについてはちょっと確認をさせていただきながら、最終的なハンターの確保に向けたまた違った意味での取り組みになるのかなと、そのように思いますが、今後もハンターの育成ですとか、そういった農業者の被害防止、それから当然山に入る方々の被害の未然防止にもなるかなと、そのように思いますけれども、取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ③、森町鳥獣被害対策実施隊についてを終わります。

以上で3番、宮本秀逸君の質問は終わりました。

次に、10、①、グリーンピア大沼について、②、森町マイクロ水力発電実証事業について、4番、松田兼宗君の質問を行います。

まず初めに、①、グリーンピア大沼についてを行います。

○4番（松田兼宗君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

まず最初に、グリーンピア大沼についてということで質問いたします。端的にグリーンピア大沼に関しては、いろいろご存じのことと思いますので、詳しいことは言いません。ただ、7項目について質問したいと思います。

まず1つ目に、グリーンピア大沼設置条例なるものが存在しないようなのですが、設置目的など管理運営する上で必要だと考えるが、いかがでしょうか。

それと2つ目に、グリーンピア大沼の資産価値あるいは評価額は幾らか。

3つ目に、10年前目の施設運営事業に関する協定書、それと施設利用計画の改定を考えているのか。

それと4つ目に、グリーンピア大沼株式会社の過去10年間の町民限定還元サービスの町民利用の実態と還元金額を把握されているのかどうか。

5つ目に、グリーンピア大沼株式会社の森町への経済効果あるいは評価はどうしているのか。

それと6つ目に、民間へ施設を売却すべきという意見がありますが、予想される売却金額と固定資産税を把握しているのかどうか。

7つ目に、町政執行方針の中で1年後の新幹線開業に合わせ、森町の観光拠点としてより一層期待すると、グリーンピア大沼株式会社に対して期待していますけれども、その部分に対して町として何らかの具体的な要望なりをしているのかどうかをお聞きます。

○町長（梶谷恵造君） 松田議員からグリーンピア大沼についてご質問をいただきました。お答えします。

1点目ですが、行政財産においては地方自治法によって条例の設定が定められておりますが、それ以外の普通財産などにおいては規定がありません。グリーンピア大沼に関しては、普通財産であり、協定書や契約書、管理計画によって取り扱いが細かく決められております。これが条例にかわるものと捉えておりますので、条例設定は考えておりません。

2点目ですが、資産価値については把握をしておりません。また、グリーンピア大沼は森町の施設となっており、課税の対象となっていないので、評価額は把握をしていない状態でございます。

3点目ですが、この協定書の目的が大規模年金保養基地グリーンピア大沼施設において展開する事業及び施設の管理などの事項を定めたものであり、具体的には管理運営する事業者や契約物件、契約期間、賃料などが盛り込まれております。この協定書に沿ってこれ

まで10年間双方合意のもとで運営されてまいりました。今後もこの協定書に基づきながら進めてまいりますので、改定については考えておりません。

また、平成16年3月に計画が示されました施設利用計画につきましても同様でありますので、改定については考えておりません。

4点目ですが、グリーンピア大沼株式会社の過去10年間の還元サービスは利用券で平均約36%の方が利用されており、この3年間では平均で約45%となっております。10年間の還元金額は、約5,600万円となっております。

5点目については、先ほど申し上げました町民への還元サービスを初め、町内から調達している食材などや43名の社員の雇用などを考えますと、非常に大きな経済効果があると評価しております。

6点目ですが、売却の方向性がないので、正確な金額は現在のところ把握しておりません。また、グリーンピア大沼は森町の施設であり、課税の対象となっていないので、固定資産税についても把握はしていない状態でございます。

7点目ですが、町としては新幹線に関連する具体的な要望はしておりません。新幹線が新函館北斗駅に乗り入れた場合、東北圏、関東圏が身近になります。さらにさまざまな観光振興によって北海道を訪れる観光客がここ数年増えております。森町の集客を高めるかなめの施設として、グリーンピア大沼を利用あるいはイメージして森町を訪れる観光客が増えることを期待しての表現でございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○4番（松田兼宗君） まず、1つ目の設置目的、条例の問題なのですが、普通財産であるという認識は、そうなったからないのだろうなと思って、基金条例しかないわけです。とすれば、町有財産に関しては当然ある規定に基づいて管理するわけです。それは何かというと、森町財産規則で管理しているのだというふうな認識でよろしいですね。とすれば、この中に詳しくいろんなことが書いているわけですが、ではこのとおり実際やられているのか。今管理は企画振興課でやっています。企画振興課、この条例、規則からするとどこがやっているかという契約管理課、町が行うというふうに書いているわけです。さらに、いろんなことが書いているわけですが、その辺の問題がどうなのかということが出てくるのかなと思っています。

さらに、グリーンピア大沼に関しては一般の財産とちょっと違うのかなと思っている部分がありまして、普通財産という捉え方をしているというふうな話なのですが、目的自体が町民の憩いの場というか、福祉目的の部分がかなりあると思っています。その中で売却する予定はないという話を言っていますけれども、その話はよく出てくるわけです、町民の間から。さらに、売ってしまっただけで固定資産税を取ったほうがいいのではないのかというのがよく出てきます。私の考えとしては、それは今取得しているのが2億円で取得しているわけですが、大きな森の町民の財産であるのだというふうに考えています。

とすれば、このグリーンピアを切り売りするということは、例えばオニウシ公園とか青葉ヶ丘公園とか、森の文化財とか含めているんな公園とかあります。それを売ることと同じだと私は考えるわけです。それは普通財産ではありませんから、当然その管理規定とかそれぞれ持って、条例というのを持って、それで管理運営されているわけですが、そういうことからすれば普通財産として扱っていないながらかなり特殊な部分を持っていると私は思うわけです。とすれば、きちっとその辺を森のグリーンピア大沼という場所をどうするのかということは10年前に検討しています。先ほど言ったように、だからもう10年経過する中で変わってきているのかなと思っていまして、その辺を含めて今後きちっと押さえ直す必要があると思うわけです。だから、当然一般の人たちも、当時のかかわっていた議員の人たちでもう半分はいません。だから、実際に契約書がどうなっていると、グリーンピアの大沼が今10年目を迎えて更新の時期に来ているのはわかるのです。だけれども、では実際どうするのかという話が議会のほうにも一言もない中で進められていて、では実際に施政方針の中で5年、要望がありましたから貸しますよという話もするのだけれども、それというのは一般の我々自身も思っていて、何人も過去にわたって議員の一般質問もグリーンピアについては出ています。だから、それというのはそれをわからない中での話をしているわけです。だから、きちっとしたグリーンピア大沼に対する考え方と町の考え方をまとめ直す時期に来ているのだと。それでなくても合併前のことですよ、これは。合併して10年迎えるわけですから、改めてグリーンピア大沼をどうするのか、さらに先ほど町長の答弁の中で新幹線の効果、観光部分で期待するという、観光拠点であるという認識を持ちながら、単なるはっきりした要望とかと出しているわけでもないし、貸しているだけだからあとそっち任せというふうにもなるのだろうけれども、町自体が新幹線効果を狙った部分で町を、赤井川地区をどうやっていくということをビジョンを持たなければならないのではないですか。そこからすると、当然その部分に関して明確な部分でグリーンピア大沼株式会社に対して要望があってしかるべきだと。こうこうこういう方向でやってくれと。あっちは商売ですから、商売で客を、こんな機会ってないわけですから、当然考えているわけです。だけれども、町自体がほかの今日の質問にも神戸物産の話もありましたけれども、そういうことも含めてあの地区をどういう方向に持っていきながらということが一切ない。さらに、今回もグリーンピア大沼に何も具体的な要望もしていないというのはおかしいのではないかと私は思うわけです。そういうことも含めて、グリーンピア大沼、いい機会ですから、5年も貸すということにはもう決まったことなのでしょうけれども、これを機会に改めて議会もというよりも町民を含めて、特に地元である赤井川地区の人たちの話を聞きながら、どうするかを考える時期に来ているのではないかというふうに思います。

その辺をお伺いして、それと具体的な部分というのは、資産価値とか評価額って全く把握していないという状況ですよ、今。そういう町民の要望があるわけです、先ほど言いましたように。売ったほうがいいのではないかと。それに対して答えというのは全くわか

らない。先ほど聞きましたよね、グリーンピア大沼の還元サービス幾らぐらいあるのだという話。大体5,600万円ほどがあるのだと、経済効果が。さらには、43名の従業員もいるのだという効果があるわけですね。そういう効果があるのだということを数字の上でははっきり示して、あるいは評価額なり固定資産税が幾らになるとか、はっきりわかった上で議論しなければ、ただ単に今までの議論というのは何もわからないところでの議論なのです。ただ、感覚的な部分。それはもうやめたほうがいいのではないですか。それをきちっとした数字にのっかったものを考えるようにしないと、そして老朽化が10年、20年たっているから、その問題は当然出てきますし、そのときの判断材料としてはこれも知らない、あれもわからないのだという話ではないわけです。今後5年間の猶予あるわけですから、その辺を含めてグリーンピア大沼をどうするのかという問題を今考えなければならない時期なのだと私は思うわけです。その辺を含めて、ちょっと多岐にわたっている部分はあるかもしれないけれども、再質問としたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えします。

グリーンピア大沼につきましては、町で買い受けたのは合併前でございますので、やっぱり今現在私を初め当時のいきさつ、その他いろんな面についてはまだ十分理解していない部分もあろうかなと、そのように思います。ただ、そのときの契約内容には、やっぱりグリーンピア大沼株式会社が借りる、継続する場合には優先的に継続できるということで、この10年間、5年ごとに2回契約更新がなされてまいりました。今月3月いっぱいでもた10年目が切れるわけですから、一昨年12月に先方から引き続きこの施設を借り受けたい、そういう申し入れがあった場合には、当然それが最優先事項になります。当然自動的に更新されて、この4月1日からまた運営を引き受けていただく。当然今までもいろんな効果があった部分で、大変町民に対しては還元や宿泊に対するサービスや、いろんな面があったのかなと、そのように思っております。

さて、町民の中にはグリーンピア大沼を売却して、そして固定資産税をいただいたほうがいいのではないかなと、そういうお考えの方も中にはいらっしゃるでしょう。ただ、売るために今現在資産価値や評価額や、そういったものが町ではちゃんとわかっていないのかと、そういうご質問かと、そのように思いますけれども、今現在貸している、4月1日からまたグリーンピア大沼さんと契約を継続するわけでございますので、今すぐではなくこの5年間の中ではその先の5年間は今後どうするのかと。今までの10年間というのは、当初もともと年金保養基地としてあそこに設立した、その機能のある程度継続するということの縛りと申しますか、そういった約束事があったように伺ってございますので、それを継続した中では町としても売却はできる状態ではなかったはずで、今後次の5年間の契約が切れるときに、それからどうするのかという話はこの4月1日以降のどこかで次の契約が切れる前にいろいろと話し合いの場が持たれようかと、そのように思います。そういった中で例えば売却、買いたいですとか、それからそういった話ができた場合に改めて恐らく評価し直しが必要かなと、そのように思っております。あれだけの広大な敷地、多

くの施設ですから、その資産、評価するだけでも恐らく大きな金額が必要になってくると思いますし、そういった場合にその後どのような、いろんな内容についても当然地域の人たちはもちろん、議員の皆さん方、たくさんの方々に入っていて、今後の検討、もし売却するとすればの条件などが話し合われる場が持たれると、そのように思っております。まず、現状では松田議員のご質問には答えられない部分がたくさんありましたけれども、これについては今後取り進める中でいろいろと解決できる、それからわかってくる部分があるかなと思いますことをお話し申し上げながら答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○4番（松田兼宗君） 一番私が今回確認したいことは、検討、この5年間の間にグリーンピア大沼をどうするのかという話を煮詰めていくのかどうなのかなのです。その返事をもらいたいということと、それと普通財産であるというわけですから、森町財産規則にのっとってやっているということに理解していいはずなのですよ。それはそのとおりやっていないということなのです。それをどうするのですかということなのです。例えば第5条にこう書いている。町長は、公有財産につき、現況に関する記録を備え、常にその状況を明らかにしておかなければならないという、そういう状況ではないのではないですか、今。さらに、担当課の問題にしても契約管理課長が行うということが書いているわけです。では、実際は企画振興課でやっているわけですよ。その辺は、規則違反ということになるのではないですかということなのです。その辺も含めて、今後グリーンピア大沼をどうするかを含めて議論する場合に、その辺も整理しながらやっていかなければならないのではないですかということを知りたいのです。

以上です。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時05分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 私からグリーンピア大沼の売却の部分についてお答えします。

今後5年間の中で、グリーンピア大沼株式会社がどのような考え方を持っているのか、これは話し合わなければならないと思っています。その結果をもとにして先ほど申し上げたような状況が生まれてくると思いますので、いつかということはまだ申し上げる……先方との考えの調整もございますので、その点については後ほどわかり次第皆様方にご提案したいなと、そのように思っております。

また、管理の部分については総務課長のほうから答弁をさせます。

以上です。

○総務課長（木村浩二君） 普通財産のかかわりでございますけれども、確かにグリーンピア大沼は普通財産として貸し付けをしているということでございます。行政財産であれば貸し付けができないという規定がございますので、そこはクリアしているというふうに考えてございます。

管理のほうですが、森町財産規則の普通財産の貸し付けということで貸し付けをしているわけですが、その財産の管理については契約管理課が行っていると。財産としてはです。グリーンピア大沼の運営に関しては、企画振興課さんのほうで定期運営協議会なるものを持っていますので、そこで分担してやっていっているというふうにご理解いただければと思います。

○議長（野村 洋君） ①、グリーンピア大沼についてを終わります。

次に、②、森町マイクロ水力発電実証事業についてを行います。

○４番（松田兼宗君） それでは、続いて２問目に入ります。森町マイクロ水力発電実証事業についてということで質問させていただきます。

提出された資料の中で、中小水力発電については、森町にある河川全体ではまとまった水量があるものの、自然河川単体では落差や流量などの条件を満たす箇所が確認できませんでしたとされ、学校での環境教育への活用や地域住民への普及啓発を図るとして、今回合計1,050万円の予算計上しております。これの今読んだことというのは、森町新エネルギービジョンの中に書いていることからの引用です。

そこで、教育長にまずお伺いしますけれども、学校教育の中で環境教育がどういうふうに行われているのか、その実態について説明をお願いしたいと。具体的に言うと、各学年ごとの授業時間数なり施設見学の場所、時間数などです。それと、今回森町マイクロ水力発電実証事業計画後の実施、完成後の具体的な学校教育の中での組み入れていることはあるのかどうか。

それと２つ目に、同じく社会教育の分野で過去の環境教育に関連した事業があったのかどうか、また今後事業計画があるのかどうか。

３つ目に、この事業計画、ということはマイクロ水力発電実証事業という計画が環境教育に有効であると考えているのかどうかを３点お聞きします。

さらに、町長に対しては、先ほど説明しましたように、これは報告書に書いているわけですが、条件が悪いにもかかわらず事業化するのは一体なぜなのかということなのです。それを聞きたいということと近郊に北電の七飯発電所、水力発電ですが、これは。それと、濁川地熱発電があるのです。その活用を考えるべきだったのだと思うのだけれども、いかがでしょうか。

以上です。

○教育長（香田 隆君） それでは、松田議員さんのご質問にお答えをいたします。

まず、１点目のご質問でございますけれども、環境教育につきましては小学校では理科、社会科、家庭科、総合的学習などで４年生から６年生までの学年において実施されており

ます。授業時数につきましては、学年によって違いがありますが、6年生の理科では約二十数時間学習時間があるということでございます。施設見学では、太陽光発電所、地熱発電所、ダム、浄水場などの見学を年に1回程度しております。

次に、マイクロ水力発電実証事業実施後の具体的な計画でございますが、事業実施後は町内各学校へ施設内容などの周知を図りまして、理科授業などで発電の仕組み、それから電力の活用などについての学習に積極的に活用していけるものというふうには考えております。

それから、2点目のご質問でございますけれども、今まで行ってきた社会教育関係事業では、小学生を対象にふれあい体験教室などを開催し、自然と親しみながら環境を学ぶ事業を行ってまいりました。また、成人、それから高齢者を対象にしたオニウシ学園、それから女性学級、母親学級の中では、リサイクルプラザの見学、それから自然観賞会などの講座を実施してまいりました。今後の計画といたしましては、社会教育の事業や公民館の講座の中でさまざまな見学会を企画し、地域の身近な環境をテーマとしての町民の皆様への普及啓発を進めていきたいというふうに考えております。

3点目でございますけれども、小学校の6年生の理科の中で電気とわたしたちの暮らし、人と環境という学習内容がございます。その中に発電、電気の変換、エネルギー資源の有効活用、環境とのかかわりなどのテーマがあり、環境教育として有効に活用できるものというふうに考えております。

以上でございます。

○町長（梶谷恵造君） 松田議員の質問にお答えします。

4点目の質問ですが、今回の事業は子供たちや住民の方々に身近で見ることができる研修や見学会などさまざまな機会を通して自然エネルギーを使って発電する仕組みを学んでもらおうと実施するものです。

5点目ですが、七飯発電所や濁川地熱発電所とは違った形で初めての方にも理解しやすく、いつでも基本的な構造が見える普及啓発事業でございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○4番（松田兼宗君） 当然といえば当然なのでしょうが、私が質問していることというのはこの実証実験に反対だから質問しているわけです。まず、第一1,000万かける価値があるのかということなのです。まず、先ほど教育長の答弁の中で、年1回ですよ、現地へ行くの。さらに、では近辺に発電所がないのかといたら、そういう機会が、例えば七飯の発電所がありますよね。これいつでも、1カ月前にでも申し込めば北電でやっていますから、見学も、説明もしてくれるのです。そういう場所が、さらに地元で地熱発電というのがあるながら、それ組まっていますか。実際に各学校の教育の中で何人が年何回行きますか。1回でしょう、行ったとしても。それ以上にひどい可能性があるのは、行っていないのではないですか。その可能性もあるわけです。地元でもともとそういう施設が

ありながら、改めてそういう施設をつくってまでの、町長が言うのには教育的な環境教育のためだというふうなことから言っているのだけれども、さらに今回教育長の施政方針の中で環境教育の力の字も一言も書いていないです。そういう中で有効であるというふうな答えが出るということは納得できないわけです。

さらに、いろんな理科の実験の材料としていっぱい売っています。何千単位の話で、こういうカタログがあります。火力、水力発電実験機器 1 万 6,500 円です。さらに、もっと言えば水力発電実験機ウオーターチェンジャーというのがあります。水力発電実験する模型から、風力から、はたまた原子力発電実験模型までもあるのです。そういう実験装置があるので、それを使えば十分対応できるのではないかなとも私思うわけです。あえて 1,000 万をかけてマイクロ水力発電をつくって、それを環境教育に役立てようと。そんな無駄遣いはないのではないですか。と私は思うわけです。それよりも先ほどからトイレの問題とか、子育て支援の問題とかあります。出ています。そっちのほうにその予算を使ったほうがいいのではないですかと私思うわけですが、いかがでしょうか。

確認したいのは、実際濁川へ何回行っていますか。そのデータはありますか。だから、それ 1,000 万……それでも用は足るのではないですか、発電の仕組みを知る上では。

それと、町長にも聞きますけれども、聞いているように七飯発電所、その活用を考えていなかったのですか。あえてこの 26 年、森町地域新エネルギービジョンをつくったから、それだけのためにやるというのは納得できないわけです。その成果をだか何か知らないけれども、実証実験ということを言っているわけですが、データとるにしても過去にこの鳥崎の川でも大正時代にあったわけです、水力発電が。さらには、大沼の銚子口のところにもありました。そして、礪谷川でもあります、近くでは。というようにいろんな北電以前の、最終的には北電に集約されていくのしょうけれども、その発電所が水力発電の中のデータというのがあるわけです。そういうデータを実証データとして必要であれば、頼めばもらえるのではないですか。いかがでしょうか。

○教育長（香田 隆君） お答えをしたいと思います。

まず、濁川の地熱発電所につきましては、各学校それぞれの学年で、それぞれというか、例えば小学校の 5 年生、それから複式学校であれば集合学習で 3、4 年生、それから社会科では 4 年生が行っているところあります。それぞれの学年で必要に応じて行っています。

それと、この施設そのものについては、学校教育だけではなくて、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の中では、環境教育というのは家庭、学校、職場、地域、その他あらゆる場において環境と社会、それから経済及び文化とのつながりその他について理解を深めるために行われるいろんな学習活動、教育が環境教育であるという定義もございしますので、私はこの施設ができるというときに当然学校としても先ほど申し上げましたように利用ができるなど。それ以外にも一般の町民の方々が身近にそういう施設を見たり、身近に感じることによって、やっぱり環境に対する考え方が育成されていくのかなという気持ちもございました。ですから、私は先ほどの答弁はあくまでも学校教育としてこ

の施設を利用する場合にはこんな使い方ができるのかなということでご答弁をさせていただきました。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 私からもお答えします。

それぞれの方々によっていろんな考え方があるかと思います。ただ、これはデータをとるための施設とは考えてございません。やっぱりほかの発電所、いろいろなもっと大きなところもたくさんございます。濁川も七飯もほかのところも見学を申し込めばいつでも見学させていただけますし、図解によっていろいろと丁寧な説明もしていただけるようになっているのは私も存じております。ただ、そのこの今回の施設はタービンが間近に見えると。どこの発電施設に行ってもタービンまで見せるような形にはなってございません。じかに見て、そしてやっぱりそれを見ることによって、本当に子供たちに学習してほしいです。そういう子供たちがこれを動力として、ただ電気を起こすだけではなく、またほかにも使えるなど、いろんな体験を通していろいろとを感じるものがあるはずなのです。1,000万が高いかどうか、もちろん金額としては安くはないかもしれませんが、ただし、これはおもちゃとして買うわけではないので、1万円や、そういうおもちゃとしてのものと違ってやはり安全対策も必要になってまいりますから、それなりの金額がかかるのかなと、そのように思っております。ただ、これを最終的には発電したものを防犯灯に、近所に防犯灯をともしながら、そういった防犯効果を図るですとか、使い道もあろうかなと思いますし、そのこの場所だけではなく、昔あったいろんな場所の水力発電については当初本当に生活に必要な電力を得るためのそういった施設だったと思います。各あちこちに頭首工もございます。ダムもあります。そういったものをまたここだけのものに限らず、動力としてほかにも何が使えるか。電気だけではないです。そういったものを子供たちに考えていただきながら、またこれは中小水力発電と違ってマイクロ発電と。さらに小さい規模のものですから、この場所だけとは限らず、駒ヶ岳、赤井川地区やほかにも小さい川のある場所、もしくは農業関係の水利、基幹ダムだとか、そういったところの利用にも考えを及ぼしながら将来の学習に役立ててくれればよいなど、そのような思いから取り組むところでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○4番（松田兼宗君） 答弁の中でほかの地域でもつくるみたいな話を言いましたけれども、水利権の問題がありまして、農業用水で反対されると思います、そういうものをつくるものに関しては。さらに、今つくろうとしている場所というのはヒョウタン池の場所ですよね。1,000万かけて、1年の年内に多分洪水で全部埋まってしまう可能性があります。1,000万捨てることになるのです、何も使わないうちに。その可能性が大きいわけです。これだけ天候が雨が局地的に降る時代になっていますから、その可能性が非常に高い、あの場所というのは。とすれば、本当真面目に心配しているのです。1,000万無駄になりますよと。一年もしないうちに土砂に埋まった状態で使い物にならなくなる。それまた直すので

すか。幾らかかりますか、それに。その問題なのです。環境教育の問題で、子供たちにさつきキットがあると言いましたよね、いろいろ。1万6,500円、これで十分1人ずつに与えて、それでわかるのです、実際にタービン回るのも見えるのですから。透明なプラスチックの中の容器で川断面全部見えるのです。それ実際に動いて、LEDの電気がつくのです。そういう仕組みになっている。これを見れば仕組みがわかる。一目瞭然なわけです。何も1,000万かけなくてもいいと思うのですが、だからやめたほうがいいのではないですかというふうには、再度言って最後の質問にしたいと思いますけれども。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 私から再々質問にお答えします。

設置の方法いろいろあります。松田議員は川の上にまともにつくと、そのようにお考えのように考えておりますが、そういう無駄な設置の仕方はいたしません。やはりきちんと考えて、長もちして、ずっと毎年上がる子供たちがきちんと見ながら学習できる、そういう施設を考えてあるわけでございます。

また、水利権の問題などもいろんなところであろうかと思っておりますけれども、実際に農業用ダムに水力発電を組み込む許可をいただいてやっているところもございます。いろんな点で問題点はクリアすれば、いろんなところでまた先に進んでいけるところもございますので、やっぱりここはこの取り組みは原理をまず理解するのと本当に具体的にいろんなところからぐるっと一回り、タービンから発電機、その他いろんなところ見えます。実際に水の流れによっても、そのときの春夏秋冬で当然発電量ですとか回り方、いろんなものが変わってきますし、手入れするには、維持するには多少何かしなければならないと、そういったところも環境の学習なのかなと、そのように思っております。大人になるためにはいろんな学習が必要だと思っておりますので、そういう機会のためにもぜひ取り組ませていただきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） ②、森町マイクロ水力発電実証事業についてを終わります。

以上で4番、松田兼宗君の質問は終わりました。

以上をもって一般質問は終わりました。

◎日程第4 議案第23号ないし議案第37号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第23号から議案第37号まで15件を一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっております議案第23号から議案第37号までについては、重要な予算議案及び関連議案でありますので、議長を除く14人の委員で構成する予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。あわせて質疑、討論、採決については、議会運営委員会の整理に基づき、議案1件ごとに取り扱うものいたします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第４、議案第23号から議案第37号までについては、議長を除く14人の委員で構成する予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

次に、ただいま設置されました予算等審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第１項の規定に基づく検査権を本議会により委任することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

予算等審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第１項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに決定いたしました。

委員長、副委員長の選任をお願いします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 ３時２９分

再開 午後 ３時２９分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長、副委員長が選任されましたので、報告します。

委員長に菊地康博君、副委員長に松田兼宗君が選任されました。

◎休会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

予算等審査特別委員会付託議案審査のため、３月５日から３月12日まで休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

３月５日から３月12日まで休会することに決定しました。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日はこれで延会します。

次回の本会議は、3月13日午後1時開会といたします。

延会 午後 3時30分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成27年3月4日

森町議会議長 野村 洋（署名）

森町議会議員 松田 兼宗（署名）

森町議会議員 前本 幸政（署名）

平成27年第1回森町議会3月会議会議録（第4日目）

平成27年3月13日（金）

開議 午後 1時00分

休会 午後 3時02分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 平成27年第1回 森町議会3月 会議付託議件
議案第23号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第24号 森町ことぶき出産奨励事業条例の一部を改正する条例制定について
議案第25号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
議案第26号 森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちやつぶ林館条例の一部を改正する条例制定について
議案第27号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
議案第28号 平成27年度森町一般会計予算
議案第29号 平成27年度森町国民健康保険特別会計予算
議案第30号 平成27年度森町後期高齢者医療特別会計予算
議案第31号 平成27年度森町介護保険事業特別会計予算
議案第32号 平成27年度森町介護サービス事業特別会計予算
議案第33号 平成27年度森町港湾整備事業特別会計予算
議案第34号 平成27年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
議案第35号 平成27年度森町国民健康保険病院事業会計予算
議案第36号 平成27年度森町水道事業会計予算
議案第37号 平成27年度森町公共下水道事業会計予算
- 4 議案第38号 森町立幼稚園保育料等条例制定について
- 5 議案第39号 平成26年度森町一般会計補正予算（第8号）
- 6 議案第40号 平成26年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 7 発議第1号 森町議会会議条例の一部を改正する条例制定について
- 8 発議第2号 森町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 9 発議第3号 森町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 10 発議第4号 議会改革等に関する調査特別委員会最終報告書

- 1 1 意見書案第 1 号 農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書
- 1 2 意見書案第 2 号 ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書
- 1 3 意見書案第 3 号 外国人技能実習制度の拡充を求める意見書
- 1 4 意見書案第 4 号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書

追加日程

- 1 意見書案第 5 号 T P P 交渉等の国際貿易交渉に係る意見書
 - 2 意見書案第 6 号 農協関係法制度の見直しに関する意見書
- 1 5 議員の派遣について
- 1 6 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（15名）

議長 1 6 番	野 村	洋 君	副議長 1 番	菊 地	康 博 君
2 番	山 田	誠 君	3 番	宮 本	秀 逸 君
4 番	松 田	兼 宗 君	5 番	前 本	幸 政 君
6 番	川 村	寛 君	7 番	西 村	豊 君
8 番	木 村	俊 広 君	9 番	堀 合	哲 哉 君
1 1 番	小 杉	久美子 君	1 2 番	長 岡	輝 仁 君
1 3 番	三 浦	浩 三 君	1 4 番	東	秀 憲 君
1 5 番	黒 田	勝 幸 君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	梶 谷	恵 造 君
副 町 長	片 野	滋 君
会 計 管 理 者 兼	釣	隆 吉 君
出 納 室 長	池 田	勝 元 君
監 査 委 員	木 村	浩 二 君
総 務 課 長	安 藤	仁 君
選挙管理委員会	小 田 桐	克 幸 君
書記長兼監査	小 井 田	徹 君
事務局書記長	木 村	哲 二 君
防災交通課長	伊 藤	昇 君
契約管理課長		
企画振興課長		
税 務 課 長		

収 納 管 理 課 長	久 保 康 人 君
保 健 福 祉 課 長	山 田 仁 君
保 健 福 祉 課 参 事	住 吉 英 勝 君
保 健 福 祉 課 参 事 兼	金 丸 由 起 子 君
保 健 セ ン タ ー 長	佐 々 木 陽 市 郎 君
住 民 生 活 課 長	横 内 仁 司 君
環 境 課 長	横 藤 秀 則 君
農 林 課 長 兼 農 業	工 藤 安 明 君
委 員 会 事 務 局 長	黒 川 一 夫 君
水 産 課 長	菊 池 清 文 君
商 工 労 働 観 光 課 長	新 田 英 一 君
商 工 労 働 観 光 課 参 事	岩 瀬 原 尚 史 君
建 設 課 長	富 川 村 光 夫 君
建 設 課 技 術 長	川 落 合 浩 昭 君
砂 原 支 所 長	坂 井 定 幸 隆 君
地 域 振 興 課 長	香 田 水 雅 信 君
町 民 サ ー ビ ス 課 長	清 若 松 幸 弘 君
兼 保 健 対 策 課 長	金 丸 孝 将 也 尊 君
教 育 長	中 島 井 肇 君
学 校 教 育 課 長	武 金 丸 義 樹 君
学 校 教 育 課 参 事	澤 田 勝 則 君
学 校 教 育 課 長	柏 田 明 仁 君
社 会 教 育 課 長	坂 田 則 幸 君
兼 公 民 館 長	石 島 裕 章 君
生 涯 学 習 課 長	小 松 春 一 君
体 育 課 長 兼	山 田 英 一 君
体 育 館 長	
給 食 セ ン タ ー 長	
図 書 館 長	
さ くら の 園 ・ 園 長	
病 院 事 務 長	
上 下 水 道 課 長	
上 下 水 道 課 参 事	
消 防 長	
消 防 署 長	

○出席事務局職員

事 務 局 長	藤 田 司 志 君
議 事 係 長	村 本 政 子 君
庶 務 係 長	喜 田 和 子 君

○会議に付した事件

- 1 議案第 2 3 号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 2 4 号 森町ことぶき出産奨励事業条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 2 5 号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 2 6 号 森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちゃっぷ林館条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 2 7 号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 議案第 2 8 号 平成 2 7 年度森町一般会計予算
- 議案第 2 9 号 平成 2 7 年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3 0 号 平成 2 7 年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 3 1 号 平成 2 7 年度森町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 3 2 号 平成 2 7 年度森町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第 3 3 号 平成 2 7 年度森町港湾整備事業特別会計予算
- 議案第 3 4 号 平成 2 7 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
- 議案第 3 5 号 平成 2 7 年度森町国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第 3 6 号 平成 2 7 年度森町水道事業会計予算
- 議案第 3 7 号 平成 2 7 年度森町公共下水道事業会計予算
- 2 議案第 3 8 号 森町立幼稚園保育料等条例制定について
- 3 議案第 3 9 号 平成 2 6 年度森町一般会計補正予算（第 8 号）
- 4 議案第 4 0 号 平成 2 6 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 5 発議第 1 号 森町議会会議条例の一部を改正する条例制定について
- 6 発議第 2 号 森町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 7 発議第 3 号 森町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 8 発議第 4 号 議会改革等に関する調査特別委員会最終報告書
- 9 意見書案第 1 号 農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書
- 1 0 意見書案第 2 号 ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書
- 1 1 意見書案第 3 号 外国人技能実習制度の拡充を求める意見書
- 1 2 意見書案第 4 号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書
- 1 3 意見書案第 5 号 T P P 交渉等の国際貿易交渉に係る意見書
- 1 4 意見書案第 6 号 農協関係法制度の見直しに関する意見書
- 1 5 議員の派遣について
- 1 6 休会中の所管事務調査等の申し出

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、川村寛君、7番、西村豊君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長から説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第23号ないし議案第37号

○議長（野村 洋君） 日程第3、平成27年第1回森町議会3月会議付託議件、議案第23号から議案第37号まで15件を一括議題としましたが、質疑、討論、採決については議案ごとに1件ずつ行うことにします。

予算等審査特別委員長の報告を求めます。

○予算等審査特別委員長（菊地康博君） 予算等審査特別委員会審査報告書。

平成27年3月4日、平成27年第1回森町議会3月会議において本委員会に付託されました議件15件を審査した結果、次のとおり議決したので、報告いたします。

1、付託議件名と議決結果。議案第23号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案可決。

議案第24号 森町ことぶき出産奨励事業条例の一部を改正する条例制定について、原案可決。

議案第25号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、原案可決。

議案第26号 森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちやっぷ林館条例の一部を改正する条例制定について、原案可決。

議案第27号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、原案可決。

議案第28号 平成27年度森町一般会計予算、原案可決。

議案第29号 平成27年度森町国民健康保険特別会計予算、原案可決。

議案第30号 平成27年度森町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。

議案第31号 平成27年度森町介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第32号 平成27年度森町介護サービス事業特別会計予算、原案可決。

議案第33号 平成27年度森町港湾整備事業特別会計予算、原案可決。

議案第34号 平成27年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算、原案可決。

議案第35号 平成27年度森町国民健康保険病院事業会計予算、原案可決。

議案第36号 平成27年度森町水道事業会計予算、原案可決。

議案第37号 平成27年度森町公共下水道事業会計予算、原案可決。

2、審査の経過。(1)、3月9日、出席委員14名。議案第23号から議案第27号の条例等議案の質疑、討論及び採決を行いました。また、議案第28号、一般会計予算の歳入、款1町税から歳出、款4衛生費、項1保健衛生費、目6病院費について事項別明細書により質疑を行いました。

(2)、3月10日、出席委員14名、議案第28号、一般会計予算の歳出、款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費から款10教育費、項6保健体育費、目3学校給食費について事項別明細書により質疑及び討論を行い、議案第28号、一般会計予算の採決を行いました。

(3)、3月11日、出席委員14名。議案第29号から議案第34号の特別会計6予算及び議案第35号から議案第37号の事業会計3予算について質疑、討論及び採決を行いました。

3、審査の結果。平成27年第1回森町議会3月会議において本委員会に付託されました議案第23号から議案第37号までの15件については、3月9日から3月11日の3日間にわたり各委員の熱心な審議のもとに審査を終了いたしました。

審査の結果は、配付されている報告書の1、付託議件名と議決結果のとおり決すべきものとなりました。審査の過程と内容につきましては、各位ご承知のとおりでありますので、省略させていただきます。

理事者におかれましては、本委員会の審査過程において各委員から提言のあった諸事項を尊重の上、予算の執行面に十分反映されるよう願うものであります。

なお、本委員会は議長を除く14名で構成した特別委員会ですが、議長にはその立場で出席を願いながら慎重審議したものでありますので、詳細な審査内容については省略いたします。

以上を申し上げて、委員長報告といたします。

○議長（野村 洋君）これから平成27年第1回森町議会3月会議付託議件について1議案ごとに質疑、討論、採決を行います。なお、質疑、討論は委員会において既に終わっておりますので、質疑に関しては委員長報告に限った質疑としたいと思います。

議案第23号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第23号については、可決することに決定しました。

議案第24号 森町ことぶき出産奨励事業条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

採決は起立によって行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第24号については、可決することに決定しました。

議案第25号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第25号については、可決することに決定しました。

議案第26号 森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちやつぶ林館条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第26号については、可決することに決定しました。

議案第27号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第27号については、可決することに決定しました。

議案第28号 平成27年度森町一般会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第28号については、可決することに決定しました。

議案第29号 平成27年度森町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第29号については、可決することに決定しました。

議案第30号 平成27年度森町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり

り可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第30号については、可決することに決定しました。

議案第31号 平成27年度森町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第31号については、可決することに決定しました。

議案第32号 平成27年度森町介護サービス事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第32号については、可決することに決しました。

議案第33号 平成27年度森町港湾整備事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第33号については、可決することに決定しました。

議案第34号 平成27年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第34号については、可決することに決定しました。

議案第35号 平成27年度森町国民健康保険病院事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第35号については、可決することに決定しました。

議案第36号 平成27年度森町水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第36号については、可決することに決定しました。

議案第37号 平成27年度森町公共下水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第37号については、可決することに決定しました。

◎日程第4 議案第38号

○議長(野村 洋君) 日程第4、議案第38号 森町立幼稚園保育料等条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○学校教育課長（清水雅信君） それでは、議案の第38号についてご説明します。

本案は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、森町立幼稚園保育料等徴収条例の整理に関する条例制定についてであります。

なお、資料56の説明資料及び新旧対照表を提出しておりますので、ご参照ください。それでは、説明資料にて説明いたします。提案理由ですが、平成27年4月1日より子ども・子育て支援法の施行に伴い、森町立幼稚園の保育料を応能負担の保育料に改定し、あわせて規定の整備をする必要が生じたため、森町立幼稚園保育料等徴収条例の全部を改正しようとするものであります。

主な改正内容でございますが、1点目ですが、保護者の所得に応じた応能負担の保育料となり、保育料の額を規則で定めるものであります。規則で定める保育料は、生活保護世帯ゼロ円、市町村民税非課税世帯月額3,000円、市町村民税所得課税世帯月額6,500円となり、改正前と同額であります。

預かり保育料1人当たり月額4,000円となり、これも改正前と同額であります。

2点目の入園料についてでございますが、新制度では保育料に含まれることから、入園料はなくなります。

3点目では、子ども・子育て支援法の施行に伴い規定の整理をするものであります。

施行期日については、平成27年4月1日からの施行となります。

経過措置については、在園児4歳、5歳児の保育料などと施設型給付金の規定等の経過措置であります。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第38号に対する質疑を行います。

○4番（松田兼宗君） ちょっと確認したいのですが、今の保育料の規定というのは条例で設定していますよね。今後は規則になりますよね。その規則というのは、今までは規則というのはなかったのか、そして規則で設定した場合にその変更というのは議会の承認必要なかったと思いますけれども、その辺ちょっと説明お願いします。

○学校教育課長（清水雅信君） それでは、ご質問にお答えいたします。

規則については、従来であれば保育料の規定はありません。減免規定という形で減免規則が設けられております。

それで、次のご質問の規則の場合は議会での承認必要ないのかというご質問でございますけれども、議会の承認を必要とするのは条例になります。それで、規則については特に議会の承認は必要としないという形になります。

以上です。

○4番（松田兼宗君） とすれば、今後理事者側の意向で変えていくかどうかというのは議会にいろんな相談というか、承認は必要ないということになってくると、幾らでも変えられる可能性が出てくるわけですね。その辺のことというのは、これ国のほうのいろんなあれの絡みで指定された金額で算出されているとすれば極端なあれはないのでしょうか

ども、その辺どうなのでしょう。

○学校教育課長（清水雅信君） この金額については、料金については前年まで公立幼稚園の保育料、その額が国のほうで限度額として定められております。その額に準じて定めている金額でございます。通常国のそういう公立幼稚園の規定が変われば、保育料の規定が変われば今までは変えてきていたという形になって、国の制度に準拠した形で保育料を設定しておりました。今の制度につきましては若干新しくなったものですから、国のほうでは今度は上限額という上限の額を定めます。それで、その額の範囲内で町村で決めるという形になっております。ですから、今森町の場合におきましては、去年から適用している保育料については値上げしない、同等の金額で続けていくという形で規定していきたいということの形になります。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかに。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第4、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第39号

○議長（野村 洋君） 日程第5、議案第39号 平成26年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） それでは、議案第39号でございます。

本案は、森町一般会計補正予算でございまして、第8回目になるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,859万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ102億8,837万9,000円にしようとするものです。

第2条では、繰越明許費の追加をしようとするものです。

事項別明細書によりご説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。款10地方交付税467万9,000円は、国の補正予算によりまして普通交付税が追加交付になったものでございます。

款14国庫支出金、節1総務費補助金の8,700万2,000円は、地域住民生活等緊急支援交付

金を計上しております。

款15道支出金、総務費補助金424万円につきましては、プレミアム商品券に対する北海道の上乗せ分を計上してございます。

款18繰入金では、財政調整基金から3,263万4,000円を繰り入れし、収支の均衡を図ろうとするものでございます。

続いて、歳出になりますが、8ページ、9ページお開きください。款2総務費、目11諸費、工事請負費20万円は、鷲ノ木遺跡公園前のバス停が火災に遭いましたので、これを撤去しようとするものでございます。

目12地方創生対策費、節8報償費から12役務費までにつきましては、地方創生対策の事務費を計上してございます。節13委託料1,780万円につきましては、森町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託料で820万円、地域活性化施設実施設計で150万円、介護福祉人材確保事業委託料として810万円をそれぞれ計上してございます。資料ナンバー57を提出してございますので、ご参照ください。節15工事請負費1,228万1,000円につきましては、地域活性化施設におきまして直売所、また資材倉庫、これらを整備しようとするものでございます。資料ナンバー57の2ページに位置図を掲載してございますので、ご参照ください。節18備品購入費につきましては、地域活性化で行います各種イベント、これらに使います備品を整備しようとするものでございます。節19負担金補助及び交付金では、プレミアム商品券発行事業補助金2,700万1,000円、子育て支援商品券発行事業で2,180万円をそれぞれ計上してございます。資料ナンバー58を提出してございます。ご参照ください。

款3民生費、目1社会福祉総務費の繰出金でございますが、これは国保会計へ繰り出すもので、過年度精算分がありますので、31万9,000円を計上してございます。

目3社会福祉施設費の30万円は、各会館の電気料の値上げによるものでございます。

款4衛生費、目2ごみ処理施設費の19万8,000円は、施設内の機械の一部が故障したため修繕しようとするものです。

続きまして、110ページ、11ページでは、同じく目3清掃施設費でこの科目から同額をマイナスして収支をゼロにしようとするものでございます。

款6農林水産業費、目2農業総務費では、農業関連の補助制度のヒアリングが急遽入りましたので、東京の旅費を計上しようとするものでございます。

続きまして、款8土木費、目2道路橋梁維持費、またこの中で3,400万円と41万1,000円はそれぞれ除雪に対する経費を計上してございます。

目3道路橋梁新設改良費では、土木積算システムが故障したため、これを修繕しようとするものでございます。

12ページ、13ページになりますが、学校給食費の施設内の機械が一部故障したため、これも修繕しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第39号に対する質疑を行います。

○15番（黒田勝幸君） 9ページ、工事請負費は、バス停留所の火災後の撤去工事なのですけれども、課長、これ撤去してから新たに建てる予定はいかがでしょうか。

○企画振興課長（木村哲二君） 黒田議員のご質問にお答えしたいと思います。

撤去後の新しいバスの待合所ということだと思いますけれども、私どもではできれば早目に同じ待合所をつくっていきたいというふうに考えております。早急に理事者とも話をさせていただいて、なるべく早い時期に設置に向けてまいりたいと思います。

以上でございます。

○11番（小杉久美子君） 9ページの15番の工事請負費です。先ほど課長の説明の中に直売所という説明があったと思うのですが、この直売所というのは新設になるものなのか、新設になるとすればどこに設置しようとするのかご説明願います。

○企画振興課長（木村哲二君） 小杉議員の質問にお答えしたいと思います。

15の工事請負費ですけれども、資料57の次のページのほうに地域活性化施設ということで、位置図をつけさせていただいております。ここは、ちょうどこの図面には書いていないのですが、左側のほうに青葉ヶ丘公園ありまして、この道道794というのは道道清澄線になりまして、上台のほうに管理道路で抜ける途中の左側に建物を設置したいというふうに考えております。備品等の保管とあわせまして一部できれば時期によっては農産物の直売もできるような形の倉庫を新設をしたいということで考えました。

以上でございます。

○4番（松田兼宗君） 同じところですが、全然よくわからない。図面もなければ何もない中で予算計上している形になっているのかなと思っているのですが、まず確認。その辺どうなっているのかというの、全然わからない。

それと、これここに固定ですということ。基礎を打って建てるということ。プレハブで建てるのかの確認をお願いします。

○企画振興課長（木村哲二君） 松田議員の質問にお答えしたいと思います。

建物のほうについては、実施設計を組まさせていただきたいというふうに思っております。大体私ども25坪程度の倉庫を想定しておりまして、実際には設計組んだ段階できちんとした面積は出ていく予定でございます。

それと、2点目、固定かどうかでしたね。建物については、基礎打って、土間コンで、それで木造の建物を予定してございます。

以上でございます。

○4番（松田兼宗君） 場所はここという選定理由というのがよくわからないのですが、資材の保管施設というイメージで持っているのと別にここでいいのかなと思って、その場合、ここいずれ土地利用の問題で将来的に移動しなければならない事態が起きてくるのかなという気はするので、プレハブで建てるのかなというイメージで思ったのです。でないとなれば、完全に固定ですよ。そうしたら、その土地の利用の方法が変更になった場合、また壊さなければならない問題が出てくるので、無駄になるのかなという気はするのですが、

その辺どう考えるのかということと、もう一つ、農産物直売所ですよ。普通直売所といったら、こういう場所、5号線とか国道沿いの人通りのいいところ、多いところに設置するのが普通なのかなと思うのだけれども、こういうところに設置する意味がちょっとわからない。その辺お願いします。

○企画振興課長（木村哲二君） それでは、松田議員の質問にお答えしたいと思います。

土地利用の関係ということで、それで私どもここを設定するに当たっては、かなり広い土地なのですけれども、後々の土地利用の関係がありますので、できれば先ほど言った清澄のほう、道路に近いほうにということでここを選定をさせていただきました。真ん中に設置すると土地利用の関係等でいろいろ問題があると思いますので、この場所を選定をさせていただきました。

それとあと、直売所の関係です。今のご質問でいくと、例えば道の駅だとか、そういう場所等も含めて検討したほうがいいのではないかとということだったのですけれども、私も先ほど説明したように今回は直売所兼倉庫というふうになっていますけれども、メーンを倉庫という形で、備品をテーブルだとかテント、それらをここに保管したいというふうに考えておりました。なせこの場所だったかといいますと、地域活性化広場が整備されて、食K I N G市も私ども今年度からあそこの場所で進めていきたいと思っていますし、そのほかにも各種イベント等がそこの場所で開催されるということで、我々はできればこの場所を利用して搬出、搬入をしたいというふうに考えました。それとあわせて、ここに保管される備品については、個人の方は想定しておりませんが、各種イベントされる団体の方々、町内会ですとか、町の中でまちづくりでいろんな行事やられている方おりますので、そちらの方にもそこに入っている備品については利用していただきたいということで、それらの搬出、搬入も非常に便利であるということを総合的に考えまして、この場所に設置をさせていただきました。

それと、販売なのですけれども、販売は私ども農産物等の販売を想定しております。販売する際には、当然農業者の方々で開催時期や開催時間だとか、そういう具体的な話が出てくるかと思いますが、駐車場もあそこに設置して、駐車場がありますので、その辺の利便性も考えてそこの場所を選定いたしました。

以上でございます。

○4番（松田兼宗君） 食K I N G市を主に頭に入れての話なのだろうとは思っていますが、常設の形にするのですか、これ。今の話で常設していくのかなというふうにイメージ持っているのだけれども、そうでありながら一方で資材庫のほうが優先されているというか、ウエートがでかいような話をしているのだけれども、その辺どうも妙ですよ、話のあれが。そして、食K I N G市の話ですけれども、今、年4回、5回ですか、回数からするとそういう形でもっとこういうイベント広場を使う形でやるとすれば、もっと増やすと考えていないのか。今回27年度一般会計予算の中で150万の計上して、前に減らされたという経緯もあるのだけれども、もっと増やす考えがそちらがないのか。こういう

形で資材庫をつくってより開催しやすくなってくるとすれば、そんなことも考えなければならぬのではないかと思うわけです。だから、それと常設する場合にどこが管理するのか。全然その辺がまだ白紙の段階なのか、ちょっとその辺詳しくもしわかっていれば説明をお願いします。

○企画振興課長（木村哲二君） お答えしたいと思います。

最後の管理のほうなのですけれども、まちづくり、それと農産物の物産ということで、今のところ私ども企画振興課のほうで管理をしようというふうに考えております。

それとあと、食KING市を考えているのかということで、私の口からも先ほど言いましたように食KING市、当然入っております。そのほかに三業まつりですとか、ほたて祭りですとか、各団体で行われている行事あります。それと、これからの使用頻度といえますか、ついてはなるべくPRをして、できれば我々もいろんな行事考えていきますけれども、町の方々、各団体の方々にも積極的にあそこの場所を利用していただくようなPRに私ども積極的に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） いいですよ。どうぞ聞いてください。

○4番（松田兼宗君） 今のあの場所というのは、イベント広場のことを言っているのですか。イベント広場で、今この建物の話が企画振興課で管理して行って、そして常設するかどうか聞いているのです。常設すると、その部分です。

そして、もう一点、この図面からいうと真ん中寄りですよ。どうせつくるなら、この部分が道路に面して、道道に面したところのほうが目につきやすいし、PRのことを考えるのならそっちのほうがいいのではないかなとは思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○企画振興課長（木村哲二君） 松田議員の質問にお答えします。

常設で設置をいたします。それで、今松田議員お話しになりました道道に一番近いほうということのご質問だったというふうに思いますけれども、私ども選定する際についてはいろいろ検討させていただきました。ただ、旧森小学校の庭といいますか、それがずっとそこに、我々小さいときにはあそこに池もあったりして、木や、それから草花なんかも生い茂っていたのですけれども、当時のまま、そのまま残っている形です、池はないのですけれども。それで、木も結構生い茂っているものですから、これを簡単に伐採するのはいかなものかなということで協議をさせていただきました。それで、なるべく庭に近いほうということで、我々本当はぎりぎりのところでやりたかったのですけれども、結構傾斜があって、建物を建てるにはちょっと不便さを感じるということで、庭の入り口のところから六、七メートル八雲寄りのほうにちょうど木が十数本生えているのですけれども、そこの駒ヶ岳側寄りのほうに設置をする予定なのです。それで、先ほど土地利用の関係も説明されたので、真ん中のほうに建ててしまうと後々の土地利用に不便さを感じるということで、駒ヶ岳寄りに設置をしたいということで予定しております。

以上でございます。

○4番（松田兼宗君） 企画で管理するということだけれども、実際に農産物の常設をするということは誰かいるということですよ。その管理を、販売部門をやるという意味で言っているのですか。ただ、建物の管理するということを言っているのか、その確認。だって、できるわけないでしょう。その部分の、だからどこかの民間の団体か何かでないとできないわけです、常設するということは。そこのところ確認だけ。

○企画振興課長（木村哲二君） 松田議員、大変申しわけなかったです。農産物をするための常設してずっと農産物販売していくかというご質問だと。私勘違いして、それで先ほども申しましたように、農産物の直売となると当然早くて6月、7月、それから10月、11月時期になると思います。我々今想定しているのは、どこどこの農家さんにやってもらうということではなくて、呼びかけたいと思っています、農家さんに。できればここを使ってやっていただきたいということで呼びかけを予定しておりまして、先ほども言ったように開設の時期だとか、時間だとか、いろいろ農家さんのそういうこともあると思いますので、その辺はここに直売したいという希望のある農家さんと直接我々やりとりしてここで販売してもらうというふうにして私ども今考えております。

以上でございます。

○5番（前本幸政君） ちょっと話聞いていて、がっかりして今聞いていたのですけれども、全く計画性がないという感じがしました。ということは、直売所一つの話にしても、例えば直売所と、こういうような要望がありましたと。ですから、こういうものをつくっていききたいというのなら僕も全然いいのですけれども、つくってやりなさい。これから努力するとは聞いたのだけれども、誰来るのですか。僕来ないと思う。どうしてかといったら、ここ場所がやっぱり皆さん何でここでやらなければならないのとまず言うと思うのです。ということは、例えば一方で僕らも直売所やっていますけれども、やっぱりお客さんのことを考えた場所を考えたいのです。来やすい場所、車もとめやすい場所。例えば道の駅、今大変客数が落ち込んでいると。だから、例えば道の駅がやるのであれば僕もそれでいいのだ。例えば町も町なかも閑散としてきたから、町なかでどこかやるというのならこれ僕もいいのですけれども、この場所もそうだし、場所つくったから農家さんとこれから話しして、直売所をこれから考えるというのがどうも計画から外れているような感じがするのですけれども、多分僕それならやりますという人いないような気がするのですけれども、その辺どうお考えでしょうか。

○企画振興課長（木村哲二君） 前本議員の質問にお答えしたいと思います。

今計画されているところは、町の中心部というか、町の真ん中につくるわけです。この場所については、この辺に住まわれる方、車でなくて歩いても来られるような場所ということで、気軽に町の方に寄っていただきたいなという想定のもとにここを計画いたしました。前本議員の質問の中では、誰も農家さんで出店する人いないのではないかというお話ですけれども、町場でやっぱり新鮮な野菜というものを求めている町民の方もたくさん

おられますので、農家の方々にいろんな形で接しながら、ぜひここで直売できるように今年進めていきたいと思いますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

○5番（前本幸政君） 努力するというのは、僕も何も努力していただきたいのですけれども、どうも計画性がないような気がするのです。例えば誰に相談するのですか。農家さんといえどもなかなかそんなに直売所をわかりました、それならやりますというような感じにはならないと思うのです。道路の付近だとか、同じものを建てるのであれば利用しやすい場所、皆さんが見てもすぐわかるような場所を、どうせお金かけるのであればやっぱり場所をもう少し考えたほうがいいのではないのですかと思うのですけれども、その辺もう一回お願いします。

○企画振興課長（木村哲二君） ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、場所は先ほども言いましたように中心地にあるということで、できれば歩いてでも来れるような場所でございます。最初は、きっと来てもらうための具体的なPR、その辺をいろいろ思考していかなければならないというふうに我々も考えております。できれば車で来れる場所でありまして、歩いて来れる場所ということで、ぜひこの場所で我々は直売所、農産物の販売等を手がけてまいりたいと思いますので、ご理解のほどをよろしく願いいたします。

○3番（宮本秀逸君） 私もちっとお聞きしますが、ここ舗装していないところですよ。そうしたら、この建物を建てて農産物販売はいいのですけれども、舗装していない状態でこれ販売するということですか。そして、車はどこにとめるのですか、お客さん来たとき。駐車場にとめるのですか、それとも活性化広場にとめる。駐車場にとめるの。活性化広場はそのままにしておくということですね。それなら、活性化とは関係ない話なのですね、これは。全く関係ない。あえて舗装していないところに建物建てて、呼ぶ必要あるのですか、これ。活性化広場いろんな理由づけで舗装したのですけれども、片や舗装した活性化広場を駐車場にしておいて、舗装していないところに建物1,200万で建てて、そこに人を呼ぶということになるわけですよ。そして、いろんな備品もそこにしまっておきたいというようなことなののですけれども、課長さっき言った6、7月からこれ常設というような形になりますと、備品なるものはどこに置こうとされるつもりなのか、あるいは建物の一角にそういった小さな、どういう形か、テナントになるかわかりませんが、設けようとされておるのか。具体的にちよっと見えてこない部分もありますし、先ほどから何か言われましたように、建物建ててやる人を募集するという形はやっぱりかなり窮屈ではないかと私も思うのです。要望があって、それに応えるという形だったらまたこれ話としてもわかるのですけれども、今の時代にあえて舗装していないところに建てて人を呼ぶということはかなりこれ窮屈でないですか。一緒にその周りも舗装されるというのならまたそうかというような気持ちにもなるかもしれませんが、私はかなり窮屈な話だと思います。だから、販売されるときに資材をどうされるのかということと、大方の予想はされていると思いますから、この形ですと4間、6間ぐらいの大きさなのでしょうけれど

ども、どういう配置をなさるおつもりなのか、中の仕切りはどういうふうにされるつもりなのか、そこら辺その二、三点ちょっとお聞きしたいです。

○議長（野村 洋君） 約1時間になりますので、2時10分まで休憩します。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時31分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

宮本議員に対する答弁をお願いいたします。

○副町長（片野 滋君） 私から答弁させていただきます。

今ちょっと休憩中に控室のほうでいろいろ説明させてもらいましたが、基本的に先ほど説明したとおり、あの場所についてはまず目的は資材庫でございます。その中を活用した中で何とか地場の農産品等を気軽に農家の方々も利用して売れるような場所を設定したいという考え方でもって提案させていただきました。舗装等の問題もございますけれども、とりあえず今の段階では舗装する計画はございませんが、そこを利用される町民の方々が不便のないような、そういうような状況を確認した中で事業を進めてまいりたいと思います。よろしくご理解のほどお願いいたします。

○8番（木村俊広君） 予算は予算としていいのですけれども、図面も簡素な図面で、位置的なものは若干何とかわかるかなみたいな感じなのですけれども、ということはまだはつきり固まっていないという、そういう認識でいいかと思うのですけれども、位置的なものに関しても今後まだ検討できるという、そういうスタイルなのですよ、今のところは。そういうことで理解してよろしいのかなと思うのですけれども。

○議長（野村 洋君） 確認。

○企画振興課長（木村哲二君） 木村議員のご質問にお答えしたいと思います。

今図面で見るとおりの場所を予定しておりますけれども、多少位置が変更になるという可能性もございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） では、質疑ございませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議……

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 採決しまして、異議なしと……

（「異議ある。反対だ」の声あり）

○議長（野村 洋君） 反対。

（「いや、採決もうした」の声あり）

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） ご異議ありませんかということで問い合わせをしています。それに対して異議ありということでございますけれども、それであればただいま異議ありというご意見ありましたけれども……

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時35分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

異議、今お一人ありましたけれども、議長としての判断としてはその方以外は異議ありという発言がございませんでしたので、賛成多数という解釈をさせていただきます。

そのようなことで日程第5、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第40号

○議長（野村 洋君） 日程第6、議案第40号 平成26年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（山田 仁君） 議案第40号についてご説明申し上げます。

本案は、平成26年度森町国民健康保険特別会計補正予算の4回目となるものです。

歳入歳出それぞれ31万9,000円を増額し、歳入歳出それぞれ29億7,867万6,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。初めに、歳出から説明させていただきます。6ページをお開き願います。款9諸支出金、項1償還金及び還付金、目2償還金、節23償還金利子及び割引料31万9,000円は、平成22年度、平成23年度、平成24年度の3カ年において財政調整交付金の再確定により国民健康保険国庫補助金に返還が生じたため補正するものです。

歳入について説明いたします。4ページにお戻り願います。款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金31万9,000円は、歳出で説明いたしました償還金に充てるため

一般会計から繰り入れをするものでございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願ひします。

○議長（野村 洋君） これから議案第40号に対する質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 発議第1号

○議長（野村 洋君） 日程第7、発議第1号 森町議会会議条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（黒田勝幸君） それでは、発議第1号 森町議会会議条例の一部を改正する条例制定について提案の趣旨説明を申し上げます。

本案は、森町債権管理条例の制定にあわせ森町議会会議条例の一部を改正しようとするものでございます。

森町議会会議条例第10条第1項に定める法第180条第1項の規定による町長において専決処分することができる事項として、新たに第4号として1件の金額が100万円以下の訴え、和解、あっせん、調定及び仲裁に関することを加えるものです。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上、発議第1号について提案の趣旨説明といたします。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） 追加ですか。

○議会運営委員長（黒田勝幸君） ちょっと文面が一部抜けていましたので。

以上、発議第1号について提案の趣旨説明をいたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) 暫時休憩します。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時41分

○議長(野村 洋君) 休憩前に続き会議を再開いたします。

黒田委員長、最初からお願いします。

○議会運営委員長(黒田勝幸君) それでは、発議第1号 森町議会会議条例の一部を改正する条例制定について提案の趣旨説明を申し上げます。

本案は、森町債権管理条例の制定にあわせ森町議会会議条例の一部を改正しようとするものです。

森町議会会議条例第10条第1項に定める法第180条第1項の規定による町長において専決処分することができる事項として、新たに第4号として1件の金額が100万円以下の訴えの提起、和解、あっせん、調定及び仲裁に関するものを加えるものです。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上、発議第1号について提案の趣旨説明といたします。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

以上です。

○議長(野村 洋君) これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第7、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 発議第2号

○議長(野村 洋君) 日程第8、発議第2号 森町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

○議会運営副委員長（三浦浩三君） それでは、発議第2号 森町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について提案の趣旨を説明申し上げます。

本案は、委員会条例第18条中、教育委員会の委員長を教育委員会の教育長に改める内容でございますけれども、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者である新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、町長及び各委員長の議会への出席義務について定めております。地方自治法第121条中、教育委員会の委員長が教育委員会の教育長に改められますことから、当森町議会委員会条例においても同様の改正をしようとするものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、現在の教育長が何らかの理由で欠けた日もしくは現在の教育長の任期満了日の翌日のいずれか早い日に施行するものであります。

以上、発議第2号について提案の趣旨説明といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。質疑ないですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第8、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 発議第3号

○議長（野村 洋君） 日程第9、発議第3号 森町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

○議会運営委員（東 秀憲君） それでは、発議第3号 森町議会会議規則の一部を改正する規則制定について提案の趣旨説明を申し上げます。

発議資料の新旧対照表をご参照願います。本案は、議会の開閉に関し、通年議会制度にあわせまして議長の宣告の有無にかかわらず条例で定める日に開閉される旨の内容に改めようとするものであります。

また、議員の任期満了などの理由により、その年の途中で一度閉会する場合とその後の初議会における開会についての取り扱いを第2項で定めようとするものであります。

なお、附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行するものであります。

以上、発議第3号について提案の趣旨説明といたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第9、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 発議第4号

○議長（野村 洋君） 日程第10、発議第4号 議会改革等に関する調査特別委員会最終報告書を議題とします。

本件について議会改革等に関する調査特別委員会より調査報告書が提出されております。

菊地委員長の報告を求めます。

○議会改革等に関する調査特別委員長（菊地康博君） 発議第4号 議会改革等に関する調査特別委員会最終報告書。

議会改革に関する調査研究について、森町議会会議規則第77条の規定により、次のとおり報告する。

調査事件。平成23年第2回森町議会定例会4月会議の日程第10、特別委員会の設置についてに基づく議会改革等に関する調査研究について。

2、調査の経過。平成23年第1回森町議会定例会3月会議において、第12回から第20回委員会までの審査経過を報告しました。したがって、第21回委員会からの審査経過について報告いたします。第21回委員会、平成23年5月25日開催、第22回委員会、平成23年6月27日開催、第23回委員会、平成23年10月24日開催、第24回委員会、平成24年4月17日開催、第25回委員会、平成25年1月15日開催、第26回委員会、平成25年2月5日開催、第27回委員会、平成25年5月15日開催、第28回委員会、平成26年5月15日開催、第29回委員会、平成27年1月26日開催。

調査の最終報告。各議員から提出された改革検討項目について、平成23年5月25日の第21回から平成27年1月26日の第29回まで協議をしてきましたが、議員定数については前回の選挙から6減と大幅にその数を減らし、現在の16名となりましたが、全道の同規模の町

村の平均が16.9名ということや合併町村ということも考慮する必要があるのではないかと
いうことから、16名で妥当ではないかという意見が大多数を占めましたので、現状維持の
16名で結論が出ました。

議員報酬については、特別職職員報酬等審議会に諮問してその結果を待つて結論を出す
ということで協議し、諮問の結果、現在の議員報酬は妥当ということが同審議会から答申
されたことから、議員報酬については現状維持ということになりました。

また、協議するも現行どおりとなった検討項目のうちには、町長選挙と議会議員選挙を
同時に実施できないかということについて、次期改選以降に再検討するとしたものもあつ
たところであります。

以上が第21回から第29回までの検討結果ですが、地域のことは住民みずからが決める地
方分権の進展に伴い、議会も多数人による合議制の機関として、町民の意思を的確に町政
に反映させる機能強化がますます求められております。住民の立場からの目線で信頼の置
ける活性化された議会となるため、今回残された検討課題を含めた議会改革全般について
は当議会に課せられた恒久的テーマであることを確認し、今後もこれを追求していかなけ
ればならないことを提言して、本委員会の最終の報告としたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議会改革等に関する調査特別委員会最終報告書は、報告済みといたします。

◎日程第11 意見書案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第11、意見書案第1号 農業の発展に必要な生産基盤整備の
拡充を求める意見書を議題とします。

お諮りいたします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入
りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第11、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 意見書案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第12、意見書案第2号 ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第12、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 意見書案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第13、意見書案第3号 外国人技能実習制度の拡充を求める意見書を議題とします。

お諮りいたします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第3号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第13、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 意見書案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第14、意見書案第4号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第4号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第14、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎議事日程の追加

○議長（野村 洋君） お諮りします。

ただいま意見書案第5号 TPP交渉等の国際貿易交渉に係る意見書及び意見書案第6号 農協関係法制度の見直しに関する意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

意見書案第5号及び意見書案第6号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 意見書案第5号

○議長（野村 洋君） 追加日程第1、意見書案第5号 TPP交渉等の国際貿易交渉に係る意見書を議題とします。

お諮りいたします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第5号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

追加日程第1、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 意見書案第6号

○議長（野村 洋君） 追加日程第2、意見書案第6号 農協関係法制度の見直しに関する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第6号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

追加日程第2、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議員の派遣について

○議長（野村 洋君） 日程第15、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第127条の規定による議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、日程第15のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣の日程のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の日程に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

◎日程第16 休会中の所管事務調査等の申し出

○議長（野村 洋君） 日程第16、休会中の所管事務調査等の申し出を議題といたします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申し出につきましては、森町議会会議条例の実施に関する要綱第6条に基づき、配付の上、報告するものです。

◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） これをもちまして本3月会議に付議されました案件の審議は全て終了しましたので、平成27年第1回森町議会3月会議を終了いたします。

長期間にわたりご審議をいただきご苦労さまでございました。

休会 午後 3時02分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成 2 7 年 3 月 1 3 日

森町議会議長 野 村 洋（署名）

森町議会議員 川 村 寛（署名）

森町議会議員 西 村 豊（署名）